平 成 23 年 度

固定資產概要調書

神戸市行財政局主税部固定資産税課

目 次

I	土地に関す	る概要調書報告書	
	第 1 表	納税義務者数に関する調	1
	第 2 表	総括表	2
	第 3 表	納税義務者区分による土地に関する調	4
	第 4 表	宅地に関する調	6
	第 5 表	宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地)	8
	第 6 表	宅地等の負担調整に関する調(商業地等)	10
	第 7 表	宅地等の負担調整に関する調(農地+造成費として評価される農業用施設用地・生産緑地地区内の宅地)	11
	第 8 表	宅地等の負担調整に関する調(宅地計・一般山林)	13
	第 9 表	宅地等の負担調整に関する調(複合利用鉄軌道用地(小規模住宅用地・一般住宅用地))	14
	第 10 表	宅地等の負担調整に関する調(宅地比準土地・宅地比準土地以外・総計)	16
	第 11 表	農地の負担調整に関する調(一般市街化区域農地・介在農地・一般農地)	18
	第 12 表	農地の負担調整に関する調(合計)	21
	第 13 表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成19年度以前の課税分から新たに市街化区域農地となったもの)	22
	第 14 表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成20・21年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの)	24
	第 15 表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成22・23年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの)	28
	第 16 表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(合計)	32
	第 17 表	課税標準の特例等に関する調	34
	第 18 表	介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調	37
	第 19 表	負担調整措置等による軽減額に関する調	40
	第 20 表	段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調	41
п	安島に関す	る概要調書等報告書·	
ш	第 21 表	の似 安調音 守刊 古書 納 税 義 務 者 数 に 関 す る 調	43
	第 21 衣 第 22 表	Mでは、大型のでは、では、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では	43
	第 22 衣 第 23 表	版行政 所有者区分による家屋に関する調	45
	第 24 表	木造家屋に関する調	46
	第 25 表	木造以外の家屋に関する調(1)事務所、店舗、百貨店、銀行	48
	第 26 表	木造以外の家屋に関する調(2)住宅、アパート	49
	第 27 表	木造以外の家屋に関する調(3)病院、ホテル	50
	第 28 表	木造以外の家屋に関する調(4)工場、倉庫、市場	51
	第 29 表	木造以外の家屋に関する調(5)その他	52
	第 30 表	木造以外の家屋に関する調(6)合計	53
	第 31 表	新増分家屋に関する調(1)木造家屋	54
	第 32 表	新増分家屋に関する調(2)木造以外の家屋	55
	第 33 表	減少分家屋に関する調(1)木造家屋	57
	第 34 表	減少分家屋に関する調(2)木造以外の家屋	58
	71 01 10		00

	第 35 表	課税標準額等に関する調(その1)	59
	第 36 表	課税標準額等に関する調(その2)	60
	第 37 表	法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調	61
	第 38 表	建築年次区分による家屋に関する調	62
	第 39 表	家屋の変動に関する調	63
	第 40 表	法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成23年度に新たに軽減の対象となったものについて)	64
	第 41 表	法附則第15条の6第1項及び第2項の減額適用を受けなかった住宅の個数に関する調(平成23年度に新たに課税の対象となったものについて)	65
	第 42 表	法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成23年度に新たに軽減の対象となったものについて)	66
	第 43 表	新築住宅に関する調	67
	第 44 表	法附則第16条の2の規定による軽減税額等に関する調	68
ш	都市計画税	こ関する調報告書:	
	第 51 表	都市計画区域及び課税区域に関する調	71
	第 52 表	納税義務者数に関する調	72
	第 53 表	地積及び床面積等に関する調	73
	第 54 表	決定価格及び課税標準額に関する調	74
	第 56 表	三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調	76
	第 57 表	課税標準の特例に関する調	78
	第 58 表	課税標準の特例に関する調	81
	第 59 表	宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地)	86
	第 60 表	宅地等の負担調整に関する調(商業地等・宅地計・その他)	88
	第 61 表	宅地等の負担調整に関する調(その他・合計)	90
	第 62 表	農地の負担調整に関する調	91
IV	償却資産に	見する概要調書等報告書	
	第 69 表	- 納税義務者数に関する調	93
	第 70 表	償却資産の価格等に関する調(市町村計)	94
	第 71 表	償却資産の価格等に関する調(個人分)	95
	第 72 表	償却資産の価格等に関する調(法人分)	96
	第 73 表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法第349条の3関係)	97
	第 74 表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)(法附則第15条関係)	100
	第 75 表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)(法附則第15条関係)	102
	第 76 表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2)	105
	第 78 表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)	106
	第 79 表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)	107
	第 80 表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)	108
v	市町村交付	たに関する概要調書等報告書	
-	-,	平成23年度 市町村交付金の交付額等に関する調	109

I 土地に関する概要調書等報告書

地1	方グ	大人]]体:	コー	ド	表看 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	0	1

平成23年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		(1)	(2)	(3)
区分個人・法人の別	行番号	総数 (人)	法定免税点未満 のもの(人) 19(イ)-(ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
個 人	0 1 0	289, 279	13, 477	275, 802
法人	0 2 0	15, 286	936	14, 350
# 	0 3 0	304, 565	14, 413	290, 152

· 地	1方4	3共2]]体:	コー	K	表者 7	备号 8
2	8	1	0	0	0	0	2

第2表 総 括 表

都道系	牙 県 名	兵庫県
市町	村 名	神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)				(8)	(9)	(10)
	区分					地	積					決	定 価	格				課程	说 標 3	準 額
		行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの(ホ)-(ト)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	法定免税点以上のもの
地		9			12 (m²)(イ)		42 (m²)(ハ)		9			12 (千円)(ホ)		42 (千円)(ト)56	9			12 (千円)(チ)	27 (千円)(リ)	42(千円)(ヌ)56
_	一 般 田	0	1	0	3, 785, 591	43, 949, 417	1, 270, 863	42, 678, 554	0	1	1	6, 217, 602	173, 098	6, 044, 504	0	1	2	6, 161, 248	171, 153	5, 990, 095
田	介 在 田 ・ 市 街 化 区 域 田	0	2	0	51, 298	1, 117, 283	974	1, 116, 309	0	2	1	19, 162, 301	7, 370	19, 154, 931	0	2	2	6, 518, 534	2, 472	6, 516, 062
	一 般 畑	0	3	0	1, 221, 895	5, 465, 892	437, 542	5, 028, 350	0	3	1	385, 277	30, 662	354, 615	0	3	2	380, 763	30, 188	350, 575
畑	介 在 畑 · 市 街 化 区 域 畑	0	4	0	6, 950	311, 432	7, 715	303, 717	0	4	1	8, 034, 517	7, 980	8, 026, 537	0	4	2	2, 934, 396	3,006	2, 931, 390
	小 規 模 住 宅 用 地	0	5	0		54, 132, 223	168, 490	53, 963, 733	0	5	1	4, 310, 564, 409	5, 581, 387	4, 304, 983, 022	0	5	2	693, 502, 480	922, 508	692, 579, 972
宅	一般住宅用地	0	6	0		7, 986, 386	3, 856	7, 982, 530	0	6	1	387, 297, 348	74, 458	387, 222, 890	0	6	2	124, 928, 731	24, 621	124, 904, 110
地	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	0	7	0		35, 704, 921	4, 245	35, 700, 676	0	7	1	2, 535, 311, 141	54, 062	2, 535, 257, 079	0	7	2	1, 698, 233, 111	36, 668	1, 698, 196, 443
	計	0	8	0	21, 214, 191	97, 823, 530	176, 591	97, 646, 939	0	8	1	7, 233, 172, 898	5, 709, 907	7, 227, 462, 991	0	8	2	2, 516, 664, 322	983, 797	2, 515, 680, 525
	塩 田	0	9	0	0			/	0	9	1	\setminus			0	9	2		\setminus	
	鉱 泉 地	1	0	0	373	332	20	312	1	0	1	25, 098	312	24, 786	1	0	2	24, 793	283	24, 510
	池 沼	1	1	0	199, 273	112, 090	4, 414	107, 676	1	1	1	56, 549	655	55, 894	1	1	2	39, 620	476	39, 144
Щ	一般山林	1	2	0	50, 580, 962	81, 761, 542	9, 539, 251	72, 222, 291	1	2	1	1, 270, 053	147, 425	1, 122, 628	1	2	2	1, 269, 769	147, 424	1, 122, 345
林	介 在 山 林	1	3	0	786, 699	4, 826, 997	179, 770	4, 647, 227	1	3	1	7, 393, 684	79, 061	7, 314, 623	1	3	2	5, 019, 634	53, 894	4, 965, 740
	牧場	1	4	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1	4	2	0	0	0
	原 野	1	5	0	3, 423, 204	4, 319, 248	452, 089	3, 867, 159	1	5	1	1, 513, 722	40, 007	1, 473, 715	1	5	2	1, 070, 133	29, 263	1, 040, 870
	ゴルフ場用地	1	6	0	52, 435	11, 997, 118	445	11, 996, 673	1	6	1	33, 936, 112	980	33, 935, 132	1	6	2	23, 672, 226	687	23, 671, 539
ħ#-	遊園地等の用地	1	7	0	825	41, 292	0	41, 292	1	7	1	912, 904	0	912, 904	1	7	2	639, 033	0	639, 033
雑	単 体 利 用	1	8	0	569, 253	1, 970, 804	41	1, 970, 763	1	8	1	54, 987, 026	252	54, 986, 774	1	8	2	37, 508, 111	176	37, 507, 935
	鉄 小規模住宅用地	1	9	0		151	0	151	1	9	1	20, 589	0	20, 589	1	9	2	3, 431	0	3, 431
種	道 合 一般住宅用地	2	0	0		0	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0
	用 利 住宅用地以外	2	1	0		280, 812	0	280, 812	2	1	1	39, 673, 496	0	39, 673, 496	2	1	2	26, 293, 265	0	26, 293, 265
地	計	2	2	0	1, 855	280, 963	0	280, 963	2	2	1	39, 694, 085	0	39, 694, 085	2	2	2	26, 296, 696	0	26, 296, 696
	その他の雑種地	2	3	0	119, 570, 534	15, 435, 817	413, 471	15, 022, 346	2	3	1	141, 134, 441	309, 521	140, 824, 920	2	3	2	95, 999, 831	217, 882	95, 781, 949
	計	2	4	0	120, 194, 902	29, 725, 994	413, 957	29, 312, 037	2	4	1	270, 664, 568	310, 753	270, 353, 815	2	4	2	184, 115, 897	218, 745	183, 897, 152
	その他	2	5	0	81, 380, 905				2	5	1				2	5	2			
	合 計	2	6	0	282, 846, 243	269, 413, 757	12, 483, 186	256, 930, 571	2	6	1	7, 547, 896, 269	6, 507, 230	7, 541, 389, 039	2	6	2	2, 724, 199, 109	1, 640, 701	2, 722, 558, 408

- 地 1	方々	〉共]]体:	コー	ド	表者 7	番号
2	8	1	0	0	0	0	2

第2表 総 括 表 (つづき)

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

_							(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
	_		区 分					筆	数		単 位 当 7	たり 価格
Of.				行	番	号	非課税地筆数	評 価 総 筆 数	法定免税点未満 のもの(ヲ)-(カ)	法定免税点以上のもの	平均価格	最 高 価 格
地		目		9			12 (筆)(ル)	27 (筆)(ヲ)		57 (筆)(力)		72 (円/ m²)(タ) 80
		_	般 田	0	1	3	20, 612	48, 321	2, 487	45, 834	141	151
Щ			在 田 ・ 化 区 域 田	0	2	3	256	2, 976	29	2, 947	17, 151	232, 354
畑		_	般 畑	0	3	3	3, 452	10, 048	1, 066	8, 982	70	72
川		介 打街	在 畑 · 化 区 域 畑	0	4	3	49	1, 289	41	1, 248	25, 799	161, 450
		小 住	規 模 宅 用 地	0	5	3		340, 962	5, 352	335, 610	79, 630	1, 562, 216
宅	_	一般	住宅用地	0	6	3		90, 927	408	90, 519	48, 495	540, 380
地			宅 用 地	0	7	3		78, 432	338	78, 094	71, 007	2, 270, 166
			計	0	8	3	44, 929	510, 321	6, 098	504, 223	73, 941	2, 270, 166
		塩	田	0	9	3	0					
	釖	7	泉 地	1	0	3	5	44	1	43	75, 596	2, 120, 411
		池	沼	1	1	3	248	280	11	269	504	38, 584
山		- ;	般山林	1	2	3	15, 192	27, 749	6, 645	21, 104	16	16
林		介:	在 山 林	1	3	3	566	5, 335	653	4, 682	1, 532	70, 200
		牧	場	1	4	3	0	0	0	0	0	0
		原	野	1	5	3	3, 489	6, 855	1, 221	5, 634	350	66, 402
	1	ゴル	フ場用地	1	6	3	78	3, 255	4	3, 251	2, 829	15, 379
11.64-	遊	室 園 土	地等の用地	1	7	3	2	4	0	4	22, 108	22, 108
雑	Aut.		体 利 用	1	8	3	1,007	3, 473	4	3, 469	27, 901	130, 720
	鉄軌		小規模住宅用地	1	9	3		10	0	10	136, 351	136, 351
種	道	· 後 合	一般住宅用地	2	0	3		0	0	0	0	0
	用 地		住宅用地以外	2	1	3		704	0	704	141, 281	741, 885
地			計	2	2	3	3	714	0	714	141, 279	741, 885
	そ	- の f	也の雑種地	2	3	3	119, 131	28, 568	2, 903	25, 665	9, 143	776, 880
			計	2	4	3	120, 221	36, 014	2, 911	33, 103	9, 105	776, 880
	そ	-	の他	2	5	3						
		合	計	2	6	3	209, 019	649, 232	21, 163	628, 069	28, 016	

地1	表番号 7 9						
2	8	1	0	0	0	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	于 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

_						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	\	▼ 区 分				納税義	務者数	地	積	決 定	価 格
地			行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	法 人
715			9		_	12 (人)(イ)	22 (人)(口)	32 (m²)(/\)	44 (m²)(≔)	56 (千円)(ホ)	68 (千円)(へ) 79
田		一 般 田	0	1	0	7, 729	25	42, 655, 403	23, 151	6, 041, 733	2, 771
П		介 在 田 · 街 化 区 域 田	0	2	0	1, 212	15	1, 109, 227	7, 082	19, 078, 257	76, 674
畑		一 般 畑	0	3	0	3, 832	19	4, 721, 633	306, 717	332, 623	21, 992
ДЦ		介 在 畑 ・ 街 化 区 域 畑	0	4	0	829	16	298, 425	5, 292	7, 930, 398	96, 139
		小 規 模 主 宅 用 地	0	5	0	254, 154	6, 170	47, 941, 601	6, 022, 132	3, 761, 308, 863	543, 674, 159
宅	_	般住宅用地	0	6	0	68, 630	954	7, 584, 024	398, 506	361, 730, 083	25, 492, 807
地	É 以	主 宅 用 地 、外 の 宅 地	0	7	0	31, 084	9, 853	8, 903, 997	26, 796, 679	679, 038, 791	1, 856, 218, 288
		計	0	8	0	353, 868	16, 977	64, 429, 622	33, 217, 317	4, 802, 077, 737	2, 425, 385, 254
	ţ	塩 田	0	9	0			\setminus	\setminus	\setminus	
	鉱	泉 地	1	0	0	12	24	104	208	3, 283	21, 503
	Ŷ	池 沼	1	1	0	27	31	19, 581	88, 095	24, 293	31, 601
Щ	-	一般山林	1	2	0	4, 410	387	42, 774, 161	29, 448, 130	664, 736	457, 892
林	Í	个 在 山 林	1	3	0	1, 477	358	2, 031, 086	2, 616, 141	2, 694, 120	4, 620, 503
	4	牧 場	1	4	0	0	0	0	0	0	0
	Ţ	原 野	1	5	0	2, 144	172	2, 157, 590	1, 709, 569	925, 339	548, 376
	ゴ	ルフ場用地	1	6	0	182	34	2, 001, 059	9, 995, 614	4, 950, 098	28, 985, 034
	遊	園地等の用地	1	7	0	0	1	0	41, 292	0	912, 904
雑		単 体 利 用	1	8	0	4	34	465	1, 970, 298	3, 603	54, 983, 171
	鉄	小規模住宅用地	1	9	0	0	2	0	151	0	20, 589
種	軌道	複 一般住宅用地	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	用 地	利住宅用地以外	2	1	0	4	38	212	280, 600	6, 938	39, 666, 558
地		計	2	2	0	4	40	212	280, 751	6, 938	39, 687, 147
70	そ	の他の雑種地	2	3	0	9, 067	1, 485	7, 249, 676	7, 772, 670	61, 203, 206	79, 621, 714
		計	2	4	0	9, 257	1, 594	9, 251, 412	20, 060, 625	66, 163, 845	204, 189, 970
	1	合 計	2	5	0	384, 797	19, 618	169, 448, 244	87, 482, 327	4, 905, 936, 364	2, 635, 452, 675

1 地	方グ	、共区]体:	コー	K	表番号		
2	8	1	0	0	0	0	3	

第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	五 兵	車県
市町村名	五 神〕	≐市

_							(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
			区 分				課税	票 準 額	筆	数	単 位			価 格
Left.		_	<u> </u>	行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	平 均 (ホ) 個 人	価 格 _(~) 法 人	最 高 個 人	価 格 法 人
地		目		9			12 (千円)(ト)	24 (千円)(チ)	36 (筆)(リ)	46 (筆)(ヌ)	(<u>ホ)</u> 個 人 (ハ) (円/㎡)(ル)	(二) (円/m²)(ヲ)	回 人 56 (円/㎡)(ワ)	伝 67 (円/㎡)(カ) 77
田		_	般 田	0	1	1	5, 987, 549	2, 546	45, 776	58	142	120	151	151
Д			生 田 ・ 化 区 域 田	0	2	1	6, 481, 698	34, 364	2, 919	28	17, 200	10, 827	232, 354	37, 182
畑		-	般 畑	0	3	1	328, 587	21, 988	8, 945	37	70	72	72	72
ДЩ			生 畑 ・ 化 区 域 畑	0	4	1	2, 887, 058	44, 332	1, 224	24	26, 574	18, 167	161, 450	39, 862
	1	小 住 年	規 模 宅 用 地	0	5	1	605, 305, 515	87, 274, 457	321, 013	14, 597	78, 456	90, 279	1, 219, 279	1, 562, 216
宅	_	般	住宅用地	0	6	1	116, 786, 822	8, 117, 288	88, 265	2, 254	47, 696	63, 971	540, 380	468, 528
地		住 年 人 外	老 用 地 の 宅 地	0	7	1	464, 486, 402	1, 233, 710, 041	49, 940	28, 154	76, 262	69, 270	2, 150, 653	2, 270, 166
			計	0	8	1	1, 186, 578, 739	1, 329, 101, 786	459, 218	45, 005	74, 532	73, 016	2, 150, 653	2, 270, 166
		塩	田	0	9	1			/	\setminus	\setminus	\backslash	\setminus	
	鉱	ļ	泉 地	1	0	1	3, 283	21, 227	12	31	31, 567	103, 380	758, 526	2, 120, 411
		池	沼	1	1	1	17, 300	21, 844	42	227	1, 241	359	38, 584	14, 682
山	-	一 角	设 山 林	1	2	1	664, 669	457, 676	17, 729	3, 375	16	16	16	16
林	1	介有	生 山 林	1	3	1	1, 826, 259	3, 139, 481	2, 862	1,820	1, 326	1, 766	70, 200	66, 885
		牧	場	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		原	野	1	5	1	650, 898	389, 972	4, 502	1, 132	429	321	66, 402	39, 433
	ゴ	゛ル	フ場用地	1	6	1	3, 465, 068	20, 206, 471	725	2, 526	2, 474	2, 900	3, 190	15, 379
+14	遊	園地	也等の用地	1	7	1	0	639, 033	0	4	0	22, 108	0	22, 108
雑		単	体 利 用	1	8	1	2, 522	37, 505, 413	5	3, 464	7, 748	27, 906	28, 952	130, 720
	鉄軌		小規模住宅用地	1	9	1	0	3, 431	0	10	0	136, 351	0	136, 351
種	道	複合	一般住宅用地	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	用 地	利用	住宅用地以外	2	1	1	4, 857	26, 288, 408	4	700	32, 726	141, 363	32, 726	741, 885
地			計	2	2	1	4, 857	26, 291, 839	4	710	32, 726	141, 361	32, 726	741, 885
	そ	の他	也の雑種地	2	3	1	42, 498, 198	53, 283, 751	17, 799	7, 866	8, 442	10, 244	180, 936	776, 880
			計	2	4	1	45, 970, 645	137, 926, 507	18, 533	14, 570	7, 152	10, 179	180, 936	776, 880
		合	計	2	5	1	1, 251, 396, 685	1, 471, 161, 723	561, 762	66, 307	28, 952	30, 126		

1	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	0	4				

第4表 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

_			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	区		納税義	務者数	地	積	決 定	価 格	
地	分区	行番号	個 人	法人	個人	法 人	個 人	法 人	最高価格地の所在
	別	9	12 (人)	22 (人)	32 (m²)(√)	44 (m²)(□)	56 (千円)(ハ)	68 (千円)(二) 79	
商	繁華街	0 1 0	297	148	32, 343	29, 920	18, 534, 730	18, 030, 421	中央区北長狭通1丁目
業	高度商業地区I	0 2 0	52	175	24, 133	331, 054	12, 235, 006	206, 724, 114	中央区小野柄通8丁目
	高度商業地区Ⅱ	0 3 0	737	641	131, 960	633, 748	57, 204, 918	239, 011, 167	中央区三宮町1丁目
地	普通商業地区	0 4 0	6, 141	1, 736	1, 088, 087	1, 553, 627	217, 546, 533	260, 917, 361	中央区北長狭通3丁目
区	計	0 5 0	7, 227	2, 700	1, 276, 523	2, 548, 349	305, 521, 187	724, 683, 063	
住	併用住宅地区	0 6 0	13, 014	2, 533	3, 640, 064	2, 567, 387	427, 087, 437	276, 765, 094	中央区山本通2丁目
宅	高級住宅地区	0 7 0	1, 423	89	453, 462	127, 338	87, 287, 099	20, 171, 258	東灘区御影2丁目
地	普通住宅地区	0 8 0	230, 065	6, 440	48, 702, 958	8, 816, 047	3, 709, 045, 518	657, 415, 772	東灘区岡本2丁目
区	計	0 9 0	244, 502	9,062	52, 796, 484	11, 510, 772	4, 223, 420, 054	954, 352, 124	
工	大工場地区	1 0 0	152	797	91, 755	11, 784, 191	3, 641, 083	441, 548, 706	中央区港島6丁目
業	中小工場地区	1 1 0	6, 527	1, 706	1, 425, 287	4, 238, 369	104, 114, 855	236, 373, 365	東灘区本山南町6丁目
地	家内工業地区	1 2 0	(0	0	0	0	0	
区	計	1 3 0	6, 679	2, 503	1, 517, 042	16, 022, 560	107, 755, 938	677, 922, 071	
村	集団地区	1 4 0	6, 116	315	1, 940, 848	647, 218	54, 628, 871	20, 925, 012	須磨区多井畑字地獄谷
落地	村 落 地 区	1 5 0	11, 730	793	6, 418, 990	2, 088, 838	103, 885, 702	34, 914, 897	須磨区多井畑字渋人谷上
区	計	1 6 0	17, 846	1, 108	8, 359, 838	2, 736, 056	158, 514, 573	55, 839, 909	
看		1 7 0	359	127	93, 623	285, 517	5, 601, 847	12, 197, 563	兵庫区福原町
農業		1 8 0	929	22	382, 607	114, 063	1, 247, 091	390, 524	北区八多町附物
生產	緑地地区内の宅地	1 9 0	30	0	3, 505	0	17, 047	0	西区伊川谷町有瀬
	合 計	2 0 0	277, 572	15, 522	64, 429, 622	33, 217, 317	4, 802, 077, 737	2, 425, 385, 254	中央区三宮町1丁目

⁽注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地1	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	0	4				

第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

			▶		(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	区				課税機		筆	数	単位	正 当 た	<u> </u>	西 格
地	分分	行	番	号	個人	法人	個人	法人	平均	価 格	最 高	価 格
	区	11		7					(八) 個 人	_(二) 法 人	個 人	法 人
	別	9			12 (千円)	24 (千円)	36 (筆)	46 (筆)	(才) (円/m²)	· · / / / 2\	56 (円/m²)	67 (円/m²) 77
商	繁華街	0	1	1	11, 510, 713	11, 579, 962	454	349		602, 621	1, 042, 944	1, 230, 600
業	高度商業地区I	0	2	1	3, 916, 168	128, 439, 935	86	565		624, 442	1, 175, 716	1, 780, 410
地	高度商業地区Ⅱ	0	3	1	23, 110, 918	147, 461, 341	1, 035	1, 480		377, 139	2, 150, 653	2, 270, 166
	普通商業地区	0	4	1	73, 762, 174	147, 528, 643	8, 689	3, 731	199, 935	167, 941	641, 656	636, 144
区	計	0	5	1	112, 299, 973	435, 009, 881	10, 264	6, 125	239, 339	284, 374	2, 150, 653	2, 270, 166
住	併用住宅地区	0	6	1	139, 675, 617	150, 967, 536	18, 995	5, 496		107, 800	399, 984	406, 348
宅	高級住宅地区	0	7	1	18, 081, 782	6, 088, 985	1,856	195	192, 490	158, 407	311, 192	292, 000
地	普通住宅地区			1	813, 579, 026	248, 547, 984	285, 112	18, 654	76, 156	74, 570	338, 295	337, 318
区	計	0	9	1	971, 336, 425	405, 604, 505	305, 963	24, 345	79, 994	82, 909	399, 984	406, 348
工	大工場地区	1	0	1	2, 378, 456	288, 991, 556	201	1, 717	39, 683	37, 470	58, 769	71, 142
業	中小工場地区	1	1	1	44, 384, 642	156, 849, 114	9, 137	3, 982	73, 048	55, 770	187, 005	193, 202
地	家内工業地区	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
区	計	1	3	1	46, 763, 098	445, 840, 670	9, 338	5, 699	71, 030	42, 310	187, 005	193, 202
村	集団地区	1	4	1	17, 596, 090	11, 548, 831	9, 445	778	28, 147	32, 331	106, 220	106, 220
落地	村 落 地 区	1	5	1	35, 163, 420	23, 245, 458	23, 959	2, 264		16, 715	69, 748	69, 748
区	計		6		52, 759, 510	34, 794, 289	33, 404	3, 042	18, 961	20, 409	106, 220	106, 220
匍		1	7	1	2, 651, 469	7, 618, 787	573	516	59, 834	42, 721	157, 024	159, 242
農業	美用施設の用に供 - る 宅 地	1	8	1	757, 809	233, 654	1, 312	56	3, 259	3, 424	6, 050	3, 450
生産	緑地地区内の宅地	1	9	1	10, 455	0	35	0	4, 864	0	6, 050	0
	合 計	2	0	1	1, 186, 578, 739	1, 329, 101, 786	360, 889	39, 783	74, 532	73, 016	2, 150, 653	2, 270, 166

⁽注)1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

1 担	地方公共団体コード									
2	8	1	0	0	0	0	5			

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		Fr. Let J. Mar. a.N. J.	9	12 (人)		39 (千円)		(+)
		負担水準1.0以上	0 1 0	184, 127	34, 733, 146	2, 086, 734, 159	347, 788, 932	233, 288
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	26, 785	4, 895, 248	502, 617, 236	81, 630, 740	31, 698
	4-12	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	27, 099	4, 729, 626	618, 637, 338	95, 348, 371	32, 086
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	15, 728	2, 880, 358	480, 751, 861	70, 561, 762	19, 393
	模	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	3, 351	644, 412	65, 301, 119	9, 036, 149	4, 113
	1矢	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	293	34, 551	5, 019, 895	669, 319	354
	住	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	31	11, 540	1, 115, 285	143, 947	36
	111	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	12	1, 884	125, 039	15, 365	15
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	11	8, 757	859, 374	96, 613	14
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	2	706	56, 250	6, 021	
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	7	714	46, 160	4, 456	7
	,	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0	4	382	36, 239	3, 173	4
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0	1	200	2, 447	197	1
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0	2	77	6, 461	470	2
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
)	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満	2 1 0	057 450	47 041 001	0.761.000.060	COE DOE 515	001 010
		計 負担水準1.0以上	2 2 0 2 3 0	257, 453 3, 831	47, 941, 601 4, 300, 783	3, 761, 308, 863 297, 862, 274	605, 305, 515 49, 643, 709	321, 013 8, 975
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	999		60, 849, 102	9, 877, 674	
	11,	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	1, 096	486, 151 723, 018	102, 836, 856	15, 851, 402	1, 749 2, 088
	規	負担水準0.85以上0.95未満	2 6 0	721	382, 442	64, 641, 016	9, 480, 630	1, 342
	//JE	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	125	120, 994	16, 445, 206	2, 286, 927	1, 342
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0	125	3, 844	546, 640	72, 885	30
	150	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0	3	3, 891	440, 441	55, 864	30
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0	J	3, 691	440, 441	55, 604	J
20		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0	2	313	14, 343	1,607	9
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0	2	456	24, 184	2, 563	
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0	1	40	3, 868	381	
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0	1	10	3,000	301	
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0	1	200	10, 229	815	1
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0	-	200	10, 223	010	
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.33未満	3 8 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	14	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
	/ \	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
)	負担水準0.05未満	4 3 0					
		[2 3 4 2 4 1 1 - 2 - 2 2 1 5 HPM						

地1	方を	大学]体:	コー	ĸ	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
 	1	Pr Det 1 Mars of D.L. I	9	12 (人) 24		39 (千円)		(筆) 80
		負担水準1.0以上	4 5 0	54, 586	6, 361, 443	226, 169, 236	75, 389, 722	71, 117
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	5, 523	439, 278	34, 965, 352	11, 377, 139	6, 405
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	4, 448	373, 261	41, 676, 191	12, 837, 094	5, 166
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	3, 247	329, 940	53, 098, 045	15, 575, 188	4,050
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	1, 159	71, 542	5, 412, 994	1, 503, 846	1, 398
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	82	4, 041	286, 802	76, 481	96
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	6	492	8, 977	2, 304	6
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	12	1, 061	42, 287	10, 330	14
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	5	550	37, 334	8, 435	8
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	1	1, 530	18, 721	3, 834	1
	,	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	1	284	6, 231	1, 164	1
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	2	29	902	156	2
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	1	573	7, 011	1, 129	1
	_	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
	個	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	TIEI	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
		計	6 6 0	69, 073	7, 584, 024	361, 730, 083	116, 786, 822	88, 265
		負担水準1.0以上	6 7 0	668	275, 636	11, 567, 404	3, 855, 801	1,610
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	101	41, 873	3, 996, 778		167
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	89	34, 780	4, 844, 732	1, 493, 532	158
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	110	31, 980	4, 179, 206	1, 222, 397	245
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	12	10, 989	828, 971	232, 054	61
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	3	320	18, 414	4, 910	5
	,	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
地	宅	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	1	2, 584	33, 774	7, 868	1
	用	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	1	1	307	65	1
	Л	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	1	125	12, 057	2, 374	5
	Lih	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	1	218	11, 164	1,778	1
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
)	負担水準0.05未満	8 7 0					
		The second secon						

地 1	方グ	大人]]体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
		区	行	番号	納税義務者数	:	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆	数
			9		12 (人)		(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
		負担水準0.7超	0	1 (22, 306		6, 769, 073	404, 543, 527	283, 180, 454		35, 222
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	2 (1, 441, 743	202, 791, 981	136, 405, 231		10, 782
	ш	負担水準0.6以上0.65未満	0	3 (2, 433		579, 353	65, 079, 439	40, 941, 238		3, 312
		負担水準0.55以上0.6未満		4 (100, 890	6, 305, 799	, ,		576
		負担水準0.5以上0.55未満		5 (9, 854	229, 663	132, 765		35
		負担水準0.45以上0.5未満		6 (1, 443	29, 288	15, 319		7
	7	負担水準0.4以上0.45未満		7 (1, 332	53, 751	25, 657		4
	(/)	負担水準0.35以上0.4未満		8 (309	5, 343	2, 259		2
		負担水準0.3以上0.35未満		9 (
		負担水準0.25以上0.3未満		0 (
宅		負担水準0.2以上0.25未満		1 (
		負担水準0.15以上0.2未満		2 (
	III	負担水準0.1以上0.15未満		3 (
	人	負担水準0.05以上0.1未満		4 (
		負担水準0.05未満		5 (
		計 (2) 12 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		6 (and the same of th		8, 903, 997	679, 038, 791	464, 486, 402		49, 940
		負担水準0.7超		7 (-,		22, 201, 521	1, 063, 855, 347	723, 964, 464		19, 079
		負担水準0.65以上0.7以下		8 (2, 755, 157	416, 868, 881	279, 487, 738		6, 344
		負担水準0.6以上0.65未満		9 (1, 168, 307	263, 588, 276	163, 804, 515		2, 417
	1.1	負担水準0.55以上0.6未満		0 (273, 904	100, 118, 974	60, 071, 384		287
地	_	負担水準0.5以上0.55未満		1 (155, 868	4, 539, 022	2, 637, 330		21
746	-	負担水準0.45以上0.5未満		2 (219, 607	6, 547, 476	, ,		2
	/ I'	負担水準0.4以上0.45未満		3 (22, 315	700, 312	346, 066		4
	(/)	負担水準0.35以上0.4未満		4 (
	-	負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満		5 (
				6 (
	_	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満		7 (8 (1					
		負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満		9 (-					
	14	負担水準0.05以上0.1未満		0 (-					
	人	負担水準0.05未満		1 (
)	負担水率0.05未個 計		2 (26, 796, 679	1, 856, 218, 288	1, 233, 710, 041		28, 154
		рΙ	J	۷ (10, 755		20, 190, 019	1, 000, 410, 400	1, 455, 110, 041		20, 104

1	方グ	共区]]体:	コー	ド	表看 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号 ※	刊税 義 務 者 数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
			9 12	(人) 24				(筆) 80
宅	住	負担水準0.7超	0 1 0	114	29, 840	64, 072	44, 850	132
地	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	77	17, 364	32, 362	22, 653	85
716		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	575	259, 722	892, 606	535, 642	764
$\overline{}$	用	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	250	68, 609	233, 915	140, 349	307
農	地	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	14	7,072	24, 136	14, 315	24
地	以	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
_	外	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
+	Ø	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
造		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
成	宅	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
費	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
논	個	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
し	,—	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
て	\bigcirc	負担水準0.05未満	1 5 0					
評		計	1 6 0	1,030	382, 607	1, 247, 091	757, 809	1, 312
	住	負担水準0.7超	1 7 0					
価	宇	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0					
さ		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	17	82, 692	282, 339	169, 404	38
れ	用	負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	5	1, 996	6, 842	4, 105	6
る	地	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0	2	29, 375	101, 343	60, 145	12
	以	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
農	外	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
業	σ	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0					
用		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
施	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
設	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
用	法	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
地		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					_
<u> </u>	人	負担水準0.05未満	3 1 0					_
		計	3 2 0	24	114, 063	390, 524	233, 654	56

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

1	方グ	共]]体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		—			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番号	納税義務者数		決 定 価 格	課税標準額	筆 数
	1		9		12 (人)				
宅	住	負担水準0.7超		3 0		300	,		
地	宅	負担水準0.65以上0.7以下		4 0		2			
$\overline{}$	用	負担水準0.6以上0.65未満		5 0		· ·			
農	地	負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満		6 0 7 0		291	1, 598	959	4
地		負担水準0.45以上0.5未満		8 0					
等	以	負担水準0.4以上0.45未満		9 0					
+	外	負担水準0.35以上0.4未満		0 0					
造	の	負担水準0.3以上0.35未満		1 0					
成	宅	負担水準0.25以上0.3未満		2 0					
費	地	負担水準0.2以上0.25未満		3 0					
と		負担水準0.15以上0.2未満		4 0					
l	個	負担水準0.1以上0.15未満	_	5 0					
て	, i	負担水準0.05以上0.1未満	4	6 0					
評	人	負担水準0.05未満	4	7 0					
価		計		8 0		3, 505	17, 047	10, 455	35
さ	住	負担水準0.7超		9 0					
れ	宅	負担水準0.65以上0.7以下		0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満		1 0					
る。	用	負担水準0.55以上0.6未満		2 0					
生	地	負担水準0.5以上0.55未満 2.5000000000000000000000000000000000000		3 0					
産	以	負担水準0.45以上0.5未満		4 0					
緑	外	負担水準0.4以上0.45未満		5 0					
地	の	負担水準0.35以上0.4未満		6 0					
地	宅	負担水準0.3以上0.35未満		7 0					
区	地	負担水準0.25以上0.3未満 免担水準0.0以上0.95土港		8 0					
内	끄	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満		9 0					
の		負担水準0.1以上0.15未満		0 0					
宅	法	負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満		2 0					
地	人	負担水準0.05未満		3 0					
$\overline{}$)	計		4 0				0	0
							· ·	Ÿ	U

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

1	方を)共]]体:	コー	F	表 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	0	8

第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	———				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	무	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	<u>r</u>	9 11	田	ク	12 (人)	24 (m²)		54 (千円)	69 (筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	243, 212	45, 671, 008	2, 622, 333, 073	476, 678, 164	314, 990
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0	2	0	29, 248	28, 970, 594	1, 468, 398, 874	1, 007, 144, 918	54, 301
地	税負担据置のもの	0	3	0	104, 514	22, 140, 452	3, 009, 410, 580	960, 250, 136	133, 374
地	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0	4	0	1, 122	864, 885	127, 320, 464	71, 607, 307	1, 558
計	負担水準0.2未満	0	5	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	0	378, 096		7, 227, 462, 991	2, 515, 680, 525	504, 223
	負担水準1.0以上	0	7	0	4, 790	71, 641, 171	1, 113, 562	1, 113, 562	21,070
	負担水準0.95以上1.0未満		8						
	負担水準0.9以上0.95未満		9		13	573, 534	8, 947	8, 706	26
	負担水準0.85以上0.9未満	1	0	0	2	3, 220	51	46	2
_	負担水準0.8以上0.85未満		1						
	負担水準0.75以上0.8未満	1	2	0					
	負担水準0.7以上0.75未満		3						
	負担水準0.65以上0.7未満		4						
般	負担水準0.6以上0.65未満	1	5	0					
	負担水準0.55以上0.6未満		6		1	78	1	1	2
	負担水準0.5以上0.55未満		7		1	0	0	0	1
	負担水準0.45以上0.5未満		8						
	負担水準0.4以上0.45未満		9						
Щ	負担水準0.35以上0.4未満		0	<u> </u>	3	4, 288	67	30	3
	負担水準0.3以上0.35未満		1	•					
	負担水準0.25以上0.3未満		2						
	負担水準0.2以上0.25未満		3						
林	負担水準0.15以上0.2未満		4						
	負担水準0.1以上0.15未満		5						
	負担水準0.05以上0.1未満		6						
	負担水準0.05未満		7						
	計	2	8	0	4, 810	72, 222, 291	1, 122, 628	1, 122, 345	21, 104

 1
 地方公共団体コード
 表番号

 2
 8
 1
 0
 0
 0
 0
 9

第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(1)		(2)		((3)		(4)		(5)
		区 分	行	番	Д.	納税義務者数		地 積	決	定	価格	課税	標準額	筆	数
		<u>Б</u> 77	1 J 9	甾	カ	12 (人)	24	(m²)	39		(千円)		(千円	69	(筆)8
		負担水準1.0以上	0	1	0	32 - 22		` ′							
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0										
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0										
複	規	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0										
恀		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0										
		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0										
		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0										
		負担水準0.65以上0.7未満		8											
合		負担水準0.6以上0.65未満		9											
	_ [負担水準0.55以上0.6未満		0											
		負担水準0.5以上0.55未満		1											
	,	負担水準0.45以上0.5未満	_	2											
利	地	負担水準0.4以上0.45未満		3											
		負担水準0.35以上0.4未満		4											
		負担水準0.3以上0.35未満		5	•										
	- 1	負担水準0.25以上0.3未満		6											
ш		負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満		7											
用	. 1	負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満		8 9											
		負担水準0.05以上0.1未満		0											
	$\overline{}$	負担水準0.050大1水് 負担水準0.05未満		1											
	ŀ	與1些小平0.00不個 計		2		0		0			0				0
鉄		負担水準1.0以上		3		2		151			20, 589		3, 431		10
		<u>負担水準0.95以上1.0未満</u>		4				101			20,000		0, 101		10
		負担水準0.9以上0.95未満		5											
		負担水準0.85以上0.9未満	2		0										
軌	İ	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0										
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0										
		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0										
	住	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0										
道		負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0										
\ <u>-</u>		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0										
		負担水準0.5以上0.55未満		3											
	,	負担水準0.45以上0.5未満		4											
m	THIS I	負担水準0.4以上0.45未満		5											
用		負担水準0.35以上0.4未満		6											
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	3		0										
		負担水準0.25以上0.3未満		8								ļ			
	法	負担水準0.2以上0.25未満		9								<u> </u>		-	
地	,	負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	_	0			-								
		負担水準0.1以上0.15木綱 負担水準0.05以上0.1未満		1			-								
	\smile	負担水準0.050よ1米満 負担水準0.05未満		3										-	
	ŀ	負担小平0.00木個 計		4		9		151			20, 589		3, 431		10
		ĒΙ	4	4	U	4		191			40, 569		5, 451		10

 地方公共団体コード
 表番号

 2
 8
 1
 0
 0
 0
 0
 9

第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

							(1)		(2)		(3)			(4)		(5	.)
		区	分	行	番	무	納税義務者数	地	積	決	定個	i格	課 税	標準額	頁	筆	数
		,	24	9	ш	,,	12 (人)	24	(m^2)	39		(千円	54	(千日	円) 69	9	(筆)8
		負担水準1.0以上			5												^
	_	負担水準0.95以上1.0未満			6												
		負担水準0.9以上0.95未満			7												
複	般	負担水準0.85以上0.9未満		_	8	_											
1/2		負担水準0.8以上0.85未満			9												
	住	負担水準0.75以上0.8未満		_	0												
		負担水準0.7以上0.75未満			1												
	宅	負担水準0.65以上0.7未満			2												
合		負担水準0.6以上0.65未満			3												
	用	負担水準0.55以上0.6未満			4												
		負担水準0.5以上0.55未満			5												
	地	負担水準0.45以上0.5未満		_	6										-		
利		負担水準0.4以上0.45未満			7								ļ				
	$\overline{}$	負担水準0.35以上0.4未満 免担水準0.25以上0.25大港			8								ļ				
		負担水準0.3以上0.35未満		_	9												
	個	負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満			0										-		
m	-				1										-		
用	,	負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満			2										-		
	/			_	•	•											
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満			5										-		
			計		6		0		0			ſ	1		0		
鉄		負担水準1.0以上	ĒΙ.		7		0		U			C	<u>'</u>		U		0
		負担水準0.95以上1.0未満			8								1		-		
		負担水準0.9以上0.95未満			9												
		負担水準0.85以上0.9未満		_	0	•											
動。	般	負担水準0.8以上0.85未満			1												
17.4	<i>(</i>	負担水準0.75以上0.8未満			2								1				
	住	負担水準0.7以上0.75未満		_	3	_											
		負担水準0.65以上0.7未満			4												
344	宅	負担水準0.6以上0.65未満			5												
道		負担水準0.55以上0.6未満			6												
	用	負担水準0.5以上0.55未満		_	7												
	Life	負担水準0.45以上0.5未満		7	8	0											
	地	負担水準0.4以上0.45未満		7	9	0											
用		負担水準0.35以上0.4未満		8	0	0											
	$\widehat{}$	負担水準0.3以上0.35未満		8	1	0									1		
	54-	負担水準0.25以上0.3未満			2												
	法	負担水準0.2以上0.25未満		8	3	0											
地	,	負担水準0.15以上0.2未満		8	4	0											
20		負担水準0.1以上0.15未満		8	5	0											
		負担水準0.05以上0.1未満		8	6	0											
		負担水準0.05未満		8	7	0											
			計	8	8	0	0		0			C)		0		0

地1	方を	F	表者 7	昏号 8			
2	8	1	0	0	0	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

		——				(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番	문	納税義務者数		地 積	決	定価格	課税標準額	筆	数
		, and the second	9	ш	,,	12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
	<i>-</i>	負担水準0.7超	0	1	0	8, 486		9, 634, 582	(64, 157, 007	44, 909, 898		17, 318
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	755		450, 629		4, 504, 856	3, 051, 557		1, 169
	地	負担水準0.6以上0.65未満		3		277		232, 791		1, 355, 367	855, 102		398
	LL	負担水準0.55以上0.6未満		4		79		62, 146		348, 136	208, 881		94
	比	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	41		36, 763		203, 115	115, 777		50
	準	負担水準0.45以上0.5未満		6		26		25, 156		133, 651	70, 124		40
	ı	負担水準0.4以上0.45未満		7		46		24, 547		104, 449	49, 492		64
そ	土.	負担水準0.35以上0.4未満		8	•	4		912		16, 502	6, 953		8
	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	1		413		2, 527	1, 008		2
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	9		13, 433		366, 287	122, 852		13
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満		1									
	個	負担水準0.15以上0.2未満		2									
		負担水準0.1以上0.15未満		3									
	人	負担水準0.05以上0.1未満		4									
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		5									
\mathcal{O}		計		6		9, 724		10, 481, 372		71, 191, 897	49, 391, 644		19, 156
	宅	負担水準0.7超		7		1, 528		19, 002, 367		11, 622, 909	78, 135, 342		13, 009
	-L	負担水準0.65以上0.7以下		8		212		1, 616, 688		74, 108, 616	49, 572, 824		1, 794
	地	負担水準0.6以上0.65未満		9		95		710, 023		14, 379, 532	9, 023, 893		481
	比	負担水準0.55以上0.6未満		0		20		20, 860		2, 921, 027	1, 752, 616		37
	νц	負担水準0.5以上0.55未満		1		18		44, 152		1, 736, 378	987, 234		44
	準	負担水準0.45以上0.5未満		2		19		45, 938		262, 337	141, 078		50
	士:	負担水準0.4以上0.45未満		3		25		109, 347		1, 719, 873	821, 072		198
他	⊥.	負担水準0.35以上0.4未満		4		10		31, 107		741, 522	324, 129		88
165	地	負担水準0.3以上0.35未満		5		1		440		49, 928	19, 874		1
		負担水準0.25以上0.3未満		6		15		63, 950		1, 731, 749	590, 102		36
		負担水準0.2以上0.25未満		7									
	法	負担水準0.15以上0.2未満		8									
	Y	負担水準0.1以上0.15未満		9									
	人	負担水準0.05以上0.1未満 (4.1a.1.) (2.1a.1.1) (2.1a.1.1) (2.1a.1.1) (3.1a.1.1) (3.1a.1.1) (4.1a.1.1) (4.1a.		0	<u> </u>								
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		1	<u> </u>	1		0		0	0		1
		計	3	2	0	1, 944		21, 644, 872	2	09, 273, 871	141, 368, 164		15, 739

地1	方グ	ド	表 7	番号 8			
2	8	1	0	0	0	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番 -	문	納税義務者数	地	積	決	定 価 格	課税標準額	筆	数
		E ,	9	ш	, ,	12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
	宅	負担水準1.0以上	3	3	0	2, 410	4	4, 809, 467		245, 300	245, 300		6, 514
		負担水準0.95以上1.0未満	3	4	0	111		75, 123		7, 892	7, 892		198
	地	負担水準0.9以上0.95未満		5		125		69, 965		5, 377	5, 252		235
		負担水準0.85以上0.9未満		6		47		31, 182		2, 151	1, 990		107
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3	7	0	72		27, 343		1,842	1,623		129
そ		負担水準0.75以上0.8未満	3	8	0	75		30, 434		3, 874	3, 154		107
		負担水準0.7以上0.75未満	3	9	0	114		65, 272		4, 207	3, 270		192
		負担水準0.65以上0.7未満		0		171		159, 511		12, 215	8, 745		329
	+	負担水準0.6以上0.65未満		1		295		506, 058		39, 697	26, 559		599
		負担水準0.55以上0.6未満	4	2	0	35		10, 566		835	524		50
\mathcal{O}	地	負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0	47		8, 676		894	512		54
0)	끄	負担水準0.45以上0.5未満	4	4	0	390		83, 085		4, 937	2, 701		567
	DI	負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0	21		11, 210		4, 162	1, 981		25
	以	負担水準0.35以上0.4未満	4	6	0	22		6, 413		463	199		25
	7.1	負担水準0.3以上0.35未満	4	7	0	3		1		0	0		3
	外	負担水準0.25以上0.3未満	4	8	0	34		11, 145		1, 247	435		50
他		負担水準0.2以上0.25未満	4	9	0	3		109		449	135		3
	0)	負担水準0.15以上0.2未満	5	0	0								
		負担水準0.1以上0.15未満	5	1	0								
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5	2	0								
		負担水準0.05未満	5	3	0								
	地	<u></u>	5	4	0	3, 975		5, 905, 560		335, 542	310, 272		9, 187
	本則に	こよる課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5	5	0	250, 414	122	2, 121, 797	2, 6	523, 712, 524	478, 040, 457		342, 584
		下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの		6		39, 262	5	7, 607, 543		544, 178, 790	1, 130, 190, 158		84, 628
		旦据置のもの	5	7	0	105, 853	2	5, 150, 583	3, 1	03, 758, 951	1, 022, 753, 512		137, 216
1=	上記」	以外で負担水準0.2未満を除いたもの	5	8	0	3, 021		3, 021, 262	1	37, 757, 253	76, 892, 254		4, 990
計	負担7	水準0.2未満	5	9	0	1		0		0	0		1
		#	6	0	0	398, 551	20'	7, 901, <u>1</u> 85	7, 5	509, 407, 518	2, 707, 876, 381		569, 419

1	方々	大人]体:	1 —	ド	表看 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	1	1

第11表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		——					(1)		(2)	(3)		(4)		(5)	
		区	分	行 9	番	号	納税義務者数(人)	24	地 積 (㎡)	定価格(千円)	課 54	税 標 準 額 (千円)	69		数 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	0	1	0									
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0	2	0									
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0	3	0									
_		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		4										
			負担水準0.6以上0.7未満		5										
	田		負担水準0.5以上0.6未満		6										
般	, .		負担水準0.4以上0.5未満		7										
川又		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	0	8	0									
			負担水準0.2以上0.3未満		9										
			負担水準0.1以上0.2未満	1	0	0									
市			負担水準0.1未満		1										
			計		2		0		0	()	0			0
		本則	負担水準1.0以上		3										
41		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		4										
街		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1	5	0									
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		6										
			負担水準0.6以上0.7未満		7										
化	畑		負担水準0.5以上0.6未満		8										
10	ΛЩ		負担水準0.4以上0.5未満		9										
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2	0	0									
			負担水準0.2以上0.3未満		1										
区			負担水準0.1以上0.2未満		2										
			負担水準0.1未満		3										
			計		4		0		0	()	0			0
4-1		本則	負担水準1.0以上		5		0		0	(4	0			0
域		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		6		0		0	(0			0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満		7		0		0	(0			0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		8		0		0	(0			0
農			負担水準0.6以上0.7未満		9		0		0	(1	0			0
112	計		負担水準0.5以上0.6未満		0		0		0	(0			0
			負担水準0.4以上0.5未満		1		0		0	(0			0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満		2		0		0	(0			0
地			負担水準0.2以上0.3未満		3		0		0	(0			0
			負担水準0.1以上0.2未満		4		0		0	(0			0
			負担水準0.1未満		5		0		0	(0			0
			計	3	6	0	0		0	()	0			0

· 1	1方4	大公	団体:	1 —	ド	表看 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	1

第11表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		——					(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	
		区	分	行 9	番	号	納税義務者数 12 (人)	24	地 積 (㎡)	決 39	定 価 格 (千円)		果 税 標 準 額 (千円)	69		数 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	3	7	0										
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	3	8	0										
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3	9	0										
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4	0	0										
			負担水準0.6以上0.7未満	4	1	0										
	ш		負担水準0.5以上0.6未満	4	2	0										
介	田		負担水準0.4以上0.5未満	4	3	0										
71		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4	4	0										
			負担水準0.2以上0.3未満	4	5	0										
			負担水準0.1以上0.2未満		6											
			負担水準0.1未満	4	7	0										
			計·		8		0		0			0	0			0
		本則	負担水準1.0以上		9											
,		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		0											
在		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満		1											
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		2											
			負担水準0.6以上0.7未満		3	-										
	畑		負担水準0.5以上0.6未満		4											
	ΛЩ		負担水準0.4以上0.5未満		5											
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満			0										
			負担水準0.2以上0.3未満		7											
農			負担水準0.1以上0.2未満		8											
			負担水準0.1未満		9											
			<u></u>		0		0		0			0	0			0
		本則	負担水準1.0以上		1		0		0			0	0			0
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		2		0		0			0	0			0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満			0	0		0			0	0			0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		4		0		0			0	0			0
地			負担水準0.6以上0.7未満		5		0		0			0	0			0
70	計		負担水準0.5以上0.6未満		6		0		0			0	0			0
			負担水準0.4以上0.5未満		7	•	0		0			0	0			0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満		8		0		0			0	0			0
			負担水準0.2以上0.3未満			0	0		0			0	0			0
			負担水準0.1以上0.2未満			0	0		0			0	0			0
			負担水準0.1未満		1		0		0			0	0			0
			計	7	2	0	0		0			0	0			0

1	1方4	大公]]体:	コー	ド	表 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	1	1

第11表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		7,	9 .3	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則	7 3 0	6, 501	31, 482, 489	4, 405, 677	4, 405, 677	29, 934
		負担調整率1.025	7 4 0	3, 261	9, 529, 057	1, 393, 091	1, 374, 065	13, 002
	\blacksquare	負担調整率1.05	7 5 0	737	1, 259, 753	185, 687	167, 529	1, 996
_	Щ	負担調整率1.075	7 6 0	221	232, 579	33, 961	27, 509	551
		負担調整率1.10	7 7 0	182	174, 676	26, 088	15, 315	351
		計	7 8 0	10, 902	42, 678, 554	6, 044, 504	5, 990, 095	45, 834
般		本則	7 9 0	2, 109	3, 348, 515	235, 021	235, 021	4, 085
川又		負担調整率1.025	8 0 0	1, 930	1, 362, 576			
	畑	負担調整率1.05	8 1 0	458	283, 533	20, 329	18, 753	779
	ΛЩ	負担調整率1.075	8 2 0	83	10, 803	775	630	101
農		負担調整率1.10	8 3 0	43	22, 923	1, 643	,	66
,- 4		計	8 4 0	4, 623		354, 615		
		本則	8 5 0	8, 610		4, 640, 698		34, 019
		負担調整率1.025	8 6 0	5, 191	10, 891, 633	1, 489, 938		
地		負担調整率1.05	8 7 0	1, 195		206, 016		2, 775
		負担調整率1.075	8 8 0	304	243, 382	34, 736		
		負担調整率1.10	8 9 0	225		27, 731	16, 443	
		計	9 0 0	15, 525	47, 706, 904	6, 399, 119	6, 340, 670	54, 816

1	方グ	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	1	2

第12表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道႔	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
		区	行	番号	<u> </u>	納税義務者数		地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	数
		~	9	щ		12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則	0	1	0	6, 501		31, 482, 489	4, 405, 677	4, 405, 677		29, 934
		負担調整率1.025	0	2	0	3, 261		9, 529, 057	1, 393, 091	1, 374, 065		13,002
	ш	負担調整率1.05	0	3	0	737		1, 259, 753	185, 687	167, 529		1, 996
	Ш	負担調整率1.075	0	4	0	221		232, 579	33, 961	27, 509		551
		負担調整率1.10	0	5	0	182		174, 676	26, 088	15, 315		351
合		計	0	6	0	10, 902		42, 678, 554	6, 044, 504	5, 990, 095		45, 834
		本則	0	7	0	2, 109		3, 348, 515	235, 021	235, 021		4,085
		負担調整率1.025	0	8	0	1, 930		1, 362, 576	96, 847	95, 043		3, 951
	ıkm	負担調整率1.05	0	9	0	458		283, 533	20, 329	18, 753		779
	九四	負担調整率1.075	1	0	0	83		10, 803	775	630		101
		負担調整率1.10	1	1	0	43		22, 923	1, 643	1, 128		66
-1-		計	1	2	0	4, 623		5, 028, 350	354, 615	350, 575		8, 982
計		本則	1	3	0	8, 610		34, 831, 004	4, 640, 698	4, 640, 698		34, 019
		負担調整率1.025	1	4	0	5, 191		10, 891, 633	1, 489, 938	1, 469, 108		16, 953
	計	負担調整率1.05	1	5	0	1, 195		1, 543, 286	206, 016	186, 282		2,775
	рl	負担調整率1.075	1	6	0	304		243, 382	34, 736	28, 139		652
		負担調整率1.10	1	7	0	225		197, 599	27, 731	16, 443		417
		計	1	8	0	15, 525		47, 706, 904	6, 399, 119	6, 340, 670		54, 816

批 1	方グ	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	1	3

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
_		9	12 (人) 24				69 (筆) 80
平	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1 0	1,024	1, 006, 000			2, 612
19	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	54	30, 371	744, 974		87
	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	22	7, 684	249, 365	77, 067	24
以	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	27	14, 021	370, 410		33
	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	10	4, 473	162, 450	,	11
前	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	2	853	23, 661	6, 309	2
Ø	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	2	1, 083	21, 835	5, 686	2
	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
課	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
434	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
税	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
分	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0	1	228	7, 007	1, 245	1
	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
カュ	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
6	負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
₩r.	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
新	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
た	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
/ _	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
に	負担水準0.05未満	2 1 0					
	計	2 2 0	1, 142	1, 064, 713	17, 985, 478	5, 953, 822	2, 772
市	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3 0	623	210, 583	5, 806, 296	1, 935, 432	953
街	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	21	9,655	398, 766	129, 770	24
121	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	19	6, 726	303, 224		23
化	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	11	4, 306	276, 774	81, 041	11
	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	10	2, 989	113, 856	31, 707	10
区	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0	1	950	0.007	0.070	0
4-1	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0	1	356	8, 837	2, 279	
域	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
農	負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満	3 1 0					
100	負担水準0.5以上0.5未満 負担水準0.5以上0.55未満	3 2 0					
地 畑	田 <u>負担水準0.5以上0.55未満</u> 負担水準0.45以上0.5未満	3 3 0 3 4 0					
[, [負担水準0.4以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満	3 4 0					
と	負担水準0.35以上0.45木満 負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
な	負担水準0.35以上0.4木満 負担水準0.3以上0.35未満	3 6 0					
'A	負担水準0.3以上0.35木満 負担水準0.25以上0.3未満	3 7 0					
つ	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	負担水準0.2以上0.25木祹 負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
た	負担水準0.15以上0.2木満 負担水準0.1以上0.15未満	4 0 0					
] ,	2.17 . 7	4 1 0					
₽	負担水準0.05以上0.1未満 免担水準0.05未満	4 2 0					
Ø	負担水準0.05未満 計		685	234, 615	6 007 752	9 979 061	1,023
V)	計	4 4 0	685	234, 615	6, 907, 753	2, 273, 961	1, 02

地方公共団体コード 表番号 7 8										
2	8	1	0	0	0	1	3			

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行 9	千番 号	納税義務者数 12 (人)	地 積 24 (㎡)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5 0	1, 647	1, 216, 583	22, 212, 072	7, 404, 024	3, 50
19		負担水準0.95以上1.0未満	4	6 0	75	40, 026	1, 143, 740	370, 730	1:
以		負担水準0.9以上0.95未満	4	7 0	41	14, 410	552, 589	170, 799	4
前の		負担水準0.85以上0.9未満	4	8 0	38	18, 327	647, 184	189, 937	4
課		負担水準0.8以上0.85未満	4	9 0	20	7, 462	276, 306	76, 774	4
税		負担水準0.75以上0.8未満		0 0	2	853	23, 661	6, 309	
分か		負担水準0.7以上0.75未満	5	1 0	3	1, 439	30, 672	7, 965	
b b		負担水準0.65以上0.7未満	5	2 0	0	0	0	0	
新		負担水準0.6以上0.65未満	5	3 0	0	0	0	0	
たに		負担水準0.55以上0.6未満	5	4 0	0	0	0	0	
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5 0	0	0	0	0	
街	μl	負担水準0.45以上0.5未満	5	6 0	1	228	7, 007	1, 245	
化区		負担水準0.4以上0.45未満	5	7 0	0	0	0	0	
区域		負担水準0.35以上0.4未満	5	8 0	0	0	0	0	
農		負担水準0.3以上0.35未満	5	9 0	0	0	0	0	
地		負担水準0.25以上0.3未満	6	0 0	0	0	0	0	
とな		負担水準0.2以上0.25未満	6	1 0	0	0	0	0	
2		負担水準0.15以上0.2未満	6	2 0	0	0	0	0	
た		負担水準0.1以上0.15未満	6	3 0	0	0	0	0	
€ Ø		負担水準0.05以上0.1未満	6	4 0	0	0	0	0	
*/		負担水準0.05未満	6	5 0	0	0	0	0	
		計	6	6 0	1,827	1, 299, 328	24, 893, 231	8, 227, 783	3, 79

地方公共団体コード 表番号 7 8										
2	8	1	0	0	0	1	4			

							(1)		(2)		(3)		(4)		(5))
		区分	彳	亍	番 -	号	納税義務者数		地積		定価格		脱標準額		筆	数
ļ.,		本則による(価格の3分の1)課税がなされ	5 0		1	0	12 (人)	24		39	(千円) 77,85	54	(千円) 20,761	69		(筆) 80
平		年前による (価格の3分の1) 課税がなされ 負担水準0.95以上1.0未満			2		4		2, 192		11,80	Ł	20, 761			
20												1				
•		負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満		_	3			-				<u> </u>				
0		負担水準0.8以上0.85未満			4							<u> </u>				
課		負担水準0.8以上0.85米個 負担水準0.75以上0.8未満			5							<u> </u>				
床		負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満		_	7			-				<u> </u>				
税		負担水準0.7以上0.75米個 負担水準0.65以上0.7未満			8							1				
100		負担水準0.6以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満			9							1				
分		負担水準0.55以上0.6未満			0							1				
, ,		負担水準0.5以上0.55未満		_	1							1				
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満		_	2							1				
		負担水準0.4以上0.45未満		-	3							1				
Ġ		負担水準0.35以上0.45米個 負担水準0.35以上0.4未満			4							1				
		負担水準0.3以上0.4米個 負担水準0.3以上0.35未満			5							1				
新		負担水準0.25以上0.35米個 負担水準0.25以上0.3未満			6							1				
		負担水準0.2以上0.25未満			7							1				
た		負担水準0.15以上0.25米個 負担水準0.15以上0.2未満			8							1				
		負担水準0.1以上0.15未満			9							-				
に		負担水準0.05以上0.1未満			0							+				
市		負担水準0.05未満		_	1							+				
[]]		東担小平0.03不個 計		_	2		4		2, 192		77, 85	1	20, 761			6
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされ	たもの 2		3		3		1, 380		65, 97		17, 593			- 5
121		負担水準0.95以上1.0未満			4		3		1,000		00, 51	1	11,000			
化		負担水準0.9以上0.95未満			5							1				
		負担水準0.85以上0.9未満			6							1				
区		負担水準0.8以上0.85未満			7							1				
		負担水準0.75以上0.8未満			8							1				
域		負担水準0.7以上0.75未満			9							1				
		負担水準0.65以上0.7未満		_	0							1				
農		負担水準0.6以上0.65未満			1							1				
1.1		負担水準0.55以上0.6未満		_	2							1				
地		負担水準0.5以上0.55未満		_	3							1				
1.	畑	負担水準0.45以上0.5未満			4							1				
と		負担水準0.4以上0.45未満			5							1				
な		負担水準0.35以上0.4未満		_	6							1				
/ よ		負担水準0.3以上0.35未満			7							1				
2		負担水準0.25以上0.3未満		_	8							1				
		負担水準0.2以上0.25未満			9							1				
た		負担水準0.15以上0.2未満			0							1				
, -		負担水準0.1以上0.15未満			1											
₽		負担水準0.05以上0.1未満			2							1				
_		負担水準0.05未満			3							1				
\mathcal{O}		計		_	4		3		1, 380		65, 97	3	17, 593			9

地方公共団体コード 表番号 7 8										
2	8	1	0	0	0	1	4			

	区 分	納税義務者数	地 積 (㎡)	決定価格	課税標準額	筆 数 (筆)
	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	(人)	3, 572	(千円) 143, 827	(千円) 38,354	(津)
:)	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
:	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
:	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
· · · ·	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
1	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
	計	7	3, 572	143, 827	38, 354	

地	方々	类区	団体:	コー	K	表者 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	1	4

都	道層	年 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)		(2)		(3)	(4)			(5)
		区	分	行	番号	納税義務者数 (人)	地24	也 積 (m²)		定価格(千円)	課税標		筆 69	数 (筆) ₈₀
		本則による(価格の3分の1)課税	がなされたもの	4	5 0		2.7	1, 846	00	28, 475		5, 695	00	4
平		負担水準0.95以上1.0未満		4	6 0			ŕ		,				
21		負担水準0.9以上0.95未満		4	7 0									
		負担水準0.85以上0.9未満		4	8 0									
Ø		負担水準0.8以上0.85未満		4	9 0									
am		負担水準0.75以上0.8未満		5	0 0									
課		負担水準0.7以上0.75未満		5	1 0									
税		負担水準0.65以上0.7未満		5	2 0									
加		負担水準0.6以上0.65未満			3 0									
分		負担水準0.55以上0.6未満			4 0									
,,	田	負担水準0.5以上0.55未満			5 0									
カュ	Щ	負担水準0.45以上0.5未満			6 0									
		負担水準0.4以上0.45未満		5	7 0									
6		負担水準0.35以上0.4未満			8 0									
₩C.		負担水準0.3以上0.35未満			9 0									
新		負担水準0.25以上0.3未満			0 0									
た		負担水準0.2以上0.25未満			1 0									
/_		負担水準0.15以上0.2未満			2 0									
に		負担水準0.1以上0.15未満			3 0									
•		負担水準0.05以上0.1未満			4 0									
市		負担水準0.05未満			5 0									
		=======================================	•		6 0	2		1,846		28, 475		5, 695		4
街		本則による(価格の3分の1)課税	がなされたもの		7 0			3, 579		94, 710		18, 942		4
化		負担水準0.95以上1.0未満			8 0									
16		負担水準0.9以上0.95未満			9 0									
区		負担水準0.85以上0.9未満			0 0									
-		負担水準0.8以上0.85未満			1 0									
域		負担水準0.75以上0.8未満			2 0									
		負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満			3 0 4 0									
農		負担水準0.6以上0.65未満												
Lula		負担水準0.55以上0.65末満			5 0 6 0									
地		負担水準0.5以上0.55未満			7 0									
لح	畑	負担水準0.45以上0.5未満			8 0									
		負担水準0.4以上0.45未満			9 0									
な		負担水準0.35以上0.4未満			0 0									
		負担水準0.3以上0.35未満			1 0									
2		負担水準0.25以上0.3未満			2 0									
3.		負担水準0.2以上0.25未満			3 0							1		
た		負担水準0.15以上0.2未満			4 0							1		
4		負担水準0.1以上0.15未満			5 0									
D		負担水準0.05以上0.1未満			6 0									
Ø		負担水準0.05未満			7 0									
		東亞水平0.00水闸 言	+		8 0			3, 579		94, 710		18, 942		4

地 1	方グ	共区]]体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	1	4

	区 分	納税義務者数 (人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千 円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	5	5, 425	123, 185	24, 637	(革)
	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
PI	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
	計	5	5, 425	123, 185	24, 637	

- 地 1	方グ	类区]体:	コー	K	表章 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	5

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行 番 号		地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆) 80
	I	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1 0		2, 780			69 (革) 80
平		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	1	2,100	120, 102	10, 011	
22		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
Ø		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
課		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
税		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
Λ		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
分		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
カュ	田	負担水準0. 45以上0. 5未満	1 2 0					
/3"		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
ò		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
_		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
新		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
に		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
市		負担水準0.05未満	2 1 0					
111		計	2 2 0	4	2,780	120, 102	16, 014	
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3 0	2	551	23, 801	3, 174	4
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
化		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
4-1		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
域		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
農		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
JEC		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
地		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
_	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
と	ДЩ	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
な		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
2		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
,		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
/_	I	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
₽		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
Ŭ		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
の		負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	2	551	23, 801	3, 174	2

地	方グ	共区]体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	1	5

		区 分	納税義務者数(人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6	3, 331	143, 903	19, 188	7
22		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	0
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	0
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	0
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	0
分、		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	0
カュ		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	0
ら 新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	0
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	0
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	0
街	計	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	0
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	C
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	C
域		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	C
農		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	C
地と		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	(
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	C
つ		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	0
ŧ		負担水準0.05未満	0	0	0	0	0
の		計	6	3, 331	143, 903	19, 188	7

地 1	方グ	、共区]]体:	コー	ド	表看 7	§号 8
2	8	1	0	0	0	1	5

						(1)	(2)		(3)	(4)	(5)
		区	分	行 番	号		地 積 (m²)		定価格(千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 ^(筆)
	I	本則による(価格の3分の1)課税2	ぶたされたもの	9 4 5	0		6, 14		201, 921		69 (車)
亚		負担水準0.95以上1.0未満	7 - 4 - 2 - 4 - 7	4 6			0,11	_	201,021	10, 101	
23		負担水準0.9以上0.95未満		4 7							
		負担水準0.85以上0.9未満		4 8							
の		負担水準0.8以上0.85未満		4 9							
		負担水準0.75以上0.8未満		5 0	0						
課		負担水準0.7以上0.75未満		5 1							
~\r\		負担水準0.65以上0.7未満		5 2							
税		負担水準0.6以上0.65未満		5 3							
分		負担水準0.55以上0.6未満		5 4							
Ħ		負担水準0.5以上0.55未満		5 5	_						
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満		5 6							
/3		負担水準0.4以上0.45未満		5 7							
ò		負担水準0.35以上0.4未満		5 8							
_		負担水準0.3以上0.35未満		5 9	_						
新		負担水準0.25以上0.3未満		6 0							
		負担水準0.2以上0.25未満		6 1	_						
た		負担水準0.15以上0.2未満		6 2							
		負担水準0.1以上0.15未満		6 3							
に		負担水準0.05以上0.1未満		6 4							
市		負担水準0.05未満		6 5	_						
113		計		6 6	_	5	6, 14)	201, 921	13, 461	
街		本則による(価格の3分の1)課税2		6 7		2	4, 68	3	76, 335	17, 934	
		負担水準0.95以上1.0未満	-	6 8	0		·		•	·	
化		負担水準0.9以上0.95未満		6 9							
		負担水準0.85以上0.9未満		7 0	0						
区		負担水準0.8以上0.85未満		7 1	0						
44		負担水準0.75以上0.8未満		7 2	0						
域		負担水準0.7以上0.75未満		7 3	0						
農		負担水準0.65以上0.7未満		7 4	0						
戾		負担水準0.6以上0.65未満		7 5	0						
地		負担水準0.55以上0.6未満		7 6	0						
_	畑	負担水準0.5以上0.55未満		7 7	0						
と	冮	負担水準0.45以上0.5未満		7 8	0						
		負担水準0.4以上0.45未満		7 9	0						
な		負担水準0.35以上0.4未満		8 0	0						
2		負担水準0.3以上0.35未満		8 1	0						
ر.		負担水準0.25以上0.3未満		8 2	0			L			
た	I	負担水準0.2以上0.25未満		8 3							·
/_		負担水準0.15以上0.2未満		8 4							
₽		負担水準0.1以上0.15未満		8 5	0						
J		負担水準0.05以上0.1未満		8 6	0						
の		負担水準0.05未満		8 7	0						
		計		8 8	0	2	4, 68	3	76, 335	17, 934	

地	表看 7	§号 8					
2	8	1	0	0	0	1	5

第15表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	年 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

	区 分	納税義務者数 (人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	7	10, 826	278, 256	31, 395	(事)
	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
рі	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
	計	7	10,826	278, 256	31, 395	

地	方グ	共区]体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	1	6

第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 i	道斥	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行 番	무	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		Ľ Ŋ	9 .11 J⊞	7	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1	0	1,039	1, 018, 958	16, 834, 128	5, 524, 523	2,633
		負担水準0.95以上1.0未満	0 : 2	0	54	30, 371	744, 974	240, 960	87
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3	0	22	7, 684	249, 365	77, 067	24
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4	0	27	14, 021	370, 410	108, 896	33
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5	0	10	4, 473	162, 450		11
合		負担水準0.75以上0.8未満	0 6	0	2	853	23, 661	6, 309	2
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7	0	2	1,083	21, 835	5, 686	2
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0	0	0	0	0	0	0
	田	負担水準0.5以上0.55未満	1 1		0	0	·	0	0
	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1 2	-	1	228	7, 007	1, 245	1
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3	_	0	_	·	·	
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4		0	0	V	•	0
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5		0	·	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6		0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7		0	0	0	0	0
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8		0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9		0	0	V	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0		0	_	·	Ů	ů
		負担水準0.05未満	2 1	_	0	_	•	0	· ·
		計	2 2	_	1, 157	1, 077, 671	18, 413, 830		2, 793
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3	_	633	220, 779	6, 067, 115		971
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4		21	9, 655	398, 766	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	24
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5		19	6, 726	303, 224	93, 732	23
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6		11		276, 774		11
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7	_	10		113, 856		10
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8		0		9	•	0
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9		1	356	8, 837	2, 279	2
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0		0	0	C	0	0
		負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満	3 1		0	0	·	0	0
		負担水準0.5以上0.5未満	3 2		0	ů	, and the same of	0	0
	畑	負担水準0.45以上0.55未満	3 4		0	_	·	· ·	
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5		0	0	, and the same of	· ·	-
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6		0	0	, and the same of	· ·	0
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7		0	Ü		0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8	_	0	0	·	· ·	
計		負担水準0.2以上0.25未満	3 9	_	0	V	·	·	ů
ĦΙ		負担水準0.15以上0.2未満	4 0	_	0	_	·	V	ů
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1	_	0	·	V	0	0
		負担水準0.05以上0.13未満	4 2	_	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満	4 3		0	0	0	0	0
		計	4 4		695	244, 811	7, 168, 572	2, 331, 604	1, 041
	I	PI PI	7 7	U	093	417, 011	1, 100, 512	2, 001, 004	1, 041

地 1	方グ	k	表看 7	昏号 8			
2	8	1	0	0	0	1	6

第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行 9	番号	納税義務者数 (人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 ³⁹ (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 ⁶⁹ ^(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5 0	1,672			7, 517, 598	
		負担水準0.95以上1.0未満	4	6 0	75	40, 026	1, 143, 740	370, 730	111
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7 0	41	14, 410	552, 589	170, 799	47
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8 0	38	18, 327	647, 184	189, 937	44
合		負担水準0.8以上0.85未満	4	9 0	20	7, 462	276, 306	76, 774	21
		負担水準0.75以上0.8未満	5	0 0	2	853	23, 661	6, 309	2
		負担水準0.7以上0.75未満		1 0	3	1, 439	30, 672	7, 965	4
		負担水準0.65以上0.7未満		2 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.6以上0.65未満		3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.55以上0.6未満	5	4 0	0	0	0	0	0
	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5 0	0	0	0	0	0
	PΙ	負担水準0.45以上0.5未満	5	6 0	1	228	7,007	1, 245	1
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満	6	1 0	0	0	0	0	0
計		負担水準0.15以上0.2未満	6	2 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	6	3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満	6	5 0	0	0	0	0	0
		計	6	6 0	1, 852	1, 322, 482	25, 582, 402	8, 341, 357	3,834

- 地	地方公共団体コード 1							
2	8	1	0	0	0	1	7	

第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	地	25 平 日	m	火田	다 lik	.1. ++-	7. D //h	計
区 分		行番号	12 (千円)	23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	67 (千円) 77
法 第 349 条 の 3 第 9 項	評価額の1/2の額	0 1 0	12 (1)	23 (1)	592, 549		992	
(日本放送協会)	減額後の課税標準額				417, 577		695	,
法第349条の3第11項		0 3 0			2, 862			2, 862
(登録有形文化財等の敷地)	減額後の課税標準額	0 4 0			2,004			2, 004
法 第 349 条 の 3 第 20 項		0 5 0						0
(特定地方交通線等)	減額後の課税標準額	0 6 0						0
	評価額の1/3の額	0 7 0						0
法 第 349 条 の 3 第 23 項	減額後の課税標準額	0 8 0						0
(農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額の1/6の額	0 9 0						0
	減額後の課税標準額	1 0 0						0
法第349条の3第24項		1 1 0						0
(関西国際空港)	減額後の課税標準額	1 2 0						0
法第349条の3第27項	評価額の1/2の額	1 3 0						0
(水資源開発機構)	減額後の課税標準額	1 4 0						0
法第349条の3第29項	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額	1 5 0 1 6 0						0
(中部国際空港) 法第349条の3第32項		1 7 0						0
(自動車安全運転センター)	減額後の課税標準額	1 8 0						0
法第349条の3第33項	評価額の1/2の額	1 9 0						0
	減額後の課税標準額	2 0 0						0
(2) (2) (4 (2) (2) (3) (4 (2) (2) (3) (4 (2) (2) (2) (4 (2) (2) (2) (4 (2) (2) (2) (2) (4 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	評価額の1/2の額				11, 383, 370			11, 383, 370
	減額後の課税標準額	2 2 0			7, 968, 359			7, 968, 359
	評価額の2/3の額	2 3 0						
法 附 則 第 15 条 第 9 項	減額後の課税標準額	2 4 0						
(外貿埠頭公社の特定用途港湾		2 5 0						0
施設(H10.3.31まで取得分))	減額後の課税標準額	2 6 0						0
	評価額の4/5の額	2 7 0						
	減額後の課税標準額	2 8 0						
法附則第15条第23項	評価額の1/2の額	2 9 0						0
(並行在来線)	減額後の課税標準額							0
法附則第15条第33項	評価額の3/4の額							0
(成田国際空港)	減額後の課税標準額	3 2 0						0

- 担	地方公共団体コード								
1	1								
2	8	1	0	0	0	1	7		

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	f 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地目	行番号	田 (千円)	畑 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 (千円) 77
法 附 則 第 15 条 第 38 頃 減額 (外貿埠頭公社の民営化会社に	1後の課税標準額	3 3 0 3 4 0 3 5 0						0 0 0
法 附 則 第 15 条 第 40 項 評価	後の課税標準額 価額の1/2の額	3 6 0 3 7 0 3 8 0			4, 602, 477 3, 560, 093			0 4, 602, 477 3, 560, 093
(重要無形文化財の公演施設の敷地) 減額 法 附 則 第 15 条 第 46 項 評価	後の課税標準額	3 9 0 4 0 0 4 1 0						0 0 0
法附則第15条の2第2項 評価	西額の1/2の額	4 2 0 4 3 0						0
評価 法 附 則 第 15 条 の 3 第 1 項 減額	西額の3/5の額 1後の課税標準額	4 4 0 4 5 0 4 6 0 4 7 0			53, 876 37, 713			53, 876 37, 713 0
平成10年改正法附則第6条第9項 評価による旧法附則第15条第19項	西額の1/2の額	4 8 0 4 9 0 5 0 0			16, 310, 608 11, 417, 426			0 16, 310, 608 11, 417, 426
平成11年改正法附則第8条第8項 による旧法第349条の3第27項 (農業・食品産業技術総合研究機構) 減額	後の課税標準額	5 1 0 5 2 0						0
による旧法第349条の3第31項 (水資源開発機構)減額		5 3 05 4 05 5 0						0
第18項による旧法附則第15条減額第18項(外貿塩頭公社の	1後の課税標準額	5 6 0 5 7 0						0
(H10.4.1~H18.3.31取得分)) 減額		5 8 0 5 9 0						0
第15項(外貿埠頭公社の		6 0 0						0
		6 1 0 6 2 0	0	0	32, 945, 742 23, 403, 172	0		32, 946, 734 23, 403, 867

- 地 1	1方4	〉共5	団体:	コー	k	表番号 7 8		
2	8	1	0	0	0	1	7	

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道序	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

_			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地目	行番号 9	田 田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法附則第15条の8第2項	評 価 額	6 3 0			99, 321			99, 321
(新築貸家住宅敷地)	減額分に相当する 課税 標準額	6 4 0			1, 699			1, 699
法附則第29条の5第7項	市街化区域農地としての評価額	6 5 0		48, 170				48, 170
(宅地化農地・徴収猶予)	徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	6 6 0		14, 451				14, 451
法附則第29条の5第8項	市街化区域農地としての評価額	6 7 0						0
(宅地化農地・徴収猶予)	課税標準額	6 8 0						0
 法附則第29条の5第16項		6 9 0			43, 041			43, 041
(宅地化農地·減額)	減額分に相当する 課税標準額	7 0 0			4, 369			4, 369
法附則第29条の5第17項		7 1 0						0
(宅地化農地・減額)	減額分に相当する 課税 標準額	7 2 0						0

地1	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	1	8				

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都 道 府	: 県 名	兵庫県
市町	村 名	神戸市

_						(1)	(2)	(3)				(4)	(5)	(6)		(7)
						力		漬				決	定価	格	単位当7	こり価格
	区	分	行	番	: 号	評価総地積	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	平均価格	最高価格
			9			12 (m²)(イ)	23 (m²)	34 (m²) 45	9			12 (千円)(口)	23 (千円)	34 (千円)		46 $(円/m^2)_{56}$
	介	在 田	0	1	0	38, 921	283	38, 638	0	1	1	741, 131	30	741, 101	19, 042	232, 354
	介	在 畑	0	2	0	65, 948	7, 042	58, 906	0	2	1	858, 530	565	857, 965	13, 018	65, 236
宅	地	介 在 山 林	0	3	0	4, 826, 997	179, 770	4, 647, 227	0	3	1	7, 393, 684	79, 061	7, 314, 623	1, 532	70, 200
農	地等	穿介在山林	0	4	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (平19以前参入分)	0	5	0	1, 065, 404	691	1, 064, 713	0	5	1	17, 992, 818	7, 340	17, 985, 478	16, 888	91, 172
市	Ħ	特 定 市 農 (平20以後参入分)	0	6	0	12, 958	0	12, 958	0	6	1	428, 352	0	428, 352	33, 057	91, 172
街	Щ	上記以外	0	7	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0
		小 計	0	8	0	1, 078, 362	691	1, 077, 671	0	8	1	18, 421, 170	7, 340	18, 413, 830	17, 083	91, 172
化		特 定 市 農 (平19以前参入分)	0	9	0	235, 288	673	234, 615	0	9	1	6, 915, 168	7, 415	6, 907, 753	29, 390	161, 450
区	畑	特 定 市 農 (平20以後参入分)	1	0	0	10, 196	0	10, 196	1	0	1	260, 819	0	260, 819	25, 581	161, 450
	ДЩ	上記以外	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
域		小 計	1	2	0	245, 484	673	244, 811	1	2	1	7, 175, 987	7, 415	7, 168, 572	29, 232	161, 450
曲		特 定 市 農 (平19以前参入分)	1	3	0	1, 300, 692	1, 364	1, 299, 328	1	3	1	24, 907, 986	14, 755	24, 893, 231	19, 150	161, 450
農	計	特 定 市 農 (平20以後参入分)	1	4	0	23, 154	0	23, 154	1	4	1	689, 171	0	689, 171	29, 765	161, 450
地	PΙ	上記以外	1	5	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0
		計	1	6	0	1, 323, 846	1, 364	1, 322, 482	1	6	1	25, 597, 157	14, 755	25, 582, 402	19, 335	161, 450

地1	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	1	8				

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		-				(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
						課	说 標 :	準 額	<u></u>	i j	数
	区	分	行 9	番	号	総額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総 数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの ^(筆) 71
	介	在 田	0	1	2	506, 339	30	506, 309	157	3	154
	介	在 畑	0	2	2	600, 321	535	599, 786	216	9	207
宅	地	介 在 山 林	0	3	2	5, 019, 634	53, 894	4, 965, 740	5, 335	653	4, 682
農	地等	章 介 在 山 林	0	4	2	0	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (平19以前参入分)	0	5	2	5, 956, 264	2, 442	5, 953, 822	2, 798	26	2, 772
市	Ħ	特 定 市 農 (平20以後参入分)	0	6	2	55, 931	0	55, 931	21	0	21
街	Щ	上記以外	0	7	2	0	0	0	0	0	0
		小 計	0	8	2	6, 012, 195	2, 442	6, 009, 753	2, 819	26	2, 793
化		特 定 市 農 (平19以前参入分)	0	9	2	2, 276, 432	2, 471	2, 273, 961	1, 055	32	1, 023
区	畑	特 定 市 農 (平20以後参入分)	1	0	2	57, 643	0	57, 643	18	0	18
	ХЩ	上記以外	1	1	2	0	0	0	0	0	0
域		小 計	1	2	2	2, 334, 075	2, 471	2, 331, 604	1, 073	32	1, 041
#		特 定 市 農 (平19以前参入分)	1	3	2	8, 232, 696	4, 913	8, 227, 783	3, 853	58	3, 795
農	計	特 定 市 農 (平20以後参入分)	1	4	2	113, 574	0	113, 574	39	0	39
地	ΒI	上記以外	1	5	2	0	0	0	0	0	0
		計	1	6	2	8, 346, 270	4, 913	8, 341, 357	3, 892	58	3, 834

地1	方を)共]]体:	コー	F	表番号 7 8		
2	8	1	0	0	0	1	8	

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
						納	税	義	務	者	数
						各	区 分	別	市街化区域農地に係	る実数(法定免税点未	(満のものを含む。)
	区	分	行	番	号	総数	法定免税点	法定免税点以上のもの	田·畑別	適用区分別	全 体
			9			12 (人)			39 (人)	48 (人)	57 (人) 66
	介	在 田	0	1	3	134	3	131			
	介	在 畑	0	2	3	174	9	165			
宅	宅 地 介 在 山 林			3	3	2, 408	545	1, 863			
農	農地等介在山村			4	3	0	0	0			
		特 定 市 農 (平19以前参入分)	0	5	3	1, 112	25	1, 087			
市	Ш	特 定 市 農 (平20以後参入分)	0	6	3	15	1	14			
街	ш	上記以外	0	7	3	0	0	0			
			0	8	3				1, 125		
化		特 定 市 農 (平19以前参入分)	0	9	3	702	30	672			
区	畑	特 定 市 農 (平20以後参入分)	1	0	3	10	0	10			
	ДН	上記以外	1	1	3	0	0	0			
域			1	2	3				711		
農		特 定 市 農 (平19以前参入分)	1	<u> </u>	3					1, 542	
反	計	特 定 市 農 (平20以後参入分)	1	4	3					25	
地	PI	上記以外	1	5	3					0	
			1	6		即の料体の光体。					1, 558

(注) 17~19列の各欄の数値は、14列の数値の単純合計数値ではない。

1	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	1	9				

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

都	道層	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

_				->			(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
		区	分	行 9	番	号	評価総地積	決 定 信 総 額	法定免税点	千 円) 法定免税点 以上のもの (二)		番	号	軽 減 課税標準の 特例によるも の 12 (ホ)	額 (千 負担調整措 置によるもの (へ)		軽減額合計 (千円) (ハ)+(ホ)+ (ヘ)+(ト) 57	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) 72 ^(リ) 80	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
評	į	<u> </u>	般 田	0	1	0	43, 949, 417	6, 217, 602	173, 098	6, 044, 504	0	1	1	0	54, 409		227, 507	141, 462	141
点		_	般 畑	0	2	0	5, 465, 892	385, 277	30, 662	354, 615	0	2	1	0	4, 040		34, 702	70, 425	70
式評	(5	宅 宅地A	地 ・Bを除く)	0	3	0	97, 321, 197	7, 231, 511, 109	5, 702, 780	7, 225, 808, 329	0	3	1	3, 844, 981, 822	866, 147, 900		4, 716, 832, 502	74, 367	74, 306
価	i	一 舟	设 山 林	0	4	0	81, 761, 542	1, 270, 053	147, 425	1, 122, 628	0	4	1	0	283		147, 708	15, 535	16
法		小		0	5	0	228, 498, 048	7, 239, 384, 041	6, 053, 965	7, 233, 330, 076	0	5	1	3, 844, 981, 822	866, 206, 632		4, 717, 242, 419		31, 682
	用費	月地・唐 (*)	(農業用施設 農地+造成	0	6	0	498, 808	1, 644, 673	7, 058	1, 637, 615	0	6	1	0	646, 152		653, 210		3, 297
そ	区	E地 B E内の宅 - 造成費	(生産緑地地 芒地・農地等 費)	0	7	0	3, 525	17, 116	69	17, 047	0	7	1	0	6, 592		6, 661		4, 856
の	_	一般市街	 皆化区域農地	0	8	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0		0		0
他		上記地	以外の目の計	0	9	0	40, 413, 376	306, 850, 439	446, 138	306, 404, 301	0	9	1	17, 158	89, 801, 191	17, 171, 084	107, 435, 571		7, 593
		小	計	1	0	0	40, 915, 709	308, 512, 228	453, 265	308, 058, 963	1	0	1	17, 158	90, 453, 935	17, 171, 084	108, 095, 442		7, 540
		合	計	1	1	0	269, 413, 757	7, 547, 896, 269	6, 507, 230	7, 541, 389, 039	1	1	1	3, 844, 998, 980	956, 660, 567	17, 171, 084	4, 825, 337, 861		28, 016

⁽注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

1	地	方グ	表 7	番号				
	2	8	1	0	0	0	2	0

第20表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		(1)	(2)	(2)	40	(-)	(4)		
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		
F //	/	課 税 標 準 額 が 法定免税点(30万円)	課税標準額が30万円以上32万円		課税標準額が 34万円以上36万円	課税標準額が36万円以上38万円	課税標準額が38万円以上40万円		
区分	行番号	未満のもの(ア)	未満のもの(1)	未満のもの(ウ)	未満のもの(ェ)	未満のもの(1)	未満のもの(カ)		
	9 1	12	23	34	45	56	67 77		
納 税 義 務 者 数 (人)	0 1 0	14, 410	1,001	1, 128	1, 216	1, 220	1, 436		
決 定 価 格 (千円)	0 2 0	6, 507, 230	1, 647, 315	1, 975, 789	2, 349, 855	2, 518, 819	3, 121, 859		
課 税 標 準 額 (千円)	0 3 0	1, 640, 701	310, 565	372, 377	425, 737	451, 470	560, 250		
総 地 積 (m²)	0 4 0	12, 483, 186	526, 150	566, 732	461, 041	406, 620	633, 770		
(7) (8) (9) (10) (11) (12)									
		小 計	課税標準額が		課税標準額が		課税標準額が		
		30 万円以上40	40万円以上42万円	42万円以上44万円	44万円以上46万円	46万円以上48万円	48万円以上50万円		
区分			未満のもの(キ)	未満のもの(ク)	未満のもの(ケ)	未満のもの(コ)	未満のもの(サ)		
	0	(1) + (1) + (1) + (1) + (1) + (1)	22	24	45	Ec	67 77		
納税義務者数 (人)	0 1 1	6,001	1, 432	1, 477	1, 565	1,622	1,711		
決 定 価 格 (千円)	0 2 1	11, 613, 637	3, 304, 055	3, 566, 880	4, 019, 142	4, 352, 582	4, 825, 681		
課税標準額(千円)	0 3 1	2, 120, 399	587, 213	635, 696	704, 016	762, 805	838, 722		
総 地 積 (m²)	0 4 1	2, 594, 313	490, 957	572, 918	340, 847	551, 227	435, 410		
7.0 IA (III)	V 1 1	2, 001, 010	100,001	0.2,010	010, 01.	001, 22.	100, 110		
		(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)		
	,	小計		課 税 標 準 額 が	課 税 標 準 額 が	課 税 標 準 額 が	課税標準額が		
区分							70万円以上75万円		
<u> </u>		ク 円 木 海 の も の (キ)+(ク)+(ケ)+(コ)+(サ)	木価のもの(シ)	木 価 の も の(メ)	未満のもの(t)	木 両 の も の ())	木 両 の も の(タ)		
	9 1	12	23	34	45	56	67 77		
納 税 義 務 者 数 (人)	0 1 2	7, 807	4, 560	4, 744	5, 009	5, 400	5, 718		
決 定 価 格 (千円)	0 2 2	20, 068, 340	13, 867, 807	15, 896, 200	18, 280, 334	21, 410, 985	24, 432, 011		
課税標準額(千円)	0 3 2	3, 528, 452	2, 394, 847	2, 726, 190	3, 131, 697	3, 647, 988	4, 147, 665		
総 地 積 (m²)	0 4 2	2, 391, 359	1, 307, 976	1, 118, 827	1, 015, 347	1, 047, 541	1, 518, 850		

地1	方グ	ド	表看 7	影号 8			
2	8	1	0	0	0	2	0

第20表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調(つづき)

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

								(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
	区		分		行	番	号	50 万円以上75	·課税標準額が 75万円以上80 万円未満のもの(チ)	80 万円以上85	85 万円以上90	90 万円以上95	課税標準額が 95万円以上100 万円未満のもの(ナ)
					9	_	_	12	23	34	45	56	67 77
納移	兑 義 務	者	数	(人)	0	1	3	25, 431	5, 642	5, 683	5, 876	5, 611	5, 610
決	定	画	格	(千円)		<u> </u>	3	93, 887, 337	25, 927, 407	27, 869, 240	30, 601, 913	30, 724, 678	32, 415, 151
課	税標	準	額	(千円)	0	3	3	16, 048, 387	4, 372, 363	4, 688, 713	5, 141, 590	5, 189, 642	5, 467, 927
総	地		積	(m^2)	0	4	3	6, 008, 541	1, 087, 452	1, 146, 898	1, 221, 100	1, 248, 194	1, 142, 795
								(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
	区		分		行	番	号	75 万円以上100	·課税標準額が 100万円以上300 万円未満のもの(=)	300 万円以上500	500 万円以上1,000	1,000万円以上3,000	課税標準額が 3,000万円以上5,000 万円未満のもの(^)
					9	:		12	23	34	45	56	67 77
納移	兑 義 務	者	数	(人)	0	1	4	28, 422	136, 584	33, 146	22, 631	18, 862	4, 467
決	定	画	格	(千円)	0	2	4	147, 538, 389	1, 371, 150, 408	613, 175, 064	595, 943, 177	960, 059, 524	446, 779, 422
課	税標	準	額	(千円)	0	3	4	24, 860, 235	242, 357, 896	125, 736, 053	157, 493, 937	319, 335, 556	171, 764, 568
総	地		積	(m^2)	0	4	4	5, 846, 439	43, 371, 559	28, 592, 290	35, 159, 043	36, 676, 841	14, 865, 695
								(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)
	区		分		行 9	番	号	小 計100 万円以上5,000万円未満のもの(ニ)+(ヌ)+(ネ)+(ノ)+(ハ)	- 課税標準額が 5,000万円以上1億 円未満のもの(t)	課税標準額が 1億円以上3億円 未満のもの(7)	課税標準額が 3億円以上5億円 未満のもの(^)		
納移		者	数	(人)	0	1	5	215, 690	3, 512	2, 238	415	517	304, 443
決	定		格	(千円)	0	2	5	3, 987, 107, 595	577, 229, 238	813, 443, 319	303, 410, 326	1, 587, 090, 858	7, 547, 896, 269
課	税標	準	額	(千円)	0	3	5	1, 016, 688, 010	243, 392, 180	369, 452, 143	160, 710, 818	885, 757, 784	2, 724, 199, 109
総	地		積	(m²)	0	4	5	158, 665, 428	20, 130, 621	15, 725, 276	5, 964, 605	39, 603, 989	269, 413, 757

Ⅱ 家屋に関する概要調書等報告書

地	方公	・ド	表看	昏号			
2	8	1	0	0	0	2	1 8

第21表 納税義務者数に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

				(1)	(2)	(3)
個人・法人の別	区分	行番号	総数	(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
個	人	90 1 0	12	449, 872	9, 120	440, 752
法	人		35	18, 469	246	18, 223
計			58	468, 341	9, 366	73 458, 975

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	2	2

第22表 総 括 表

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

				→	(1)	(1) (2) (3)						
	丞 分	行	番	号	棟 数	床	面 積 (n	n²)	決 定 価 格 (千円)		提示平均価額(円)	単位当たり価格 提示平均価額 (%)
木	総数	9	1	0	12 7 246, 00	7 20 x	24, 749, 97		31 * 42 645, 248, 094	26, 071	26, 139	100
	法定免税点未満のもの	0	2	0	10, 66	a أ	485, 17	71	9 866, 639	1, 786		
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	ウ 235, 34	1 7	24, 264, 80)2	f 644, 381, 455	26, 556		
木	総数	0	4	0	149, 87	3	62, 233, 97	72	³ 3, 600, 167, 005	57, 849	57, 739	100
造以	法定免税点未満のもの	0	5	0	サ 82	5	21, 79	94	f 86, 167	3, 954		
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	⁵ 149, 04	8	62, 212, 17	78	3, 600, 080, 838	57, 868		
	総数	0	7	0	395, 88	0	86, 983, 94	15	4, 245, 415, 099	48, 807		
計	法定免税点未満のもの	0	8	0	11, 49	1	506, 96	35	952, 806	1,879		
	法定免税点以上のもの	0	9	0	384, 38	9	86, 476, 98	30	⁷ 4, 244, 462, 293	49, 082	(参考)	
非記	果 税 家 屋	1	0	0	17, 47	0	8, 840, 89	92			実際免税点の額	200,000 円

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	3

第23表 所有者区分による家屋に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

				→	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)																																	
				_	個	が 原	有 ~	す る :	家 屋	法人が所有	育する家屋																																	
▷	分	行	番	号	棟 数	床面積(㎡)	決 定 価 格 ^(千円)	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)																																	
木	総数	90	1	0	239, 740	24, 007, 587	628, 910, 822	628, 903, 499	26, 196	6, 267	742, 386																																	
造	法定免税点法満のもの	0	2	0	10, 496	477, 490	849, 551	849, 551	1, 779	170	7, 681																																	
但	法 定 免 税 点以 上 の も の	0	3	0	229, 244	23, 530, 097	628, 061, 271	628, 053, 948	26, 692	6, 097	734, 705																																	
木	総数	0	4	0	121, 318	30, 483, 209	1, 642, 992, 318	1, 642, 992, 318	53, 898	28, 555	31, 750, 763																																	
造 以	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	5	0	727	18, 378	74, 967	74, 967	4, 079	98	3, 416																																	
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	120, 591	30, 464, 831	1, 642, 917, 351	1, 642, 917, 351	53, 928	28, 457	31, 747, 347																																	
	総数	0	7	0	361, 058	54, 490, 796	2, 271, 903, 140	2, 271, 895, 817	41, 693	34, 822	32, 493, 149																																	
計	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	8	0	11, 223	495, 868	924, 518	924, 518	1, 864	268	11, 097																																	
	法定免税点以上のもの	0	9	0	349, 835	53, 994, 928	2, 270, 978, 622	2, 270, 971, 299	42, 059	34, 554	32, 482, 052																																	
				→	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)																																	
_					法人が	所有す	る家屋				計																																	
⊵	分	行																	不 一		* 番 号		番号		番号		于番号		于番号		于番号				•		決 定 価 格 ^(千円)	課税標準額	単位当たり価格	棟数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格
木	総数	90	1	1	16, 337, 272	16, 321, 205	22, 006	³⁶ 246, 007	24, 749, 973	⁵⁴ 645, 248, 094	645, 224, 704	26, 071																																
	法定免税点法満のもの	0	2	1	17, 088	17, 088	2, 225	10, 666	485, 171	866, 639	866, 639	1, 786																																
造	法定免税点以上のもの	0	3	1	16, 320, 184	16, 304, 117	22, 213	235, 341	24, 264, 802	644, 381, 455	644, 358, 065	26, 556																																
木	総数	0	4	1	1, 957, 174, 687	1, 944, 978, 679	61, 642	149, 873	62, 233, 972	3, 600, 167, 005	3, 587, 970, 997	57, 849																																
造以	法定免税点未満のもの	0	5	1	11, 200	11, 200	3, 279	825	21, 794	86, 167	86, 167	3, 954																																
外	法定免税点以上のもの	0	6	1	1, 957, 163, 487	1, 944, 967, 479	61, 648	149, 048	62, 212, 178	3, 600, 080, 838	3, 587, 884, 830	57, 868																																
	総数	0	7	1	1, 973, 511, 959	1, 961, 299, 884	60, 736	395, 880	86, 983, 945	4, 245, 415, 099	4, 233, 195, 701	48, 807																																
計	法定免税点未満のもの	0	8	1	28, 288	28, 288	2, 549	11, 491	506, 965	952, 806	952, 806	1, 879																																
	法定免税点以上のもの	0	9	1	1, 973, 483, 671	1, 961, 271, 596	60, 756	384, 389	86, 476, 980	4, 244, 462, 293	¹ 4, 232, 242, 895	49, 082																																

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	2	4

第24表 木造家屋に関する調(その1)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

			(1)	(2)	(3)
区分			相	東 教	数
家屋の種類	行	番号	. 総 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
専 用 住 宅	9	1 0	209, 313	5, 153	³² 204, 160
共同住宅·寄宿舎	0	2 0	6, 499	23	6, 476
併 住宅部分1	0	3 0	3, 654	415	3, 239
用 その他の用の部分2	0	4 0	3, 654	415	3, 239
宅 計(棟数については 1の数値を記入	0	5 0	3, 654	415	3, 239
農 家 住 宅	0	6 0	3, 274	608	2, 666
旅館・料亭・ホテル	0	7 0	300	0	300
事務所・銀行・店舗	0	8 0	2, 824	210	2, 614
劇場・病院	0	9 0	206	1	205
公 衆 浴 場	1	0 0	27	0	27
工場・倉庫	1	1 0	2, 570	228	2, 342
土 蔵	1	2 0	2, 789	367	2, 422
附属家	1	3 0	14, 551	3, 661	10, 890
合 計	1	4 0	246, 007	10,666	[†] 235, 341

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
12	8	1	0	0	0	2	4

第24表 木造家屋に関する調(その2)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

 (4)					(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
					床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
家。	屋の種類	行	番	号	総 数 (m²) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点未満のもの(千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (へ)	(二) (イ) (田) (b)	(ホ) (ロ) (円) (チ)	(<u>^)</u> (<u>/</u>) (<u>II</u>) (II)
車	用 住 宅	90	1	1	12 a 21, 594, 909		³⁴ 21, 313, 300	⁴⁵ 604, 703, 105	⁵⁶ 618, 558	67 604, 084, 547			28, 343
共「	司住宅・寄宿舎	0	2		b 1, 094, 858		1, 092, 365	24, 842, 347	5, 400	24, 836, 947		2, 166	22, 737
併	住宅部分1	0	3	1	232, 428	15, 406	217, 022	2, 191, 075	36, 422	2, 154, 653	9, 427	2, 364	9, 928
用住	その他の用の部分 2	0	4	1	114, 480	7, 588	106, 892	1, 079, 186	17, 939	1, 061, 247	9, 427	2, 364	9, 928
宅	(1 + 2) 計	0	5	1	c 346, 908	22, 994	323, 914	3, 270, 261	54, 361	3, 215, 900	9, 427	2, 364	9, 928
農	豪 住 宅	0	6	1	d 439, 825	55, 893	383, 932	1, 074, 024	38, 894	1, 035, 130	2, 442	696	2, 696
旅館	音・料亭・ホテル	0	7	1	e 61, 673	38	61, 635	954, 638	81	954, 557	15, 479	2, 132	15, 487
事務	5 所・銀行・店舗	0	8	1	f 233, 263	6, 799	226, 464	5, 396, 277	22, 730	5, 373, 547	23, 134	3, 343	23, 728
劇	場・病院	0	9	1	g 27, 187	50	27, 137	835, 757	69	835, 688	30, 741	1, 380	30, 795
Ú.	宋 浴 場	1	0	1	h 6, 792	0	6, 792	90, 162	0	90, 162	13, 275	0	13, 275
エ	場・倉庫	1	1	1	i 199, 681	10, 812	188, 869	1, 417, 586	17, 829	1, 399, 757	7, 099	1, 649	7, 411
	土 蔵	1	2	1	j 99, 536	12, 307	87, 229	216, 889	12, 955	203, 934	2, 179	1, 053	2, 338
	附 属 家	1	3	1	k 645, 341	92, 176	553, 165	2, 447, 048	95, 762	2, 351, 286	3, 792	1,039	4, 251
	合 計	1	4	1	24, 749, 973	オ 485, 171	[†] 24, 264, 802	[‡] 645, 248, 094	9866, 639	644, 381, 455	26, 071	1, 786	26, 556

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	2	5 5

第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店、銀行

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

			>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					植			数	
	行	釆	문	総	数	法定免税点	未満のもの		
構造別	,	行番号。		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	467	19	26	33 0	467	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	2, 516		2	0	2, 514	
鉄 骨 造	0	3	0	6, 242		25	0	6, 217	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	1,691		22	0	1,669	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	157		0	0	157	
そ の 他	0	6	0	0		0	0	0	
計	0	7	0	11, 073	0	49	0	11, 024	0

			<u> </u>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの		総 額 (千円) (二)	法定免税点 未満のもの (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	(二) (イ) (円) (ト)	<u>(</u> ホ <u>)</u> (ロ) (円) (チ)	(<u>^)</u> (<u>/</u>) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	1	3, 227, 992	0	3, 227, 992	⁴⁵ 305, 780, 488	56	67 305, 780, 488	94, 728	0	94, 728
鉄筋コンクリート造	0	2	1	2, 472, 322	56	2, 472, 266	158, 617, 048	123	158, 616, 925	64, 157	2, 196	64, 159
鉄 骨 造	0	3	1	[†] 4, 887, 452	1, 127	4, 886, 325	388, 974, 779	3, 582	388, 971, 197	79, 586	3, 178	79, 604
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	180, 520	476	180, 044	4, 692, 811	2, 879	4, 689, 932	25, 996	6, 048	26, 049
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	11, 004	0	11,004	198, 502	0	198, 502	18, 039	0	18, 039
そ の 他	0	6	1	<i>д</i> 0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	10, 779, 290	1, 659	10, 777, 631	858, 263, 628	6, 584	858, 257, 044	79, 622	3, 969	79, 633

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	2	6

第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			<u> </u>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					植			数	
	行	釆	문	総	数		未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	966	19	26	33	966	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	24, 763		102	0	24, 661	
鉄 骨 造	0	3	0	16, 845		61	0	16, 784	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	44, 666		39	0	44, 627	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	1, 347		11	0	1, 336	
そ の 他	0	6	0	0		0	0	0	
計中	0	7	0	88, 587	0	213	0	88, 374	0

			•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当 た り	価 格
体 造 別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点未満のもの(千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	(二) (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	1	6, 295, 023	23	6, 294, 958	45	2, 247	67 77		34, 569	
鉄筋コンクリート造	0	2	1	20, 376, 469	225	20, 376, 244	1, 250, 859, 492	4, 410	1, 250, 855, 082	61, 387	19, 600	61, 388
鉄 骨 造	0	3	1	3, 367, 982	2, 955	3, 365, 027	168, 026, 083	5, 269	168, 020, 814	49, 889	1, 783	49, 931
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	5, 779, 578	731	5, 778, 847	176, 492, 695	4, 385	176, 488, 310	30, 537	5, 999	30, 540
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	⁺ 78, 956	208	78, 748	1, 242, 878	1, 465	1, 241, 413	15, 741	7, 043	15, 764
そ の 他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	35, 898, 008	4, 184	35, 893, 824	2, 024, 202, 890	17, 776	2, 024, 185, 114	56, 388	4, 249	56, 394

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	2	78

第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		>	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					柜	•		数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	13			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	65	19	26	33	65	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	549		1	0	548	
鉄 骨 造	0	3	0	314		0	0	314	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	57		0	0	57	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	20		0	0	20	
そ の 他	0	6	0	0		0	0	0	
計	0	7	0	1,005	0	1	0	1,004	0

		→		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総数	未満のもの	以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	以上のもの	(-) (1)	(中)	<u>(\(\)</u>
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円)(ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	^{12 ×} 756, 210	0	756, 210	⁴⁵ 79, 018, 135	0	79, 018, 135	104, 492	0	104, 492
鉄筋コンクリート造	0	2	1	968, 191	77	968, 114	79, 776, 151	109	79, 776, 042	82, 397	1, 416	82, 404
鉄 骨 造	0	3	1	364, 579	0	364, 579	35, 988, 014	0	35, 988, 014	98, 711	0	98, 711
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	10, 304	0	10, 304	378, 232	0	378, 232	36, 707	0	36, 707
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	f 1, 154	0	1, 154	27, 717	0	27, 717	24, 018	0	24, 018
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	2, 100, 438	77	2, 100, 361	195, 188, 249	109	195, 188, 140	92, 927	1, 416	92, 931

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	2	8

第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

		-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					植			数	
	行	悉	号	総	数	法定免税点		法定免税点	
構造別	-			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	122	19	26	33	121	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	17, 681		44	0	17, 637	
鉄 骨 造	0	3	0	9, 474		88	0	9, 386	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	3, 039		85	0	2, 954	
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	0	3, 202		82	0	3, 120	
そ の 他	0	6	0	1		0	0	1	
計	0	7	0	33, 519	0	300	0	33, 219	0

		<u> </u>		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総額	未満のもの	法定免税点以上のもの	(=) (/)	(ホ) (ロ)	(\(\sigma\)
		_		(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円)(へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0	1	1	899, 526	15	899, 511	52, 086, 794	63	52, 086, 731	57, 905	4, 200	57, 906
鉄筋コンクリート造	0	2	1	¹ 2, 982, 758	752	2, 982, 006	105, 270, 482	7, 423	105, 263, 059	35, 293	9, 871	35, 299
鉄 骨 造	0	3	1	8, 181, 199	4, 799	8, 176, 400	319, 872, 729	8, 514	319, 864, 215	39, 099	1, 774	39, 120
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	= 313, 982	3, 366	310, 616	2, 867, 625	10, 705	2, 856, 920	9, 133	3, 180	9, 198
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	× 85, 396	1, 455	83, 941	1, 057, 882	10, 046	1, 047, 836	12, 388	6, 904	12, 483
そ の 他	0	6	1	ネ 43	0	43	320	0	320	7, 442	0	7, 442
計	0	7	1	12, 462, 904	10, 387	12, 452, 517	481, 155, 832	36, 751	481, 119, 081	38, 607	3, 538	38, 636

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	2	9

第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

		-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					柜			数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	-	ш	,	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	12 22	19	26	33	40 22	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	6, 876		17	0	6, 859	
鉄 骨 造	0	3	0	2, 074		15	0	2, 059	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	3, 582		173	0	3, 409	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	3, 135		57	0	3, 078	
そ の 他	0	6	0	0		0	0	0	
計	0	7	0	15, 689	0	262	0	15, 427	0

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総額	未満のもの	法定免税点以上のもの	(=) (/)	(ホ) (ロ)	(<u>^)</u>
	•	=	=	(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (/\)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円)(へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0	1	1	69, 823	0	69, 823	4, 907, 509	0	4, 907, 509	70, 285	0	70, 285
鉄筋コンクリート造	0	2	1	268, 875	243	268, 632	12, 976, 525	2, 679	12, 973, 846	48, 262	11, 025	48, 296
鉄 骨 造	0	3	1	465, 957	705	465, 252	21, 587, 549	951	21, 586, 598	46, 329	1, 349	46, 398
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	133, 910	3, 744	130, 166	999, 914	16, 738	983, 176	7, 467	4, 471	7, 553
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	54, 767	795	53, 972	884, 909	4, 579	880, 330	16, 158	5, 760	16, 311
そ の 他	0	6	1	水 0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	993, 332	5, 487	987, 845	41, 356, 406	24, 947	41, 331, 459	41, 634	4, 547	41, 840

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	3	0

第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

				(1)	(2)	(3) 東	(4)	(5) 数	(6)]
区分	行	番	□.	総		•	未満のもの		以上のもの	
構造別	1 J	番	ガ	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	1, 643	2 19 0	26	33	1, 641	47 53 ()	
鉄筋コンクリート造	0	2	0	52, 38	5 0	166	0	52, 219	0	
鉄 骨 造	0	3	0	34, 94	0	189	0	34, 760	0	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	53, 03	5 0	319	0	52, 716	0	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	7, 86	1 0	150	0	7, 711	0	
そ の 他	0	6	0		1 0	0	0	1	0	
計	0	7	0	149, 873	3 0	[#] 825	0	149, 048	0	
		-	•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	
				床	面	積	決	定 価	格	単位
体 造 別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総額		法定免税点以上のもの	(二) (イ)
				(m²) (イ)	(m²) (口)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (円)

				(1)	(0)	(3)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定価	格	単 位	当たり	価 格
横造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの			法定免税点未満のもの(千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	(二) (イ) (円) (ト)	<u>(</u> ホ) (ロ) (円) (チ)	(へ) (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	1	11, 248, 574	23	34	45	56	67 77			
鉄筋コンクリート造	0	2	1	27, 068, 615	1, 353	27, 067, 262	1, 607, 499, 698	14, 744	1, 607, 484, 954	59, 386	10, 897	59, 389
鉄 骨 造	0	3	1	17, 267, 169	9, 586	17, 257, 583	934, 449, 154	18, 316	934, 430, 838	54, 117	1, 911	54, 146
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	6, 418, 294	8, 317	6, 409, 977	a 185, 431, 277	34, 707	185, 396, 570	28, 891	4, 173	28, 923
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	231, 277	2, 458	228, 819	b 3, 411, 888	16, 090	3, 395, 798	14, 752	6, 546	14, 841
そ の 他	0	6	1	43	0	43	320	0	320	7, 442	0	7, 442
## 	0	7	1	62, 233, 972	21, 794	62, 212, 178	⁹ 3, 600, 167, 005	86, 167	⁹ 3, 600, 080, 838	57, 849	3, 954	57, 868

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	18

第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

								(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
			区	分				棟	数	床	面 積	再建築	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋	屋の種	1 類	\		行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	<u>(ロ)</u> (イ) (点)	<u>(ハ)</u> (イ) (円)
	専	用	住	宅	9	1	0	2, 982	18 42	²⁴ ^a 324, 035	1, 215	⁴¹ 26, 540, 023	⁵¹ 78, 658	⁶⁰ 22, 293, 619	66, 073	81, 905	68, 800
	共同	住宅	• 寄	宿舎	0	2	0	64	1	^b 15, 751	7	1, 286, 299	599	1, 080, 491	503	81, 665	68, 598
新	併	用	住	宅	0	3	0	3	0	^c 648	0	44, 289	0	37, 203	0	68, 347	57, 412
	農	家	住	宅	0	4	0	2	0	d 223	0	18, 936	0	15, 906	0	84, 915	71, 327
	旅館	• 料 =	亭・ オ	トテル	0	5	0	0	0	е О	0	0	0	0	0	0	0
増	事務原	近・ 釒	银行•	店舗	0	6	0	30	2	^f 2, 560	75	180, 876	4, 674	151, 936	3, 926	70, 655	59, 350
	劇	場	• 病	院	0	7	0	1	0	g 238	0	17, 850	0	14, 994	0	75, 000	63, 000
	公	衆	浴	場	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分	工	場	· 倉	庫	0	9	0	8	0	i 396	0	16, 474	0	13, 838	0	41,601	34, 944
		土	蔵		1	0	0	0	0	j 0	0	0	0	0	0	0	0
	附	ļ	禹	家	1	1	0	12	1	k 439	27	26, 055	1, 767	21, 886	1, 484	59, 351	49, 854
	合		計		1	2	0	3, 102	n 46	344, 290	1, 324	28, 130, 802	85, 698	23, 629, 873	71, 986	81, 707	68, 634

地	地方公共団体コート			・ド	表看	昏号	
2	8	1	0	0	0	7	2

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		─ 区 分	<i>i</i> -	V F.	п	棟	数	床	面 積	再建築費	書 評 点 数	決 定	価 格	単位当たり 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋∉)種類	構造別	打	番	亏	総数	うち増築分	総 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(口)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	(口) (イ) (点)	$\frac{(\wedge)}{(A)}$ (円)
	事務	鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	0	18 0	24 T 0	33 0	41 0	51 0	60	70 79 0	0	0
	所・	鉄筋コンクリート造	0	2	0	5	1	⁷ 2, 799	36	277, 598	3, 532	299, 251	3, 807	99, 178	106, 914
	店	鉄 骨 造	0	3	0	83	2	⁷ 76, 978	293	6, 648, 465	14, 840	7, 167, 045	15, 998	86, 368	93, 105
	· —	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	21	0	2,036	0	114, 943	0	121, 380	0	56, 455	59, 617
新	百貨店	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	0	0	オ 0	0	0	0	0	0	0	0
7121	• 銀	その他	0	6	0	0	0	^力	0	0	0	0	0	0	0
	行	計	0	7	0	109	3	81, 813	329	7, 041, 006	18, 372	7, 587, 676	19, 805	86, 062	92, 744
	住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0	2	0	[*] 5, 636	0	893, 652	0	786, 414	0	158, 561	139, 534
	宅	鉄筋コンクリート造	0	9	0	106	3	² 287, 955	149	34, 561, 667	6, 960	30, 414, 267	6, 125	120, 025	105, 622
		鉄 骨 造	1	0	0	81	4	⁷ 26, 456	195	2, 820, 783	25, 218	2, 482, 289	22, 192	106, 622	93, 827
増	ア	軽 量 鉄 骨 造		1		646	8	90, 223	137	7, 585, 342	8, 253	6, 675, 101	7, 263	84, 073	73, 984
	パ	れ ん が 造 コンクリートブロック造		2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	その他	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	١	計	1	4	0	835	15	410, 270	481	45, 861, 444	40, 431	^d 40, 358, 071	35, 580	111, 784	98, 370
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分	院	鉄筋コンクリート造	1	6	0	3	0	^t 29, 315	0	3, 669, 358	0	3, 955, 568	0	125, 170	134, 933
	194	鉄 骨 造	1	7	0	7	0	29, 402	0	3, 953, 388	0	4, 261, 752	0	134, 460	144, 948
		軽 量 鉄 骨 造		8		1	0	230	0	18, 184	0	19, 202	0	62, 703	66, 214
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造		9		0	0	ب 0	0	0	0	0	0	0	0
		その他		0		0	0	^ツ 0	0	0	0	0	0	0	0
	ル	計	2	1	0	11	0	59, 007	0	7, 640, 930	0	8, 236, 522	0	129, 492	139, 586

地	方公	洪区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	73	28		

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		——				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	/	✓ 区分				棟	数	床	面 積	再建築	費 評 点 数	決定	価 格	単位当たり	単位当たり価格
家屋の)種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (m²) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	再建築費評点数 (<u>(</u> (<u>/</u>) (点)	(25)
	エ	鉄骨鉄筋コンクリート造	92	2	0	0	0	24 テ 0	33	0	51	60	70 79 0	0	0
	場	鉄筋コンクリート造	2	3	0	60	0	1, 528	0	56, 844	0	61, 278	0	37, 202	40, 103
	•	鉄 骨 造	2	4	0	72	7	⁺ 106, 563	4, 613	6, 616, 874	337, 556	7, 060, 205	360, 172	62, 094	66, 254
新	倉庫	軽 量 鉄 骨 造	2	5	0	27	0	= 1, 195	0	43, 501	0	45, 459	0	36, 403	38, 041
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0	7	0	z 150	0	6, 995	0	7, 541	0	46, 633	50, 273
	市	その他	2	7	0	0	0	^۸ 0	0	0	0	0	0	0	0
増	場	計	2	8	0	166	7	109, 436	4, 613	6, 724, 214	337, 556	7, 174, 483	360, 172	61, 444	65, 559
		鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ	鉄筋コンクリート造	3	0	0	74	0	2, 185	0	86, 417	0	92, 207	0	39, 550	42, 200
		鉄 骨 造	3	1	0	12	1	996	13	64, 773	3, 671	69, 113	3, 917	65, 033	69, 391
分	0	軽量鉄骨造		2		24	0	411	0	17, 216	0	17, 991	0	41, 888	43, 774
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	3	3	0	12	0	171	0	10, 521	0	11, 226	0	61, 526	65, 649
	他	その他	3	4	0	0		л ⁷	0	0	0	0	0	0	0
		計		5	<u> </u>	122	1	3, 763	13	178, 927	3, 671	190, 537	3, 917	47, 549	50, 634
		合 計	3	6	0	e 1, 243	g 26	664, 289	5, 436	67, 446, 521	400, 030	63, 547, 289	419, 474	101, 532	95, 662

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	3

第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		((1)			(2)		(3)		
区分	仁亚 口	棟	数	J		面積	決		価	格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総	数		総	数 (㎡) (イ)		総 (=	額 千円)	(口)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
専 用 住 宅	9 1 0	12	1, 109	19		100, 428	28		1, 3	16, 387	13, 108
共 同 住 宅 · 寄 宿 舎		38	88	45		12, 356	54		1	38, 173	11, 183
併 用 住 宅	0 3 0	12	54	19		4, 374	28			30, 961	7, 078
農家住宅		38	12	45		1, 501	54			1, 536	1, 023
旅館・料亭・ホテル	0 5 0	12	3	19		89	28			1, 397	15, 697
事務所・銀行・店舗		38	52	45		3, 792	54			50, 680	13, 365
劇 場 ・ 病 院	0 7 0	12	4	19		338	28			3, 902	11, 544
公 衆 浴 場		38	1	45		213	54			2, 088	9, 803
工場・倉庫	0 9 0	12	33	19		3, 592	28			15, 170	4, 223
土 蔵		38	10	45		287	54			63 595	2, 073
附 属 家	1 1 0	12	130	19		4, 193	28			9, 903	2, 362
合 計		38	1, 496	45		131, 163	54		1, 5	63 70, 792	11, 976

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	3	4

第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

—			(1)		(2)	(3)	
区分	行番号	棟	数	床	面積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	1」 宙 々	総	数	総	数 (m³) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	(八) (円)
事務所・店舗・百貨店・銀行	90 1 0	12	139	19	61, 872	3, 408, 919	55, 096
住宅・アパート		38	302	45	67, 961	⁵⁴ 2, 292, 699	33, 736
病院・ホテル	0 3 0	12	15	19	11, 877	564, 043	47, 490
工場・倉庫・市場		38	232	45	136, 833	⁵⁴ 2, 369, 097	17, 314
そ の 他	0 5 0	12	87	, 19	2, 296	²⁸ 47, 003	20, 472
合 計		38	775	45	280, 839	8, 681, 761	30, 914

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	3	5

第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

		<u> </u>			(1)
		区	特例率	行番号	法定免税点以上のもの
				⁹ 0 1 0	*****
課	法	第9項(日本放送協会)	1/2		23 513, 857 33
.,,,,		第10項(日本原子力研究開発機構)	1/3	0 3 0	12
~)/	第		2/3		23 33
税	三	第 11 項 (登録有形文化財等)	1/2	0 5 0	114, 379
	兀	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	$\frac{1/3}{2/3}$	0 7 0	23 33
標	九		1/3	0 1 1 0	23 33
	条	第16項(海洋研究開発機構)	$\frac{1}{3}$	0 9 0	12
2/64-		第18項(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2/3		23 33
準	の	第10項 (石佃入公A A * 金属弧物員源機件)	4/5	1 1 0	12
		第19項(水資源機構)	1/2		23 33
の	0)		3/4	1 3 0	12
	規	第20項(特定地方交通線) 第22項(科学技術振興機構)	1/4	1 5 0	23 33 12
rlt-	定		1/3	1 5 0	23 33
特	1.7	第23項(農業・食品産業技術総合研究機構)	$\frac{1}{3}$	1 7 0	12
	ر ا	第24項(関西国際空港株式会社)	1/2		23 33
例	7	第26項(信用協同組合等)	3/5	1 9 0	12 4, 682, 067
"	る	第29項(中部国際空港)	1/2		23 33
	ŧ	第31項(社会保険診療報酬支払基金)	1/3	2 1 0	12
に	の	第32項(自動車安全運転センター)	1/3	2 2 0	23 33
	ν /+ :	第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	$\frac{1/2}{1/2}$	2 3 0	12 23 758, 793 33
ょ	法	第1項(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	$\frac{1/2}{7/8}$	2 5 0	12
	附	第5項(特定路外駐車場)	7/8		23 33
10	則	第8項(心身障害者多数雇用事業所)	5/6	2 7 0	12 29, 912
り	第	第9項(外貿埠頭公社が平成10年3月31日までに取得した資産)	1/2		23 140, 072 33
	213		3/5	2 9 0	12
減	_	第18項(中核的地方卸売市場構築事業)	2/3 3/4	2 1 0	23 33 12 4, 749
	五.	第20項(鉄道施設、軌道施設の貸付けを行う法人) 第23項(並行在来線の譲受資産)	1/2	3 1 0	23 33
elect:	条	第26項(鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事)	2/3	3 3 0	12
額	D	第30項(民間資金等の活用による公共施設等の整備等)	1/2		23 33
		第31項(都市利便施設)	1/2	3 5 0	12 82, 470
に	規	第33項(成田国際空港株式会社)	3/4		23 33
	定	第34項(国立大学の校舎)	1/2	3 7 0	12
. 2 .	1	第35項(特定重要港湾施設) 第36項(都市鉄道施設及び駅付帯設備)	$\frac{1/2}{2/3}$	3 9 0	23 33 12
な	に、		1/2	0 9 0	23 33
	ょ	第38項(特定外貿埠頭指定会社等)	$\frac{1/2}{3/5}$	4 1 0	12
る	る	第40項(郵便事業株式会社等)	1/2		23 4, 587, 211 33
1	ŧ.	第41項(鉄道事業再構築事業)	1/4	4 3 0	12
مى _{تىلى}	0	第43項 (重要無形文化財の公演施設)	1/2		23 33
額	の	第46項(特定用途港湾施設)	1/2	4 5 0	12

地方公	共団体コー	ード	表都	昏号
2 8	1 0 0	0	3	6

第36表 課税標準額等に関する調 (その2)

					r	(1)
		区	分	特例率	行 番 号	法定免税点以上のもの
注 6年	則第一五条の二	第9項	(三島特例)※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2	90 1 0	(111)
(左 門	別 第 五 末 り 二		(三島等に係る承継特例)	-, -	0 1 0	23 341 33
		第 1項		3/5	A 2 A	
課 法 附	則第一五条の三	// 	(" / MINAMION - 1 AND MINAMINA OF O O O O	3/10	0 3 0	12
			(三島等に係る基盤整備事業)			23 33
n 77 m		II	(") 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	-	0 5 0	
	七年附則第八条		(地下道等)	1/2		23 215, 151 33
			(特定地方交通線)	1/4	0 7 0	12
平 成	三年附則第八条		(都市基盤整備公団)	1/3		23 33
		第3項	(都市基盤整備公団)	1/3	0 9 0	12
標		笙 5 項	(農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3		23 3
-DK		N, O .W		1/6	1 1 0	12
亚最	七年附則第六条	"	(日本電気計器検定所)	1/6		23 3
		"	(日本消防検定協会)	1/6	1 3 0	12
準		"	(小型船舶検査機構)	1/6		23 39, 893 3
		"	(軽自動車検査協会)	1/6	1 5 0	12
		第8項	(関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2		23 3
の平成	十年附則第六条	第5項	(都市基盤整備公団)	1/2	1 7 0	12
ツノー平成	中門則第八条	第9項	(指定法人等の大規模外貿埠頭)	1/2		23 336, 751 3
平成-	十三年附則第八条	第8項	(高圧ガス保安協会)	1/6	1 9 0	12
		第9項	(日本電気計器検定所)	1/3		23 3
特		"	(日本消防検定協会)	1/3	2 1 0	12
	十五年附則第十一条	"	(小型船舶検査機構)	1/3		23 3
1]]	(軽自動車検査協会)	1/3	2 3 0	12 41,944
例		第11項	(高圧ガス保安協会)	1/3		23 3
平成-	十六年附則第十条		(国の機関との共同研究施設)	3/4	2 : 5 : 0	12
1 77/4			(社会保険診療報酬支払基金)	1/6	- 0 0	23 3
平成-	十七年附則第七条		(自動車安全運転センター)	1/6	2 7 0	12
に	1 2 1 111 21 21 2 2 2		(特定路外駐車場)	5/6		23 3
				1/3	2 9 0	12
		第8項	(農業・生物系特定産業技術研究機構)	2/3	2 0 0	23 3
1 -		第15項	(特定路外駐車場)	7/8	3 1 0	12
よ			(介護老人保健施設)	7/8	0 1 0	23 () 3
平成十	十八年附則第十三条			1/2	3 3 0	12 164, 367
		第 18 項	(外貿埠頭公社が平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産)	$\frac{1/2}{1/5}$	3 3 0	23 3
Ŋ		第 95 項	(中核的地方卸売市場構築事業)	1/2	3 5 0	13
1			(利用者利便の向上に資する停車場等)	$\frac{1/2}{2/3}$	3 0 0	23 3
-			(高圧ガス保安協会)	$\frac{2}{3}$	3 7 0	10
X-16				$\frac{1/2}{1/2}$	3 7 0	22
減		第3項	(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)		2 0 0	23 3
₩ 🕁	1. 为 年 附 即 等 士 冬	995 F Tel		5/6	3 9 0	00
平 成	十九年附則第六条	弗 3 垻	(付足的外缸里場)	7/8	1:1:0	12
額		第6項	(国立大学法人等との共同研究施設)	$\frac{1/2}{2/4}$	4 1 0	
ня		200 11 TE	(洪大郎の田源寺の田連寺の田本が勝郷の寺の佐凯五は記牒)	3/4	1 . 0 . 0	23 3
-			(洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備)	1/2	4 3 0	22
		第4項	(日本電気計器検定所)	1/2	1 1	20 3
に		"	(日本消防検定協会)	1/2	4 5 0	12
平成	二十年附則第十条	"	(小型船舶検査機構)	1/2	1 ,, ,,	23
		// 10 TE	(軽目動車検査協会)	1/2	4 7 0	12
な		第12項	(外貿埠頭公社が平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した資産)	1/2	1 2 2	23 24, 770 3
٠,٠		弗 17 填	(中核的地方卸売市場構築事業)	1/2	4 9 0	
		第4項	(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2		23 482, 671
平成二	二十一年附則第八条			5/6	5 1 0	12
る - /// -			(地下駅火災対策施設)	2/3		23
		第11項	(洪水時の円滑かつ迅速な避難のための施設又は設備)	2/3	5 3 0	12
			(利用者利便の向上に質する停車場等)	3/4		23
変 平成一	二十二年附則第十一条		(特定用途港湾施設)	1/2	5 5 0	12
假 一 从 一			(一般廃棄物処理施設)	1/2		23
		第22項	(鉄道冉生事業)	1/4	5 7 0	12
			計 (B)			12, 219, 398
-			課 税 標 準 額 (A)-(B)		5 9 0	12 \ 4, 232, 242, 895

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	3	7

第37表 法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)	(2)	(3)	
			_			総		数	
区	分	行	番	号	個	数	床面積	軽減税額	
法附則第15条の6第	1項 (1/2減額)	9	1	0	12	8, 880	882, 687	³¹ 425, 767	
法 附 則 第 15 条 の 6 第 2	2 項 (1/2 減額)	0	2	0		27, 925	2, 157, 542	1, 477, 064	
法附則第15条の7第	1項 (1/2減額)	0		0		1, 149	131, 653		
	2項 (1/2減額)	0		0		32	3, 733	1,825	
	第一種(2/3減額)	0	5	0			,		
法附則第15条の8第1項	第二種(1/2減額)	0	6	0					
	第二種(2/3減額)	0	7	0					
法附則第15条の8第3項	1/3減額されるもの	0	8	0		109	9, 785	5, 274	
佐門則第10条の8第3項	2/3減額されるもの	0	9	0		119	8, 776	9, 993	
法附則第15条の8第	4 項 (2/3 減 額)	1	0	0		52	2,057	1, 795	
法附則第15条の8第5項	: 1/3減額されるもの	1	1	0					
仏門則第13米の6第3項	2/3減額されるもの	1	2	0					
法附則第15条の9第	1 項 (1/2 減 額)	1	3	0		465	36, 121	5, 199	
	4 項 (1/3 減 額)	1	4	0		81	7, 441	841	
	5 項 (1/3 減 額)	1	5	0		0	0	0	
法 附 則 第 15 条 の 9 第 9		1	6	0		126	13, 385	2, 169	
法附則第15条の9第1		1	7	0		0	0	0	
(平成18年附則第13条第29項	2/3減額されるもの	1	8	0		165	8, 708	5, 975	
	3/4減額されるもの	1	9	0		0	0	0	
(平成18年附則第13条第31項		2	0	0		0	0	-	
(平成21年附則第8条第13項)	1/3減額されるもの	2		0		0	0	0	
(1 /221 干/11月17月0 不 分15 页	2/3減額されるもの	2		0		0	0	0	
A		2	3	0		39, 103	3, 261, 888	2, 001, 525	
合 計	う ち 個 人	2	4	0		30, 472	2, 807, 927	1, 687, 942	
	うち法人	2	5	0		8,631	453, 961	313, 583	

			((4) (5)			(6) (7)			(8)	(9)	
		vat 11	平成 23	年度に	新たり	こ軽減対象	きとな	ったもの	平成 23	年度「	で軽減期間の約	終了するもの
区 分	行	番号	個	数	床	面積(㎡)	軽	減税額	個	数	床 面 積	軽減税額
法附則第15条の6第1項 (1/2減額)	9	1 1	12 T	2, 572	21 イ	247, 655	31 ウ	119, 600	40	3, 493	⁴⁹ 353, 755	59 170, 487
法 附 則 第 15 条 の 6 第 2 項 (1/2 減 額)	0	2 1	工	3, 949	オ	278, 234	カ	194, 050		6, 326	531, 049	329, 725
法 附 則 第 15 条 の 7 第 1 項 (1/2 減 額)	_	3 1		953		109, 130		54, 547				
法 附 則 第 15 条 の 7 第 2 項 (1/2 減 額)	0	4 1		22		2, 559		1, 236				
第一種(2/3減額)	0											
法附則第15条の8第1項 第二種(1/2減額)		6 1										
第二種(2/3減額)	0											
法 附 則 第 15 条 の 8 第 3 項 1/3 減額 されるもの	0	8 1		15		1, 118		455		9	875	479
2/3 (0	9 1		15		903		1,011		2	223	222
法附則第15条の8第4項 (2/3減額)	1	0 1		0		0		0		0	0	0
法 附 則 第 15 条 の 8 第 5 項 2/3減額されるもの	1 1	1 1										
2/3/帆領されるもの	1	2 1	<u> </u>	182		15 707		0.001		115	10 555	1 100
法 附 則 第 15 条 の 9 第 1 項 (1/2 減 額) 注 附 則 第 15 条 の 9 第 4 項 (1/3 減 額)	1	4 1		81		15, 797		2, 901		115 81		1, 109 841
法 附 則 第 15 条 の 9 第 5 項 (1/3 減 額)	1	5 1		81		7, 441		841		81	7, 441	841
法 附 則 第 15 条 の 9 第 9 項 (1/3 減 額)	1	6 1		126		13, 385		2, 169		126	13, 385	2, 169
法附則第15条の9第10項 (1/3減額)	1	7 1	 	120	-	15, 565		2, 109		120	15, 505	2, 109
19/9減頻されるまか	1	8 1	_	_						51	3, 296	2, 228
(平成18年附則第13条第29項) 2/3 減額されるもの 3/4 減額されるもの		9 1								01	0, 230	2, 220
(平成18年附則第13条第31項) 3/5減額されるもの	2	0 1								0	0	0
1/9 減 頻 キ わ ス オ の	2									Ť		
(平成21年附則第8条第13項) 1/3 機額されるもの 2/3 減額されるもの	2											
		3 1		7, 915		676, 222		376, 810		0, 203	920, 579	507, 260
合計うち個人	2			5, 880		566, 041		306, 118		9,062		465, 692
うち法人	2	5 1		2,035		110, 181		70, 692		1, 141	66, 116	41, 568

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	3	8

第38表 建築年次区分による家屋に関する調

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
				木 造	家 屋	木造以外	外の家屋	THE STATE OF THE S	 	単 位	当 た り	価 格
建 築 年 次	行	番	号	床 面 積 (㎡)(イ)	決 定 価 格 (千円) (ロ)	床 面 積 (㎡) (ハ)	決 定 価 格 (千円)(二)	床 面 積 (㎡)(ホ)	決 定 価 格 (千円)(へ)	<u>(口)</u> (イ) (円)	<u>(二)</u> (ハ) (円)	<u>(〜)</u> (ホ) (円)
38 年 1 月 1 日 以 前	90	1	0	¹² 3, 432, 881	²³ 13, 360, 615	³⁴ 1, 840, 528	45	⁵⁶ 5, 273, 409	67 77	3, 892		6, 966
38年1月2日~41年1月1日	0	2	0	630, 699	5, 691, 736	914, 445	16, 071, 893	1, 545, 144	21, 763, 629	9, 024	17, 576	14, 085
41年1月2日~44年1月1日	0	3	0	844, 241	9, 431, 616	1, 983, 905	37, 590, 267	2, 828, 146	47, 021, 883	11, 172	18, 948	16, 626
44 年 1 月 2 日 ~ 47 年 1 月 1 日	0	4	0	1, 137, 595	15, 322, 915	2, 874, 532	67, 279, 496	4, 012, 127	82, 602, 411	13, 470	23, 405	20, 588
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0	1, 130, 707	17, 566, 400	3, 647, 290	114, 581, 254	4, 777, 997	132, 147, 654	15, 536	31, 415	27, 658
50年1月2日~53年1月1日	0	6	0	1, 209, 852	19, 685, 704	2, 474, 222	90, 159, 619	3, 684, 074	109, 845, 323	16, 271	36, 440	29, 816
53 年 1 月 2 日 ~ 56 年 1 月 1 日	0	7	0	1, 542, 526	25, 672, 479	2, 805, 966	108, 323, 904	4, 348, 492	133, 996, 383	16, 643	38, 605	30, 814
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0	1, 378, 484	22, 947, 130	3, 288, 989	152, 795, 170	4, 667, 473	175, 742, 300	16, 647	46, 457	37, 653
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0	1, 268, 534	22, 650, 625	3, 373, 062	171, 673, 030	4, 641, 596	194, 323, 655	17, 856	50, 895	41, 866
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	1, 741, 073	35, 737, 675	4, 991, 008	273, 602, 450	6, 732, 081	309, 340, 125	20, 526	54, 819	45, 950
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	1, 306, 242	30, 084, 722	6, 087, 532	388, 546, 858	7, 393, 774	418, 631, 580	23, 032	63, 827	56, 619
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	1, 473, 944	44, 884, 478	4, 690, 276	310, 769, 607	6, 164, 220	355, 654, 085	30, 452	66, 258	57, 697
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	2, 599, 156	101, 461, 385	7, 655, 718	534, 738, 396	10, 254, 874	636, 199, 781	39, 036	69, 848	62, 039
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	1, 452, 648	65, 293, 862	4, 813, 142	387, 567, 254	6, 265, 790	452, 861, 116	44, 948	80, 523	72, 275
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	1, 319, 428	69, 571, 622	3, 420, 400	276, 961, 507	4, 739, 828	346, 533, 129	52, 729	80, 973	73, 111
平成17年1月2日~平成20年1月1日	1	6	0	1, 270, 453	77, 014, 250	4, 143, 936	341, 983, 519	5, 414, 389	418, 997, 769	60, 620	82, 526	77, 386
平成20年1月2日~平成22年1月1日	1	7	0	667, 220	45, 241, 007	2, 564, 732	240, 599, 722	3, 231, 952	285, 840, 729	67, 805	93, 811	88, 442
平成22年1月2日~平成23年1月1日 (新増分)	1	8	0	[†] 344, 290	23, 629, 873	664, 289	63, 547, 289	1, 008, 579	87, 177, 162	68, 634	95, 662	86, 436
合計(平成23年度総評価額等)	1	9	0	[±] 24, 749, 973	[‡] 645, 248, 094	62, 233, 972	⁹ 3, 600, 167, 005	86, 983, 945	4, 245, 415, 099	26, 071	57, 849	48, 807

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	3	9

第39表 家屋の変動に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	•			(1)	(2)	(3)	(4)			
				木 造	家屋	木 造 以 タ	外の家屋			
摘 要	行	番	号	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)			
平成22年度の概要調書(修正前) (1)	9	1	0	24, 537, 130	622, 957, 564	61, 910, 128	3, 542, 969, 972			
22 21. 1. 1以前の減少分、 (2) 年 そ の 他 の 捕 捉 誤 り	0	2	0	1, 906	21, 364	1, 974	8, 136			
_度 21. 1. 1以前の新築分及び (3) 概 増 築 分 の 捕 捉 漏 れ	0	3	0	3, 897	98, 034	11, 859	681, 195			
要 21. 1. 2 ~ 22. 1. 1 の (4) 減 少 分 の 捕 捉 誤 り	0	4	0	8, 310	213, 380	9, 659	490, 000			
書 21. 1. 2 ~ 22. 1. 1 の 改築分、その他の捕捉誤り (5)	0	5	0	1, 693	78, 069	8, 223	△ 1, 493, 956			
修 正 21. 1. 2 ~ 22. 1. 1 の 新築分及び増築分の捕捉漏れ (6)	0	6	0	4, 761	305, 778	34, 108	4, 559, 226			
平成22年度の概要調書(修正後) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6) (7)	0	7	0	24, 537, 265	623, 204, 701	61, 952, 685	3, 546, 218, 301			
減 少 分 家 屋 (8)	0	8	0	131, 163	1, 570, 792	280, 839	8, 681, 761			
減 価 分 家 屋 (9)	0	9	0							
不均衡是正による増減額等 (10)	1	0	0	()	0	()	0			
改 築 分 等 家 屋 (11)	1	1	0		17, 201		100, 281			
課税·非課税変更分家屋 (12)	1	2	0	△ 419	△ 32,889	△ 102, 163	△ 1,017,105			
在 来 分 家 屋 (13)	1	3	0	(7) - (8) + (12) 24, 405, 683	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 621, 618, 221	(7) - (8) + (12) 61, 569, 683	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 3, 536, 619, 716			
新 築 分 家 屋 (14)	1	4	0	342, 966	23, 557, 887	658, 853	63, 127, 815			
增 築 分 家 屋 (15)	1	5	0	1, 324	71, 986	5, 436	419, 474			
平成23年度の決定価格等 (13) + (14) + (15) (16)	1	6	0	[±] 24, 749, 973	* 645, 248, 094	62, 233, 972	3, 600, 167, 005			

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	⁷ 4	0

第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 ^{都 道 府 県 名} に関する調(平成23年度に新たに軽減の対象となったものについて) ホーローナー カー

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

					(1)	(2)	個	(3) 当	(4)) た	(!	5) V	(6)	(7		<i>E</i>	(8)		(9)																						
																ョ n [*] 以 下								面		漬															
区	分	行	番	号	(貸家の用に供	される場合	は40 m²	以上100㎡以下)	100	m²		20 m		120	m²	超	140 m ²	以	下																						
					個数(個	床 面	積 (m²)	軽減税額(千円)	個	数 (個)	床	積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減	税額																						
第1項·	3年間適用	90	1	0	1, 200) 17	96, 408	46, 366	33	1, 025	38	109, 607	53, 319	54	233	59	28, 929	67	13, 313																						
第2項・	5年間適用	0	2	0	2, 672	2 14	40, 408	98, 234		918		94, 746	66, 161		209		25, 155		17, 391																						
合	計	0	3	0	3, 872	2 23	36, 816	144, 600		1, 943		204, 353	119, 480		442		54, 084		30, 704																						
(10) (11) (12)									(13	1)	(1	4)	(15)	(16	a)		(17)	(18)																							
					(10)		個	当		た		r,				面		·····································	10)																						
区	分	行	番	号	140 m²	超 160	$0 m^2$	以 下	160	m²	超 2	00 m ²	以下	200	m²	超	240 m ²	以	下																						
																											個数(個	床面	積 (㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減	税 額 (千円)
第1項·	3年間適用	9 0	1	1	12 47	17	6, 707	2, 740	33	49	38	8, 244	⁴⁶ 2, 796	54	13	59	2, 744	67	74 756																						
第2項·	5年間適用	0	2	1	101	1	14, 242	8, 422		28		4, 562	2, 137		12		2, 443		906																						
合	計	0	3	1	148	3	20, 949	11, 162		77		12, 806	4, 933		25		5, 187		1, 662																						
	•				(19)	(20))	(21)	(22	2)	(2	3)	(24)																												
						当た	り床				言	L																													
区	分	行	番	号	240 m²	超 280	0 m²	以下			P	I																													
					個数(個	床面	積 (㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	積(㎡)	軽減税額																												
第1項・	3年間適用	90	1	2	12	17		310	33 T	2, 572	38	253, 842	46 ウ 119, 600																												
第2項・	5年間適用	0	2	2	()	2, 182	799	工	3, 949		283, 738	^д 194, 050																												
合	計	0	3	0	14	,	3, 385	1, 109		6, 521		537, 580	313, 650																												

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	18

第41表 法附則第15条の6第1項及び第2項の減額適用を受けなかった住宅 ^{都 道 府 県 名} の個数に関する調(平成23年度に新たに課税の対象となったものについて) _{古 町 は タ}

				▶ (1)		(2)			(3)			(4)			(5)	
				A	床	面	積	要	件	を	満	た	さ	な	٧١	住	宅
区 分	行	番	号		0 m^2	280 300		超人下	300 320	m² m²以	超下	320	m²	超		計	
				未	満(個)			(個)			(個)			(個)			(個)
第1項・3年間適用	90	1	0	12	1, 326	17		6	22		0	27		4	32		1, 336
第2項・5年間適用	0	2	0		1, 218			2			0			1			1, 221
合 計	0	3	0		2, 544			8			0			5			2, 557

					→	(6)			(7)		3)	3)		(9)			(10)		(1	1)		(12)		(13)	
						В	居	住	割	合	が	1/2	未	満	Ø	併	用	住	宅	等	A・I 額の	B の要件を活 適 用 を 受	肯たさた け な か	いたいった	めに減 . 住 宅
区	分	行	番	号		計	(個)	う 50㎡ (貨 40㎡)	ち 資家の場 未満 (· 場合 2 個)	<u>床 面</u> 280 ㎡ 起 以	積 2 300 ㎡ 下(個)			を 320 ㎡ 下(個)	た 320	rď	な 超 (個)	<u>い</u> 小	宅 計 (個)	作	固 数	床	面	積 (㎡)
第1項・	3年間適用	90	1	1	12		3	17		3	22	(27		0	32		0	37	3	42	1, 336	47	12	23, 175
第2項・	5年間適用	0	2	1			37			37		()		0			0		37		1, 22		1	5, 633
合	計	0	3	1			40			40		()		0			0		40		2, 557	,	13	88, 808

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	4	28

第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 ^{都 道 府 県 名} に関する調(平成23年度に新たに軽減の対象となったものについて) ホーローナー カー

→ 都 道 府 県 名 兵庫県 市 町 村 名 神戸市

														
					(1)	(2) 個		(4)	た	(5)	(6)	(7) 末	(8)	(9) 積
区	分	行	番	号	50 ㎡ リ (貸家の用に供		m ² 以下	100 m		超 120 m		120 m²		m ² 以下
					個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額	個 数	(個)	床面積(㎡)	軽減税額	個 数 (個	床面積	軽減税額
第1項·	5年間適用	90	1	0	93	17	4, 554	33	374	³⁸ 41, 687	20, 799	35	59	67 74
第2項·	7年間適用	0	2	0	1	100	48		9	1, 019	509	,	7 88	4 420
合	計	0	3	0	94	9, 223	4, 602	:	383	42, 706	21, 308	358	43, 21	21, 614
	<u></u>				(10)	(11)	(12)	(13)		(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
					1	_			た	ŗ			面	積
区	分	行	番	号	140 m²	超 160 m ²	以下	160 m	î	超 200 mi	以下	200 m²	超 240	m ^d 以下
					個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額	個 数	(個)	床 面 積	軽減税額	個 数 (個	床面積	軽減税額
第1項·	5年間適用	9 ()	1	1	12 88	12, 624	5, 173	33		6, 650	2, 329	54	59 1, 27	67 74
第2項·	7年間適用	0	2	1	3	437	191		1	179	68	(0	0
合	計	0	3	1	91	13, 061	5, 364		40	6, 829	2, 397	(3 1, 27	8 370
					(19)	(20)	(21)	(22)		(23)	(24)			
					1 個 当									
区	分	行	番	号	240 m²	超 280 m ²	以下			計				
					個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額	個 数	(個)	床面積(㎡)	軽減税額			
第1項·	5年間適用	9	1	2	12 2	547	128	33 7 (953	³⁸ 114, 235	54, 547			
第2項·	7年間適用	0	2	2	1	250	0	工	22	2, 869	^д			
合	計	0	3	2	3	797	128	(975	117, 104	55, 783			

地方公	共同	団体	コー	ド	表看	昏号
¹ 2 8	1	0	0	0	⁷ 4	3

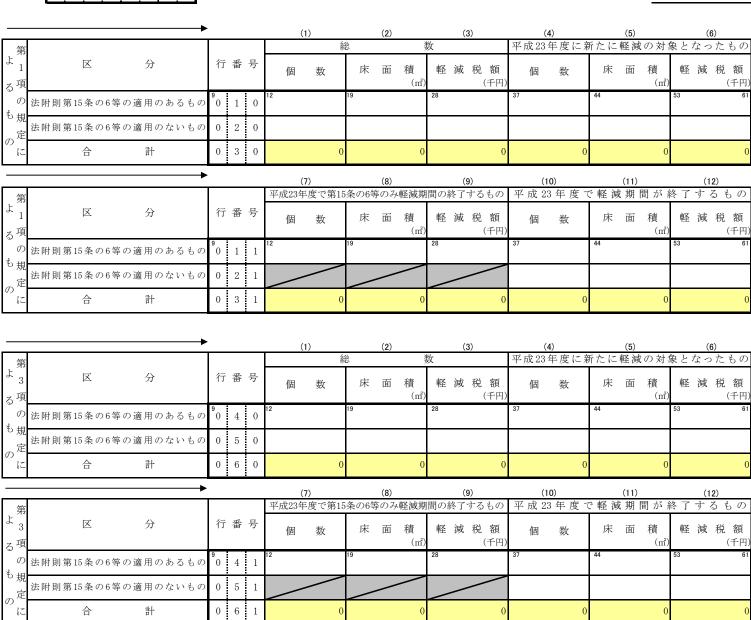
第43表 新築住宅に関する調

		—					(1	1)		(2)			(3)		(4)		
		区 分		行	番号	7	棟	数	住	居	数	E	床面積)	決定	価格(千円)	床面積 住居数	決定価格 床面積(円)
木	_	専 用 住 宅	(1)	90	1 (0 1	12	2,898	18		2,916	24	317, 1	23 3	2 21	, 845, 527	109	68, 887
	戸	併 用 住 宅	(2)				42	3	48		3	54	1	94	2	11, 118	65	57, 309
造	建	農家住宅	(3)	90	3 (0	12	0	18		0	24		0 3		0	0	0
家		共 同 住 宅 · 寄 宿 舎	(4)		/		42	75	48		454	54	15, 8	48 6	2 1	1,077,452	35	67, 987
屋	計	+ (1) + (2) + (3) + (4)	(5)	90	5 (0	12	2, 976	18		3, 373	24 a	333, 1	65 s	2 22	2, 934, 097	99	68, 837
		鉄骨鉄筋コンクリート造	(6)		_		42	0	48		0	54		0 6	2	70	0	0
木		鉄筋コンクリート造	(7)	90	7 (0	12	15	18		15	24	3, 6	91	2	404, 429	246	109, 572
	戸	鉄 骨 造	(8)		/	-	42	39	48		57	54	5, 9			510, 174	105	85, 413
`#-	建	軽 量 鉄 骨 造	(9)	90	9 (0	12	561	18		566	24	69, 7			5, 150, 401	123	73, 868
造	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(10)		/		42	0	48		0	54		0	2	71 0	0	0
以	宅	そ の 他	(11)	⁹ 1	1 (0	12	5	18		5	24	1, 1	59 ³	2	55, 023	232	47, 475
	-1	小計 (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11)	(12)				42	620	48		643	54	80, 5	47 6	2 (5, 120, 02 ⁷	125	75, 981
外		鉄骨鉄筋コンクリート造	(13)	⁹ 1	3 (0	12	0	18		120	24	4, 3	06	2	616, 088	36	143, 077
	共	鉄筋コンクリート造	(14)		/		42	26	48		3, 392	54	254, 4			7, 197, 470	75	106, 903
D D	同	鉄 骨 造	(15)	⁹ 1	5 (0	12	28	18		316	24	11, 8	09 3	² 1	, 144, 773	37	96, 941
		軽 量 鉄 骨 造	(16)		_		42	58	48		386		18, 2			1, 371, 310	47	75, 107
家	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(17)	91	7 (0	12	0	18		0	24		0		0	0	0
*	宅	そ の 他	(18)				42	32	48		32	54	4, 2			275, 158	132	65, 281
		$\sqrt{3}$ = (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18)	(19)	91	9 (U	12	144			4, 246	24	293, 0), 604, 799	69	104, 453
屋		寄 宿 舎	(20)				42	11	48		788		27, 4	61	2	2, 589, 664	35	94, 303
	ii p	+ (12) + (19) + (20)	(21)	92	1 (0	12	775	18		5, 677	24 c	401, 0	08 d	39	9, 314, 490	71	98, 039
	合	計 (5) + (21)	(22)		/		42	3, 751	48		9,050	54	734, 1	73 6	62	2, 248, 587	81	84, 787

地;	方公	:共区	団体	コー	- K	表	番号
2	8	1	0	0	0	4	4

第44表 法附則第16条の2の規定による軽減税額等に関する調(その1)

)	都道府県名	兵庫県
,	市町村名	神戸市



地;	方公	:共区	団体	コー	- K	表	番号
2	8	1	0	0	0	⁷ 4	4

第44表 法附則第16条の2の規定による軽減税額等に関する調(その2)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市



地	方公	:共区	団体	コー	-ド	表	番
2	8	1	0	0	0	⁷ 4	4

第44表 法附則第16条の2の規定による軽減税額等に関する調(その3)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)		(2)			(;	3)		(4)			(5)			(6)
第平							糸	200			数			平月	成 23 年	医度に新	折たに	軽減	の対象	象となっ	ったもの
2 成 3 2 項 2	<u> </u>	分	行	番	号	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減	税 額 (千円)		個	数	床	面	積 (㎡)	軽 減	税 額 (千円)
の規定	法附則第15条の6等の適	用のあるもの	9	3	0	12	515	19	4	5, 946	28		11, 565	37		35	44		1, 739	53	61 614
に則	法附則第15条の6等		1	4	0		257		4	6, 587			31, 682			6			415		204
よ第 る 1	適用のないも	0 1/3	1	5	0		2, 820		32	3, 975			106, 982			0			0		0
も 1 の条	合	計	1	6	0		3, 592		41	6, 508			150, 229			41	·		2, 154		818

_			-					(7)		(8)			(9			(10)		(11)			(12	
第平							平成23年	年度で第15	条の6年	筝のみ	軽減期	間の流	終了'	するもの	平成	23 年度	で軽源	成期 間:	が糸	冬了	する	もの
2 成 3 2 項 2	区	分		行	番	号	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減	税 額 (千円)	個	数	床	面積	(m²)	軽	減	税 額 (千円)
7.7E 17.64	法附則第15条の6	等の適用のあ	うるもの	9	3	1	12	389	19	3	35, 039	28		7, 684	37	1	44		52	53		61 2
定則		の 6 等 の	1/2	1	4	1				_		_				0			0			5, 101
よ第 る 1	適用のな	いもの	1/3	1	5	1										1, 672		181,	578			57, 589
も I の条	合	計		1	6	1		389		ç	35, 039			7, 684		1, 673		181,	630			62, 692

Ⅲ 都市計画税に関する調報告書

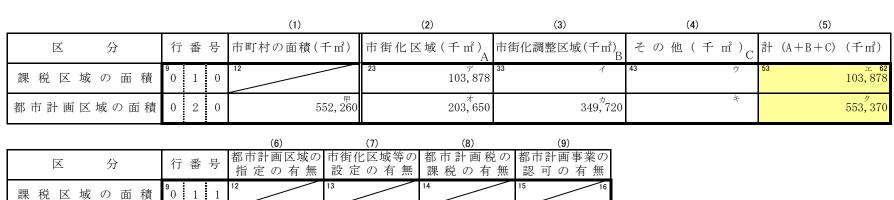


都市計画区域の面積

平成23年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道層	守 県 名	兵庫県
市町	村 名	神戸市



 0
 1
 1
 1
 2
 1
 1
 1
 1
 2
 1
 1
 1
 1
 2
 1
 1
 1
 2
 1
 2
 1
 2
 2
 1
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2

地	方グ	大人	団体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷ 5	2

第52表 納税義務者数に関する調

(1) (3) |法定免税点未満のもの(人)|法定免税点以上のもの(人) 分 行番号 (人) X 9 1 0 261, 548 個 人 267, 073 5, 525 0 2 0 土 地 13, 790 471 13, 319 0 3 0 計 280, 863 5,996 274, 867 0 4 0 個 人 440,875 8,938 431, 937 0 5 0 家 屋 法 人 18, 100 241 17,859 0 6 0 計 458, 975 9, 179 449, 796 0 7 0 個 人 513, 294 10,486 502,808 実 数 0 8 0 法 人 23, 122 517 22,605 0 9 0 計 536, 416 11,003 525, 413

地	方グ)共区	団体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7 5	3

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

		-				ı	(1)						(2)				1		(3)			•	(4	1)	
	区	分	行	番	号	市街	化	区	域	市	街	化	調	整	区	域		そ	の	ſ	也		1	+	
土	宅	宅 地	9	1	0	12			88, 401	24							34					45			\$\vec{57}{88, 401}
地	地	その他	0	2	0				12, 467																12, 467
0	等	小 計	0	3	0				100, 868							0)]	± 868
地	虐	農 地	0	4	0				2, 418																⁹ 2, 418
積 (千㎡)		#	0	5	0				チ 103, 286							ッ 0					テ)]	103, 286
家床	木	造家屋	0	6	0			22,	293, 181															22, 2	293, 181
屋面	木造	以外の家屋	0	7	0			60,	393, 004															60, 3	393, 004
の積 (㎡)		#	0	8	0			82,	686, 185							= 0					ヌ)		82, 6	886, 185
土	宅	宅 地	0	9	0				457, 771															4	^ネ 157, 771
地	地	その他	1	0	0				20, 821																20, 821
の	等	小 計	1	1	0				478, 592							0)		4	178, 592
筆	農	農 地	1	2	0				5, 914																⁷ 5, 914
数 (筆)		計	1	3	0				484, 506							ホ 0					マ)		4	184, 506
家屋	木	造家屋	1	4	0				219, 213															4	219, 213
の棟	木造	以外の家屋	1	5	0				138, 518															1	138, 518
数 (棟)		計	1	6	0				357, 731						_	0					メ)		3	357, 731

地方公共団体コード		号
2 8 1 0 0 0	⁷ 5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	号	決	定	価	格
			<i>)</i> ,		1.3	ш	.5	市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	その他(千円)	計 (千円)
		住	小規:	個人	9	1	0	3, 724, 614, 248		34	45 ÷ 57 3, 724, 614, 248
		宅	模地	法人	0	2	0	537, 876, 493			537, 876, 493
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	0	315, 749, 245			315, 749, 245
土		地	用 般 地	法人	0	4	0	24, 563, 274			24, 563, 274
	地	非 用住	個人住宅	. 非 用 地	0	5	0	657, 474, 238			657, 474, 238
		宅 地	法人住宅	. 非 用 地	0	6	0	1, 826, 391, 083			1, 826, 391, 083
地		小	計		0	7	0	7, 086, 668, 581	0	0	7, 086, 668, 581
		農	地		0	8	0	25,725,200			25, 725, 200
	Ä	ξ σ) 他	Ĺ	0	9	0	219, 094, 208			219, 094, 208
		言	<u> </u>		1	0	0	7, 331, 487, 989	0	0	7, 331, 487, 989
家	木	造	家	屋	1	1	0	608, 198, 908			608, 198, 908
屋	木道	告 以 外	トの家	、屋	1	2	0	3, 534, 808, 793			3, 534, 808, 793
产		計	†		1	3	0	4, 143, 007, 701	0	0	4, 143, 007, 701
	合		計		1	4	0	11,474,495,690	⁷ 0	a 0	11, 474, 495, 690

地	方々	共	団体	コー	ド	表都	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷ 5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

								(5)	(6)		(7)	(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	号	市街化区域(千円)	税 市街化調整区域(千円)	票 そ の	準 他 (千円)	額 計 (千円) _A	· 実 定 税 率 B	調 定 見 込 額 A×B(千円)
		住	小住宅	個人	9	1	1	1, 202, 824, 974	25	35		1, 202, 824, 974		69 79
		宅	規模地	法人	0	2	1	172, 962, 912				172, 962, ⁵ 912		
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	1	203, 035, 564				203, 035, 564		
土		地	用 般 地			4		15, 625, 840				15, 625, ⁵ 840		
	地	非 住	個 住 宅 月			5	1	449, 556, 165				449, 556, 165	1	
		宅地	法 人住宅戶	非用地	0	6	1	1, 213, 203, 528				1, 213, 203, ^{\$\frac{\pi}{528}\$}		
地		小	計		0	7	1	3, 257, 208, 983	0		0	3, 257, 208, 983		
		農	地		0	8	1	16, 826, 125				16, 826, 125		
	7	ϵ σ) 他		0	9	1	148, 088, 436				148, 088, 436		
		割	<u> </u>			0		3, 422, 123, 544	0		0	3, 422, 123, 544		
家	木	造	家	量	1	1	1	608, 177, 708				608, 177, 708		
屋	木道	造 以 外	の 家	屋	1	2	1	3, 522, 699, 530				3, 522, 699, 530		
)		計	<u> </u>		1	3	1	4, 130, 877, 238	0		0	4, 130, 877, 238		
	合		計		1	4	1	7, 553, 000, 782	9		0	7, 553, 000, 782	0.300 %	22, 659, 002

坩	力を	〉共[団体:	コー	1,	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7 5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	뮸	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
						(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
		本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 ()	1	0	1,647	1, 217	³⁹ 22, 234, 974	14, 823, 315	69 3, 560
	平の	争則による(価格の3万の2) 床税がなされたもの 負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満		2		7.5	40			
		負担水準0.9以上0.95未満 1.0未満	0	3	0	75 40	14	1, 131, 729 541, 698	733, 773 334, 762	11 40
特	成	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	38	18	647, 184	379, 874	4
	市	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	20	8	276, 306	153, 548	2
	+	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	2	1	23, 661	12, 619	
		負担水準0.7以上0.75未満		7		3	1	30, 672	15, 929	
,_		負担水準0.65以上0.7未満		8				00,012	10,020	
定		負担水準0.6以上0.65未満		9						
	年化	負担水準0.55以上0.6未満		0						
		負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0					
	度区	負担水準0.45以上0.5未満		2		1		7,007	2, 491	
市	-	負担水準0.4以上0.45未満		3						
	DI	負担水準0.35以上0.4未満		4						
	以 域	負担水準0.3以上0.35未満		5						
		真恒水平0.208上0.3水闸		6						
	前	負担水準0.2以上0.25未満		7						
街		負担水準0.15以上0.2未満 2.15以上0.2未満		8						
	参	負担水準0.1以上0.15未満		9						
	444	負担水準0.05以上0.1未満		0						
	入地	負担水準0.05未満		1	_					
化		計		2		1,826	1, 299	24, 893, 231	16, 456, 311	3, 79
		本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの		3		23	21	589, 669	200, 613	3
		負担水準0.95以上1.0未満		4						
		只是水平0.3%上0.38水间		5		1	1	43, 870		
区		負担水準0.85以上0.9未満		6		1	1	55, 633	14, 835	
		負担水準0.8以上0.85未満		7						
		負担水準0.75以上0.8未満 5 担水準0.7以上0.75末港		8						
		負担水準0.7以上0.75未満		9						
		負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満		0						
域		負担水準0.55以上0.6未満		2		-				
	年化	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0					
		負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0					
	度区	負担水準0.4以上0.45未満		5						
農	🔼	負担水準0.35以上0.4未満		6						
/IX	以	自 担水準0.3以上0.35未満		7						
	域	負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満		8						
	後	負担水準0.2以上0.25未満		9						
	1.~	負担水準0.15以上0.2未満		0						
地	参	負担水準0.1以上0.15未満		1						
	~	負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0					
		負担水準0.05未満	4	3	0					

地方公	公共区	団体:	コー	Ļ	表都	番号
2 8	1	0	0	0	7 5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行番号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	⁹ 4 5 0	1,670	1, 238	³⁹ 22, 824, 643	15, 023, 928	69 80 3, 602
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	75	40	1, 131, 729	733, 773	111
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	41	15	585, 568	346, 461	4
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	39	19	702, 817	394, 709	4
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	20	8	,		
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	2	1	23, 661		
合	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	3	1	30, 672	15, 929	
Н	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	Ü	
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	1	0	7, 007	2, 491	
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	
∌ 1.	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	
計	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	Ů	
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	
	負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	
	計	6 6 0	1,851	t 1, 322	25, 582, 403	16, 683, 458	3, 83
第 62	表のうち生産緑地に係るもの	6 7 0	646	[₹] 1,096	^t 142, 797	⁵ 142, 667	2, 08

地方公	:共区	団体:	ュー	ド	表番	番号
2 8	1	0	0	0	7 5	8 7
						_

第57表 課税標準の特例に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

								(1)		(2)		(3)		(4)		(5	5)
	_		地 目 等	特			Į.	老	地	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例 率	行者	番号	宅	地 (千円)	そ		他 (千円)	戾	Æ (千円)			(千円)	承	生 (千円)
課法			評価額		9	1 0	12	592, 549	22		951	32	(113)	42			52	61
<i>e</i> 1/	法	第9項(日本放送協会)	課税標準額	1/2		2 0		416, 747			664					7, 411		513, 857
税第			評価額			3 0		410, 747			004				71	17, 411		313, 637
標 ₇	第		課税標準額	1/3		4 0												
0		第10項(日本原子力研究開発機構)	評価額			5 0												
準 2	7		課税標準額	2/3		6 0					_							
		第11項(登録有形文化財等)	評 価 額	1/2	0	7 0										0		
の条	0	第11項(登錄有形文化與等)	課税標準額	i 1/2		8 0										0		114, 379
焅			評 価 額	1/3	_	9 0										0		
特か	2		課税標準額	į 1, o		0 0										0		
例っ		第23項 (農業・食品産業技術総合研究 構)	評価額	2/3		1 0												
	条	(特)	WILL DE DY. I PO	Į.		2 0										0		
にこ			評 価 額 課税標準額	1/6		3 0 4 0										0		
	第		評 価 額	l l		5 0										0		
よ 書		第24項(関西国際空港株式会社)	課税標準額	1/2		6 0										0		
b -	2		評価額			7 0												
の	項	第26項(信用協同組合等)	課税標準額	3/5		8 0										_		4, 682, 067
減	垻	佐 0.7 1万 (人) ※ ※万 4巻 4集)	評 価 額		1	9 0										0		
規	カュ	第27項(水資源機構)	課税標準額	1/2	2	0 0										0		
額		第29項(中部国際空港)	評 価 額	1/2		1 0										0		
と定	2	第20条(TT印画陈王伦)	課税標準額	į 1/2		2 0										0		
		第31項(社会保険診療報酬支払基金)	評 価 額	1/3		3 0												
なに	۲		課税標準額	i -, -		4 0												
	_	第32項(自動車安全運転センター)	評価額	1/3		5 0			<u> </u>							0		
るよ	書	(部1年時人 林口 11.人口 17人林	課税標準額	!		6 0										0		
婚る	Н	第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理 構)	理機 評価額 課税標準額	1/2		7 0 8 0										0		
額る		117/		ł I	4	0 0										0		

$\begin{bmatrix} 1 & & & & & & \\ 2 & 8 & 1 & 0 & 0 & 0 & 5 & 7 \end{bmatrix}$	地方	公共団体	本コー	ĸ	表看	番号
	2 8	1 () 0	0	7 5	8 7

都道府県名	兵庫県
市 町 村 名	神戸市

					(1)			(2)					(4)			j)			
	_	地 目	等	特				宅	ŧ	也	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例 率	行	番	号	宅	地	そ	Ø	他红瓜)12			70		<i>3</i> ,	
税法					9	:	-	12	(千円)	22		(千円)	32	(千円)	42		(千円)	52	(千円)
附			評価額	1/2	2	9	0												
標則		第1項 (倉庫)	課税標準額		3	0	0												758, 793
1	法		評 価 額	7/8		1													
準 5			課税標準額	1,70		2													
条			評 価 額	1/2		3			383, 370								33, 370		
の法	附		課税標準額	1/ =		4		7, 9	968, 359							7, 90	58, 359		140, 072
附 特則			評価額	2/3	_	5													
第		第9項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施 設 (H10.3.31まで取得分))	課税標準額			6													
例 1	則	設(H10.3.31まで取得分))	評 価 額 課税標準額	3/5	_	7											0		
5 条	/,,		評 価 額			8 9												_	
にの			課税標準額	4/5	_	0	_												
2 よ又	第	 第92項 (並行在来線に係る譲受固定資	評価額			1											0		
は	7777	第23項 (並行在来線に係る譲受固定資 第23項 産)	課税標準額	1/2		2											0		
り附				0.10	_	3	_												
則		第26項 (高齢者・障害者等の移動円滑化 停車場建物等)	課税標準額	2/3	_	4	_		_								_		
減第	1	第30項 (民間資金等の活用による公共施	評価額	1 /0	4	5	0												
1		第30 ^項 設等)	課税標準額	1/2	4	6	0												
額 5 条		第31項 (認定都市再生事業)	評 価 額	1/2	4	7	0												
と3	5	MOT A (MDACTH HTT上 T 木/	課税標準額	1/4	_	8	_												82, 470
- 3 の		第33項 (成田国際空港)	評 価 額	3/4	_	9											0		
な規		A VAHEIM TIE	課税標準額	0, 1	— і	0	_										0		
定に	条	第34項 (国立大学法人の校舎)	評価額	1/2		1													
るよ			課税標準額			2													
る		第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾施 設)		1/2		3	_												
額課		叹/	課税標準額		5	4	0												

$\begin{bmatrix} 1 & & & & & & \\ 2 & 8 & 1 & 0 & 0 & 0 & 5 & 7 \end{bmatrix}$	抴	表番号						
	2	8	1	0	0	0	7 5	8 7

都道府県名	兵庫県
市 町 村 名	神戸市

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	_	地 目	等	特 例	行	番 号		地 等	- 農 地	土 地 計	家屋
X	分			率	11	H 7	宅 地 (千円)	その他 (千円)	(千円)	(千円)	(千円)
よ法附	法	第36項 (都市鉄道施設等)	評 価 額	2/3	9 5	5 0	12	22	32	42	52 61
る則	法	Charles (Charles and Charles a	課税標準額	_, -	5	6 0					
課 1	附		評価額	1/2	5	7 0				0	
税条、	1,11		課税標準額	1/2	5	8 0				0	
探	則	第30項 る承継特例)	評価額	3/5	_	9 0				0	
標法			課税標準額	0, 0	-	0 0				0	
準附 則	第	第40項 (郵便事業・郵便局株式会社)	評価額	1/2	_	1 0	4, 602, 477			4, 602, 477	
の第			課税標準額			2 0	3, 538, 861			3, 538, 861	4, 587, 211
H 5	1	第41項 (鉄道再構築事業)	評価額	1/4	-	3 0					
条例の	5		課税標準額 評 価 額			4 0 5 0				0	
	υ	第43項 (重要無形文化財の公演施設)	課税標準額	1/2		6 0				0	
に 2 又	条		評価額		<u> </u>	7 0				0	
よは法		第46項 (指定会社等の特定用途港湾施 設)	課税標準額	1/2		8 0				0	
り附	条第法		評価額	1 /0	6	9 0				0	
	の 1 附 2 5 則	T	課税標準額	1/2	7	0 0				0	
1	法	(旅客会社等に係る承継特例)	評価額	0 /5	7	1 0	35, 917			35, 917	
額5	附 則	第1項 (法附則第15条の2第2項の三島特 例に係るものを除く)	課税標準額	3/5	_	2 0	25, 142			25, 142	341
と多の	第	(旅客会社等に係る承継特例)	評価額	0 /10	7	3 0				0	
なの	1 5	第1項 (法附則第15条の2第2項の三島特 例に係るものに限る)	課税標準額	3/10		4 0				0	
る規	条の	(投安人社体): 位7 甘蚬畝严亩	評価額		7	5 0					
定 額に	の 3	寿 Z 垣 、WA、	課税標準額		7	6 0					

1 7	·番	昏号	表番	ド	ュー]体:	共同	方公	地
2 8 1 0 0 0		8	7 5	0	0	0	1	8	2

郭 道	前 府 県	名	兵庫県
† ⊨	町 村	名	神戸市

								(1)		(2)		(;	3)		(4)		(5)
	_		地 目 等	特				宅		地	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例率	行	番号	号	宅	地	そ	Ø	他	反	16		1년		水	
									(千円)			(千円)		(千円)			(千円)		(千円)
法も改	第 3	旧法附則第15条第28項	評 価 額	3/4	0	1		12		22			32		42			52	
の正 附	。 項	(大規模改良停車場建物等)	課税標準額		0	-	0												
平法	第	旧法附則第15条第36項	評 価 額		0	3	0												
則成の	4 項	(PFI公共荷さばき施設)	課税標準額	1/2	0		_												
第 ^{2 規} 第 ² 定	第	旧法附則第15条第37項	評 価 額		-	5	0										_		
	_	(PFI一般廃棄物処理施設)	課税標準額	1/2	-	6	-										—		
1年に 4	第		評価額	`	0		0										_		
ひよ	6	旧法附則第15条第54項 (鉄道再生事業)	課税標準額	1/4	⊢ i	-	_					_							
条正る法も改	項			ŧ	1	8													
	第		評価額	1/2	0	9	0												
附の正	2	旧法附則第15条第2項	課税標準額	Į	1	0	0												482, 671
平法		(倉庫)	評 価 額	5/6	1	1	0												
則成の	項		課税標準額	5/6	1	2	0												
第 ^{2 規} 第 ¹ 定	第。	旧法附則第15条第45項	評 価 額	0./6	1	3	0												
1年に	3 項	(地下駅火災対策施設)	課税標準額	2/3	1		-												
1 1 改よ	第	旧法附則第15条第46項	評 価 額	1 .	1	5	0												
条正る	4 項	(地下街等の洪水時避難施設)	課税標準額	- 2/3 į	1	6	0					_							

地	方と	公共国	団体:	コー	ĸ	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

								(1	1)		(2)	(3	3)		(4)		(5	j)
			等	特				宅	ž.	地	等	農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例 率	行	番	号	宅	地 (千円)		の 他 (千	122	(千円)		, ,	(千円)	~,	(千円)
正改正法		旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/2	9	7	0	12		22		32		42			52	
法の	第	(日平电风日益快定)月)	課税標準額		1	8	0											
規 附定		旧法第349条の3第26項	評 価 額	1/2	1	9	0											
に	2	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/2		0												
り 則 る		旧法第349条の3第27項	評価額	1/2	_	1												
も 第の	項	(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/2		2												_
平		旧法第349条の3第28項	評価額	1/2		3	_											
1 成		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/2	2	4	0											
0	第 4	旧法附則第15条第15項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設	評 価 額	1/2	2	5	0									0		
年 条改	項	(H18.4.1~H20.3.31まで取得分))	課税標準額	1/2	2	6	0									0		
法も改	第		評 価 額	1/2	2	7	0											
附 ア法	2	旧法附則第15条第2項	課税標準額	1/2	2	8	0											
則成の	_	(倉庫)	評 価 額	5/6	2	9	0											
第 ^{1 規} 9 定	項		課税標準額	5/0	3	0	0											
1年に	第	旧法附則第15条第53項	評 価 額	1 /0	3	1	0											
¹ 改よ 条正る	3 項	(地下街等の洪水時避難施設)	課税標準額	1/2	3	2	0											
法も改	第		評 価 額	1 /0	3	3	0									0		
附の正		旧法附則第15条第18項	課税標準額	1/2	3	4	0									0		
則成の	2	(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設 (H10.4.1~H18.3.31まで取得分))	評 価 額	1 /5	3	5	0									0		
第1規8定	項		課税標準額	1/5	3	6	0									0		164, 367
² 年に	第	旧法附則第15条第39項	評 価 額	0./0	3	7	0											
0 改よ 条正る	3 項	(大規模改良停車場建物等)	課税標準額	2/3		8												

地	地方公共団体コード									
2	8	1	0	0	0	7 5	8			
							_			

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

								(1)		(2)		(3)		(4)		(!	5)
	_		目 等	特				笔	2	地	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例 率	行	番	号	宅	地	そ	の	他				16		水	
				'					(千円)			(千円)		(千円)			(千円)		(千円)
附1よ改 則 ⁷ る正	第 4	旧法第349条の3第39項	評 価 額	1/6	9 3	9		12		22			32		42			52	61
毎年も法	項	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1,0	4	0	0												
が 改 の 規 0 正 平定	第 5	旧法第349条の3第40項	評 価 額	1/6	4	1	0												
条法成に	項	(自動車安全運転センター)	課税標準額	1/ 0	4	2	0												
年改 改 改法		旧法第349条の3第28項	評 価 額	1/3	4	3	0												
改法正の	第	(日本電気計器検定所)	課税標準額	1/3	4	4	0												
規 法定	214	旧法第349条の3第29項	評 価 額	1/3	4	5	0												
附に	3	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/3	4	6	0												
則る	3	旧法第349条の3第30項	評 価 額	1/3	4	7	0												
第の	77E	(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/3	4	8	0												
1 平 8 成	項	旧法第349条の3第31項	評 価 額	1/3	4	9	0												
1 条 5		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/0	5	0	0												41, 944
第則年 <i>0</i> 第改刊 21正月	区正	旧法附則第15条第19項	評 価 額	1/2	5	1	0	1	6, 310, 608	3						16, 3	10, 608		
3法1 項条附(るの	(指定法人等大規模外貿埠頭)	課税標準額		5	2	0	1	1, 417, 426	5						11, 4	17, 426		336, 751

$\begin{bmatrix} 1 & & & & & & \\ 2 & 8 & 1 & 0 & 0 & 0 & 5 & 8 \end{bmatrix}$	ļ	地方公共団体コード表番												
	2	8	1	0	0	0	7 5	8						

都道府県名	兵庫県
市 町 村 名	神戸市

										(1	1)		(2)		(3)		(4)		(!	(5)
				地	等	特 例				宅	Ē :	地	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分					例率	行	番	号	宅	地 (千円)	そ	Ø	他 (千円)	120	(千円)			(千円)	<i>*</i>	(千円)
平改					評価額		9	0		12	(TH)	22		(TH)	32	(TR)	42		(TB)	52	(TH)
成正						1/3		3	-										_		
				3第27項	課税標準額		5	4	0												
7 法 年	第	(辰ラ	耒•生物:	系特定産業事業研究機構)	評価額	1/6	5	5	0												
0					課税標準額	1/0	5	6	0												
改規正規		旧法第	第349条の	3 第30項	評 価 額	1/6	5	7	0												
	3	(日2	本電気計	器検定所)	課税標準額	1/0	5	8	0												
法定	Ü	旧法第	第349条⊄)3 第31項	評 価 額	1/6	5	9	0												
附に		(日2	本消防検	定協会)	課税標準額	1/6	6	0	0												
則よ		旧法第	第349条の) 3 第32項	評 価 額	1/6	6	1	0												
第る	項	(小型	型船舶検	査機構)	課税標準額	1/6	6	2	0												39, 893
1 2 &) 3 第33項	評 価 額	1/6	6	3	0												
条の		(軽目	自動車検	査協会)	課税標準額	1/0	6	4	0												
		合		計	評 価 額		6	5	0	32	2, 924, 921			951		0		32, 92	5, 872		
				μΙ	課税標準額		6	6	0	23	3, 366, 535			664		0		23, 36	7, 199	1	1, 944, 816
	第条			市街化区域農地としての評	平価額		6	7	0							48, 170		4	8, 170		
	7の 項5		Ī	徴収猶予分に相当する課税	兑標準額		6	8	0							28, 902		2	8, 902		
	第条			市街化区域農地としての評	平価額		6	9	0										0		
	8の 項5		ľ	徴収猶予分に相当する課税	:標準額		7	0	0										0		

1 2 8 1 0 0 0 ⁷ 8 8	地方公共団体コード表番												
	2	8	1	0	0	0	7 5	8					

都	道系	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

							(1)		(2)		(3)		(4)		(!	5)
区分	地 目 等	特例率	行	番	号	宅	芒 ± ± ± ± (千円)	也 そ	等 の 他 (=	<u>b</u> 千円)	農	地 (千円)	土	地	計 (千円)	家	屋 (千円)
第条第法 項 ₁ の ₂ 附	市街化区域農地としての評価額		9 7	1	0	12	43, 041	22			32		42	4	43, 041	52	61
6 5 9 則	減額分に相当する課税標準額	/	7	2	0		9, 565								9, 565		
第条第法	市街化区域農地としての評価額		7	3	0										0		
項 1 の 2 附 7 5 9 則	減額分に相当する課税標準額	/	7	4	0										0		
震潟第1法 災県36 門 東東東 東東 東東 東東 東東 東東 東東 東東 東東 東東 東東 東東	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	5	0									/			
災登第1法 害半46附 島項の則 機能2第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	6	0				/					/			
地潟第1法 震県66所 災中項(所則 害) 沖新2第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	7	0									/			
1 法則の改 0 附第平正 項則 1 成法 第 4 2 の 1 条 2 規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	8	0									/			388, 825
6 第年定 条 7 改に の項正よ 2 (法る 第旧附も	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	7	9	0									/			714, 198
第1法第則年の定改 16附3第改平に正 0条則 11正成よ法 項の則 2 法1るの 2 第旧条附7も規	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	8	0	0									/		!	9, 359, 897

地	表番号										
¹ 2 8 1 0 0 0 ⁷ 5 9 ⁸											

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	于 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
			, ,	- ш		(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
		負担水準1.0以上	9	1	0	185, 752	34 968	³⁹ 2, 244, 767, 547	⁵⁴ 748, 255, 776	69 227, 573
	小			1	:					
		負担水準0.95以上1.0未満		2		21, 018	3, 794	424, 609, 938	138, 059, 004	25, 171
	規	負担水準0.9以上0.95未満		3		22, 535	3, 762	541, 093, 086	166, 719, 928	27, 169
		負担水準0.85以上0.9未満		4		14, 078	2, 522	453, 370, 630	133, 094, 640	17, 442
	模	負担水準0.8以上0.85未満		5		2, 653	531	56, 067, 508	15, 496, 793	3, 206
		負担水準0.75以上0.8未満		6		247	23	2, 573, 151	686, 173	306
	住	負担水準0.7以上0.75未満		7		26	9	1, 025, 263	265, 226	31
		負担水準0.65以上0.7未満		8		9	2	114, 121	28, 050	12
	宅	負担水準0.6以上0.65未満		9	_	10	8	852, 788	191, 771	12
		負担水準0.55以上0.6未満		0		3		71, 947	15, 424	3
	用	負担水準0.5以上0.55未満		1		6	1	27, 543	5, 244	6
		負担水準0.45以上0.5未満		2		3		34, 265	6, 005	3
	地	負担水準0.4以上0.45未満		3				0 401	0.40	
宅		負担水準0.35以上0.4未満		4		2		6, 461	940	2
~_		負担水準0.3以上0.35未満		5						
		負担水準0.25以上0.3未満		6						
	個	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満		7						
				8 9						
	人	負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満		0						
		負担水準0.05以上0.1木両 負担水準0.05未満		1						
)		_		-			<u>つ</u>	τ	
		計	2	2	0	246, 342	45, 620	3, 724, 614, 248	1, 202, 824, 974	300, 936
		負担水準1.0以上	2	3	0	3, 811	4, 319	303, 141, 393	101, 047, 128	8, 919
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	921	451	58, 488, 052	18, 983, 691	1,613
		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	1,035	668	98, 580, 084	30, 391, 198	2,013
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	671	356	62, 300, 517	18, 279, 546	1, 259
		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	104	103	14, 541, 154	4, 048, 893	350
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	16	1	337, 202	89, 921	22
		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	4	4	462, 266	117, 349	4
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0	1		3, 868	951	5
		負担水準0.6以上0.65未満		1		1		11, 728	2,605	1
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0					
	用	負担水準0.45以上0.5未満		4						
	111.	負担水準0.4以上0.45未満		5		1		10, 229	1,630	1
	地	負担水準0.35以上0.4未満		6						
		負担水準0.3以上0.35未満		7						
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.3未満		8						
	3/4-	負担水準0.2以上0.25未満		9						
	法	負担水準0.15以上0.2未満		0	_					
		負担水準0.1以上0.15未満		1						
	人	負担水準0.05以上0.1未満		2						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	-	3	_			1		
		計	4	4	0	6, 565	5, 902	537, 876, 493	^{ts} 172, 962, 912	14, 187
		<u> </u>	_	:	1	,	/	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , ,	,

地	方公	表番号					
2	8	1	0	0	0	⁷ 5	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	区 分 負担水準1.0以上	行	番	巾	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	台 田水淮1 0Ⅳ F			ク	(1)	(千m²)			筆 数 (筆)
	負担水淮1 0以上	9			(人)	24	(千円)	(千円)	
	兵也小平1.0公工	4	5	0	46, 004	3, 436	182, 591, 928	121, 727, 934	⁶⁹ 54, 749
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	5, 221	343	33, 699, 707	21, 930, 727	5, 896
舟殳	負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	4, 311	319	41, 196, 022	25, 378, 012	4, 920
用文	負担水準0.85以上0.9未満		8		3, 164	304	52, 572, 472	30, 847, 729	3, 902
45-	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	1, 132	67	5, 345, 159	2, 972, 807	1, 353
住	真恒水平0.70以上0.0水间	5	0	0	76	3	273, 955	146, 109	90
	負担水準0.7以上0.75未満		1		4		5, 145	2, 676	4
宅	242-4-1-1-2-2-1-1-1-1-1		2		9		24, 419	11, 902	11
	負担水準0.6以上0.65未満		3		4		33, 306	15, 030	6
用	負担水準0.55以上0.6未満		4						
	負担水準0.5以上0.55未満		5		1		6, 231	2, 327	1
拙	負担水準0.45以上0.5未満		6		2		901	311	2
	負担水準0.4以上0.45未満		7						
宅(負担水準0.35以上0.4未満		8						
4	負担水準0.3以上0.35未満		9						
/==	負担水準0.25以上0.3未満		0						
10点	負担水準0.2以上0.25未満		1						
	負担水準0.15以上0.2未満		2						
人	負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満		4						
	負担水準0.05以上0.1木個 負担水準0.05未満		5						
							VZ.	ぬ	
	計	6	6	0	59, 928	4, 472	315, 749, 245	203, 035, 564	70, 934
	負担水準1.0以上		7		585	230	10, 882, 528	7, 255, 018	1, 458
_	負担水準0.95以上1.0未満		8		94	34		2, 459, 312	147
	負担水準0.9以上0.95未満		9		86		4, 840, 399	2, 984, 323	155
般	負担水準0.85以上0.9未満		0		108	32	4, 177, 532	2, 443, 907	243
	負担水準0.8以上0.85未満		1		12	11	828, 971	465, 024	61
住	負担水準0.75以上0.8未満		2		3		18, 414	9, 821	5
地	負担水準0.7以上0.75未満		3						
地	負担水準0.65以上0.7未満		4						
	負担小率0.0以上0.05木個		5		1		207	100	1
月	負担水準0.55以上0.6未満		6		1		307	130	1
713	負担水準0.5以上0.55未満		7		1		12, 057	4, 748	Б
掛	負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満		8		1		11 164	3, 557	1
10	負担水準0.35以上0.45米個 負担水準0.35以上0.4未満		0		1		11, 164	3, 557	1
	負担水準0.35以上0.4米個 負担水準0.3以上0.35未満		1						
	負担水準0.25以上0.35末満		2	_					
法	負担水準0.2以上0.3末個 負担水準0.2以上0.25未満		3						
法	負担水準0.15以上0.2未満	_	4	_					
	負担水準0.1以上0.15未満		5						
	負担水準0.05以上0.1未満		6						
	負担水準0.05未満		7						
	計 計	_	8		891	341	a 24 563 274	⁰ 15, 625, 840	2,076
	řΙ	o	U	V	091	541	24, 505, 214	10, 020, 040	2,070



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

							(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
		区		行	番	号	納税義務者	地	積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数 (筆)
		負担水準0.7超	ç	0	1	0	19, 298	24	5, 450	³⁹ 385, 329, 456	⁵⁴ 269, 730, 606	30, 200
	業	負担水準0.65以上0.7以下		0	2	0	7, 657		1, 379	202, 048, 529	135, 895, 232	10, 532
	地	負担水準0.6以上0.65未満			3		1,812		301	63, 834, 568	40, 183, 724	2, 482
	等	負担水準0.55以上0.6未満		0	4	0	179		31	6, 054, 701	3, 632, 820	257
	$\overline{}$	負担水準0.5以上0.55未満			5		4		1	143, 798	83, 221	5
	非	負担水準0.45以上0.5未満			6		4			15, 904	8, 203	4
		負担水準0.4以上0.45未満			7		2		1	45, 620	21, 687	2
	住	負担水準0.35以上0.4未満			8		1			1, 662	672	1
	宅	負担水準0.3以上0.35未満			9							
	用	負担水準0.25以上0.3未満			0							
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満			1							
	715	負担水準0.15以上0.2未満			2							
	•	負担水準0.1以上0.15未満			3							
	個	負担水準0.05以上0.1未満		1	4	0						
	人	負担水準0.05未満		1	5	0						
	()	計		1	6	0	28, 957		7, 163	657, 474, 238	449, 556, 165	43, 483
	商	負担水準0.7超			7		6, 351		20,627	1, 039, 263, 149	706, 771, 677	17, 264
	業	負担水準0.65以上0.7以下			8		2, 679		2,694	415, 594, 129	278, 638, 748	6, 264
	地	負担水準0.6以上0.65未満			9		911		956	261, 223, 392	162, 293, 820	2, 346
	_	負担水準0.55以上0.6未満			0		122		260	98, 693, 769	59, 216, 262	271
	等	負担水準0.5以上0.55未満			1		3		124	4, 368, 856	2, 538, 412	4
地	$\overline{}$	負担水準0.45以上0.5未満			2		2		220	6, 547, 476	3, 398, 544	2
	非	負担水準0.4以上0.45未満			3		2		22	700, 312	346, 065	4
	住	負担水準0.35以上0.4未満			4							
	宅	負担水準0.3以上0.35未満			5							
	用	負担水準0.25以上0.3未満			6							
		負担水準0.2以上0.25未満			7							
	地	負担水準0.15以上0.2未満			8							
	•	負担水準0.1以上0.15未満			9							
	法	負担水準0.05以上0.1未満			0							
	人	負担水準0.05未満		3	1	0						
	()	計		3	2	0	10, 070		24, 903	⁵ 1, 826, 391, 083	1, 213, 203, 528	26, 155



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
			行	番	문	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u></u>	11		7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宇	.	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3	3	0	236, 152	42, 953	³⁹ 2, 741, 383, 396	⁵⁴ 978, 285, 856	292, 699
	-	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	3	4	0	25, 649	26, 077	1, 424, 592, 605	976, 502, 283	47, 464
掛	1	税負担据置のもの		5		90, 202	18, 661	2, 798, 203, 751	1, 231, 567, 058	116, 524
	_	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		6		750	710	122, 488, 829	70, 853, 786	1, 084
計	L	負担水準0.2未満	3	7	0	0	0	0	0	0
р		計		8	<u>: </u>	352, 753	[±] 88, 401	²⁷ 7, 086, 668, 581	^t 3, 257, 208, 983	457, 771
	宅	負担水準0.7超		9		4, 579	,			9, 468
	七	負担水準0.65以上0.7以下		0		527	272			810
	地	負担水準0.6以上0.65未満		1		197	192	1, 067, 002		285
そ		負担水準0.55以上0.6未満		2		45		275, 526		54
	比	負担水準0.5以上0.55未満		3		34	34			42
	進	負担水準0.45以上0.5未満		4		20	17			29
	· ·	負担水準0.4以上0.45未満		5		17	16	,		20
	土:	負担水準0.35以上0.4未満		6		2		15, 059	,	3
\mathcal{O}	地	負担水準0.3以上0.35未満		7		1		2, 527		2
	끄	負担水準0.25以上0.3未満		8		8	13	366, 187	122, 820	12
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満		9						
	/	負担水準0.15以上0.2未満		0						
他	個	負担水準0.1以上0.15未満		1						
	人	負担水準0.05以上0.1未満		2						
		負担水準0.05未満	5	3	0					
		計	5	4	0	5, 430	3, 844	46, 982, 663	32, 519, 659	10, 725

州	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	76	1				

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区	行	番	早	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u>Б</u>	11	笛	ク	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
	宅		90	1	0	991	6, 409	³⁹ 76, 297, 604	53, 407, 656	69	7,704
	地	負担水準0.65以上0.7以下		2		172	1, 522	73, 584, 429			1,669
	١	負担水準0.6以上0.65未満		3		78	476		8, 611, 884		267
	比	負担水準0.55以上0.6未満		4		16	16		1, 732, 482		30
	淮	負担水準0.5以上0.55未満		5		16			950, 460		23
	4-	負担水準0.45以上0.5未満		6		17	15		66, 578		30
	土	負担水準0.4以上0.45未満		7		21	41		668, 268		156
	내	負担水準0.35以上0.4未満		8		9	27				77
そ	玴	負担水準0.3以上0.35未満		9		1		49, 928	19, 873		1
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.3未満		0		13	56	1, 634, 090	559, 013		29
	N. I	負担水準0.2以上0.25未満		1							
	法	負担水準0.15以上0.2未満		2							
	人	負担水準0.1以上0.15未満		3							
		負担水準0.05以上0.1未満		4		1					
		負担水準0.05未満		5		1 225	0.000	170 007 507	115 547 071		0.007
		計 負担水準1.0以上		6		1, 335	8,603	172, 087, 597	115, 547, 071		9, 987
		負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満		7 8		61	18	19, 394 61	19, 394 61		96
Ø	١.,			9		1	1	17			
0)	宅以	貝担小牛0.3以上0.33不個 白田水淮0.95以上0.0丰港		0		1		17	17		1
		負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満		1							
		負担水準0.75以上0.8未満		2		1		501	413		1
	地	負担水準0.7以上0.75未満		3				301	110		
	外	負担水準0.65以上0.7未満		4							
		負担水準0.6以上0.65未満		5							
	比	負担水準0.55以上0.6未満		6							
		負担水準0.5以上0.55未満		7							
	()	負担水準0.45以上0.5未満	2	8	0						
他	進	負担水準0.4以上0.45未満	2	9	0	6	1	3, 580	1, 702		8
	· ·	負担水準0.35以上0.4未満	3	0	0						
	+	負担水準0.3以上0.35未満	3	1	0						
	1+:	負担水準0.25以上0.3未満		2							
		負担水準0.2以上0.25未満		3		1		395	119		1
		負担水準0. 15以上0. 2未満		4							
	## 地	員担水準0.1以上0.2不倫 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1ま満		5							
	TIE	兵运水平0.00次上0.1水闸		6							
		負担水準0.05未満		7							100
		計りたる。現代がある。なる。の(在地本海)の以上)		8		71	20	,	21, 706		109
		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)		9		236, 213	42, 971	/ / /			292, 795
1 4	Ĭ	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの		0		31, 219	35, 735		1, 058, 877, 647		64, 636
		税負担据置のもの 上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		1	$\overline{}$	91, 176 980	21, 123		1, 292, 482, 227		119, 555
=	I.	上記以外で負担水準0.2木満を除いたもの 負担水準0.2未満		3		980	1,039	131, 951, 119	75, 632, 295		1, 605
言	Γ			_	_	1	€	0	0	P	1
		計	4	4	0	359, 589	100, 868	7, 305, 762, 789	3, 405, 297, 419		478, 592

1 7	地万公	共団体	コード	表番	号
2 8 1 0 0 0 6 2	2 8	1 0	0 0	⁷ 6	2

第62表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		JJ	11 笛 夕	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
_	本則による(価格	の3分の2)課税がなされたもの	⁹ 0 1 0	12	24	39	54	69 80
般	負担調整率1.0	925 負担水準0.9以上1.0未満	0 2 0					
	負担調整率1.0	95 負担水準0.8以上0.9未満	0 3 0					
市	負担調整率1.0	975 負担水準0.7以上0.8未満	0 4 0					
街	上	負担水準0.6以上0.7未満	0 5 0					
化	記	負担水準0.5以上0.6未満	0 6 0					
16	以	負担水準0.4以上0.5未満	0 7 0					
区	外 負担調整率1.1		0 8 0					
域		負担水準0.2以上0.3未満	0 9 0					
		負担水準0.1以上0.2未満	1 0 0					
農		負担水準0.1未満	1 1 0					
地		計	1 2 0	ф 0	0	6 0	0	ح 0
	本則による課税が		1 3 0					
	負担調整率1.0		1 4 0					
介	上 負担調整率1.0		1 5 0					
	負担調整率1.0		1 6 0					
在	記	負担水準0.6以上0.7未満	1 7 0					
	HC	負担水準0.5以上0.6未満	1 8 0					
1441	DI.	負担水準0.4以上0.5未満	1 9 0					
農	以 負担調整率1.1	0 負担水準0.3以上0.4未満	2 0 0					
		負担水準0.2以上0.3未満	2 1 0					
地	外	負担水準0.1以上0.2未満	2 2 0					
		負担水準0.1未満	2 3 0					
		計	2 4 0	0	0	0	0	0



第62表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	Д ,	11	·HI.	73	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
_	本則による課税がなされたもの	9 2	5	0	398	693	82, 720	⁵⁴ 82, 720	1, 108
般	上 負担調整率1.025が適用されたもの	2	6	0	244	401	59, 823	59, 791	965
	記 負担調整率1.05が適用されたもの	2	7	0	3	1	164	154	6
農	以 負担調整率1.075が適用されたもの	2	8	0					
地	外 負担調整率1.10が適用されたもの	2	9	0	1	1	90	2	1
76	計	3	0	0	646	1, 096	142, 797	142, 667	2, 080
	本則による課税がなされたもの	3	1	0	398	693	82, 720	82, 720	1, 108
合	上 負担調整率1.025が適用されたもの	3	2	0	244	401	59, 823	59, 791	965
	記 負担調整率1.05が適用されたもの	3	3	0	3	1	164	154	6
	以 負担調整率1.075が適用されたもの	3	4	0	0	0	0	0	0
計	外 負担調整率1.10が適用されたもの	3	5	0	1	1	90	2	1
Н	<u></u>	3	6	0	646	n 1,096	³ 142, 797	[†] 142, 667	^خ 2, 080

Ⅳ 償却資産に関する概要調書等報告書

地	方グ	表番号					
2	8	1	0	0	0	76	9

第69表 納税義務者数に関する調

都 道 府 県 名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)
個人・ 法人の別	区分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ)(人)
個	人	9	1	0	12	9, 754	21	30 38 2, 479
法	人	0	2	0		27, 312	14, 494	12, 818
合	計	0	3	0		37, 066	21, 769	15, 297

地	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	7	08				

第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

									1)				(2)			(3)	(4)			
	種類行番号				号	決定価格 (千円)				課	税				課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ) (千円)	額 (イ)	の以外の	りもの	訳 (ロ) (千円)	
市町	構	築	物	9	1	0	12		278,	138, 910	25		268		7, 485	5, 237, 245	51		263, 49	90, 240
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			436,	338, 564			428	, 245	5, 328	6, 861, 489			421, 3	83, 839
が価格	船	· ·	舶	0	3	0			8,	437, 040			5	, 138	3, 984	3, 298, 057			1, 8	40, 927
等を	航	空	機	0	4	0			1,	362, 106			1	, 362	2, 106	0			1, 3	62, 106
決定	車両	及び週	壓搬 具	0	5	0			15,	597, 198			11	, 752	2, 854	3, 842, 947			7, 9	09, 907
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			185,	698, 942			184	, 916	6, 624	2, 653, 566			182, 20	63, 058
も の	小	` 言	+ (ハ)	0	7	0			925,	572, 760			900	, 143	3, 381	21, 893, 304		:	878, 2	50, 077
法十 第九	定し、	配分し	各等を決 たもの	0	8	0			338,	568, 115			294	, 225	5, 583					
三条百関	道府県第決定し、	知事が信 配分し	ਜ਼格等を ∠たもの	0	9	0			38,	446, 186			35	, 112	2, 988					
八係	小	` 言	+ (=)	1	0	0			377,	014, 301			329	, 338	3, 571					
	3条第1項 が価格等を			1	1	0														
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0		1,	302,	587, 061			1, 229	, 481	952					
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							1, 229	, 481	, 952					
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0														

地	地方公共団体コード											
2	8	1	0	0	0	7	1					

第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

								(1)				(2)			(3)					(4)				
	種類類行番号					号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課税	標準	说 の特 ける	例規定もの(準 官の イ) F円)	額 (イ)	以外の	<u>内</u> のもの	訳 (ロ) (千円)	
市町	構	築物 0 1 0					12		6, 6	645, 136	25				5, 136	38					51		6, 6	63 45, 136	
村長	機械及び装置 0 2 0							3, 9	931, 902				3, 93	1, 902								3, 9	31, 902		
が 価 格	船	船 舶 0 3 0					193, 014								154,	062			,	38, 952					
等を	航	空	機	0	4	0				0		0													
決定	車両	及び遺	重搬 具	0	5	0				9, 729					9, 729						9				
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			4, 2	261, 967				4, 26	1, 966								4, 20	61, 966	
も の	/]		計 (ハ)	0	7	0			15,	195, 809			1	5, 04	1, 747				154,	062			14, 8	87, 685	
法十 第九	定し,	配分し	各等を決 たもの	0	8	0																			
三条百関	道府県 急決定し,	知事が作,配分	画格等を したもの	0	9	0										_									
八係	力	`	十 (二)	1	0	0				0					0										
法第74 県知事	3条第1項 が価格等る	の規定に を決定した	こより道府 たもの(ホ)	1	1	0										_									
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			15,	195, 809			1	5, 04	1, 747										
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							1	5, 04	1, 747										
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0																			

地	方公	表番号					
2	8	1	0	0	0	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

				(1)				(2)						(4)								
	種	類		番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課税適用	製 税標準のを受け	特例るも	規定の	7) (イ	の以外	<u>内</u> トのもの	訳 の (ロ) (千円)	
市町	構	築	物	9	1	0	12		271,	493, 774	25		26		2, 349	38		5,	237, 24	51		256,	845, 104
村長	機械	機械及び装置 0 2 0船舶 0 3 0						432,	406, 662			42	4, 31	3, 426			6,	861, 48	9		417,	451, 937	
が価格	船									4, 94	5, 970			3,	143, 99	5	1,801,975						
等を	航 空 機 0 4 0								1, 36	2, 106					0	1, 362, 106							
決定	車両	及び遺	運搬 具	0	5	0			15, 5	587, 469			1	1, 74	3, 125			3,	842, 94	7		7,	900, 178
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			181,	436, 975		180, 654, 658				2,	653, 56	6	178, 001,				
も の	小	` 言	計 (ハ)	0	7	0			910, 3	376, 951			88	5, 10	1, 634			21,	739, 24	2		863,	362, 392
法十 第九	総務大同定し,	豆が価 配分し	各等を決 たもの	0	8	0			338, 5	568, 115			29	4, 22	5, 583								
三条	道府県第決定し、	知事が信 配分し	西格等を したもの	0	9	0			38,	446, 186			3	5, 11	2, 988								
百関八係	小	、 言	計 (二)	1	0	0			377, (014, 301			32	9, 33	8, 571								
法第74 県知事	は3条第1項 が価格等を	の規定に を決定した	より道府 ともの(ホ)	1	1	0																	
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0		1,	287, 3	391, 252			1, 21	4, 44	0, 205								
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							1, 21	4, 44	0, 205								
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0																	

地	方グ	〉共 医]]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係)

都 道 府	県 名	兵庫県
市町	村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
			,_			定価格	課税			税標準額	決定価格	課税		課税標準額
		区 分	行	番号	•	(A) (千円	の特 (B)	例率 (C)	(A)	× (B) (千円)	(4) (て.円)	の特 (B)	例 率 (C)	$(A) \times (B) (D)$
	 	(送電用資産・電気事業用)	9	:	12	(A) (十円	25	(C) 27	29		(A) (千円)	(B) 55	(C)	(C) (千円
	为 1 仅	(公电用負性・电X)ず未用/	0	1 ()		1	3				2	3	
法		(変電所・電気事業用)	0	2 ()		3	4				3	5	
	第 2 項	(新線構築物)		3 (4, 515, 959	1	3		1, 505, 319	495, 463	2	3	330, 308
tota.		(新線立体交差化施設)	0	4 ()		1	6				1	3	
第	第 3 項	(ガス事業用資産)	0	5 ()		1	3				2	3	
	第 4 項	(農業協同組合等共同利用設備)	0	6 ()		1	2						
三	第 5 項	(外航船舶)	0	7 ()		1	10				1	6	
		(準外航船舶)	0	8 ()		1	4						
		(内航船舶)		9 (6, 596, 113	1	2		3, 298, 056				
百	第7項	(国際路線用航空機)		0 (1	5				2	15	
				1 (1	10						
四	第 8 項	(離島路線用航空機)		2 (1	3				2	3	_
쁘		(小型離島航空機)	_	3 (1	4				1	2	
		(日本放送協会)		4 (1, 039, 215	1	2		519, 607				
+		(日本原子力開発機構)		5 (1	3				2	3	
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)		6 (1	6				1	3	
	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)		7 (_		1	6						
九		②(青函・本四 新線構築物)		8 (_		1	18				1	9	
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)		9 (_		1	36				1	18	
条		④(青函・本四 変・送電用資産)		0 (1	8				3	20	
釆				1 (1	10						
	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)		2 (1	6				1	3	
0)				3 (2					5		
		(宇宙航空研究開発機構)		4 (2, 256	1	3		752		2		
		(海洋研究開発機構)		5 (1	3				2		
三		(熱供給事業用資産)		6 (544, 670		3		181, 556	723, 709	2		482, 473
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)		7 (2					4	_	
	第 19 項	(水資源機構)	2	8 ()		1	2				3	4	

地	方グ	共区	団体:	ュー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

			(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
			決定価格	課税机		課税		決定価格	課税		課 税 標 準 額
	区 分	行番号		の特色		$(A) \times$			の特		$(A) \times (B) (D)$
			(A) (千円)		(C)	00	(C) (千円)			(C)	(C) (千円)
	第 20 項 ①(特定地方交通線)	2 9 0	12	25 1	27	29		42	55	57	59 71
法	(the tab lab tab at)			-						_	
	②(新線構築物)	3 0 0		1	12				1	6	
第	③(新線立体交差化施設)	3 1 0		1	24				1	. 12	
213	④(河川事業鉄軌道用資産)	3 2 0		1	24				1	. 12	
_		3 3 0		1	6				5	24	
三	⑤(変・送電用資産)	3 4 0		3	16				9	40	
		3 5 0		3	20						
百	第21項(新エネルギー・産業技術総合開発機構)	3 6 0	494, 414	1	3		164, 805		2	3	
	第22項(科学技術振興機構)	3 7 0	58, 512	1	2		29, 256				
兀	第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	3 8 0		1	3				2	3	
		3 9 0		1	6						
+	第24項(関西国際空港㈱)	4 0 0		1	2						
	第25項(特定鉄道路線構築物)	4 1 0		1	4				1	. 2	
† ا	第 26 項 (信用協同組合等)	4 2 0		3	5						
74	第28項(変・送電用資産(鉄道事業用))	4 3 0	337, 724	3	4		253, 293		9	10	
H		4 4 0	262, 500	3	5		157, 500				
条	第29項(中部国際空港)	4 5 0	,	1	2		200,000				
	第30項(情報通信研究機構)	4 6 0		1	3				2	3	
0	第31項(社会保険診療報酬基金)	4 7 0		1	6				1	3	
	第32項(自動車安全運転センター)	4 8 0		1	6				1	3	
三	第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	4 9 0		1	2				1		
	第34項(外国貿易用コンテナー)	5 0 0	3, 142, 505	1	5		2, 513, 970				
	お 04 切 (グF国貝勿用コン / / / 一)	0 0 0	5, 142, 505	4	Э		2, 515, 970				

地	方グ	:共[団体:	コー	ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	区 分	行	番	号	決定価格 (A) (千円	課税 の特 (B)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	決 定 価 格 (A) (千円)	課税 の特 (B)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
	旧第13項(立体交差化施設)	9 5	1	0	12	25 —	27	29	42	55	57	59 71
法力	旧第19項(地下道又は跨線道路橋) 旧第21項(車庫構築物・立体交差化施設)			0	3, 425	1	2	1, 713				
第	旧第25項(日本電気計器検定所)	5	4	0		1	3			1	6	
_条	旧第26項(日本消防検定協会)	5	6			1	2			1	6	
三	旧第27項(小型船舶検査機構)	5	8	0		1	3			1	6	
百の	旧第28項(軽自動車検査協会)	6	0	0	18, 720	1 1	3	6, 240	28	1	6	5
四	旧第32項(雪崩・落石等対策設備)			0	199	3	2 4	100		5	6	
] =	旧第32項(高圧ガス保安協会)			0		1	3			1	6	
+	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	6	5	0		1	6			1	2	
				0		2	-	8, 632, 167	1, 219, 200	_	-	812, 786

地	方グ	共区]]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	F ()		TF	_	決	定価格		標準 (B)		標準額	決定価格		標準 (B)	課税標準額
	区分	仃	番	亏		(A) (千円)		例 率 (C) (C)	(A) ×	(B) (D) (千円)	(A) (千円)		例	(A) × (B) (D) (千円)
	第 1 項(倉庫等)	9			12	(A) (ID)	25	27	29	(6) (17)	(A) (□)	55	57	59 71
	37 1 X (A A 4)	0	1	0			1	2			450, 790	3	4	338, 092
		0	2	0			5	6				7	. 8	
法	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0	3	0		7, 092, 170	1	6		1, 182, 028	1, 072, 893	1	. 3	357, 631
		0	4	0		4, 673	2	3		3, 115		1	. 2	
		0	5	0			3	4						
附	第 3 項 (公害防止設備)	0	6	0			1	3				2	3	
		0	7	0		13, 761	1	2		6, 880		3	4	
	第 4 項(国内路線用航空機)	0	8	0			2	3				1	2	
則		0	9	0			2	5						
	第 6 項 (緑化施設)	1	0	0			1	2				1	. 3	
	第 7 項(鉄道駅の耐震補強工事)	1	1	0			2	3						
第	第 9 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)		2				1	2				3	5	
			3				2	3				4	5	
	第10項 (沖縄電力㈱)	1	4	0			2	3						
+	(沖縄電力㈱ 変・送電用資産)		5				2	9				4	9	
		_	6				2	5				1	. 2	
	第 11 項(廃棄物再生処理用機械設備)	1		0			2	3				3		
五	the conference of the conferen		8				4	5				5		
	第12項(大規模地震防災応急対策用資産)	_	9			544	2	3		362		3	-	
	第13項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)		0				1	2				3		
条	第 14 項(高度テレビジョン放送施設)		1			1, 369, 192	3	4		1, 026, 894	53, 779	2	3	35, 853
	## 4 F 7 \$ / F ## LP hp 1 # Will # WY = 1, I#\	_	2			50, 796	1	2		25, 398				
	第 15 項(広帯域加入者網構築設備)		3				2	3			13, 924	4	: 5	11, 139
		2	4	0			3	4						

地	方グ	表番号					
2	8	1	0	0	0	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係つづき)

都分	道床	f 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)		(2)	(3)			(4)	(5)	(6)	(7)		(8)	
					決	定価	格	課税		課	税	標準額	決定	価 格	課税		課	税標	準 額
	区 分	行	番	뭉				の特	例 率 (C)	(A)	\times	(B) (D)			の特	例 率 (C)	(A)	\times (B)	(D)
						(A) ((千円)	(B)	(C)		_	(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)		(C)) (千円)
法	第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	9	_	0	12			25	27	29			42		55	57	59		71
仏		2	Э	U				3	4						(8	'		
附		2	6	0				4	5										
則	第17項(雨水貯留浸透施設)	2	7	0				1	2	2					2	3			
	第 18 項(地方卸売市場)	2	8	0				1	2	2					2	3			
第	第19項(電気動力源自動車用設備)	2	9	0				2	3	3									
+	第20項(鉄道駅総合改善事業)	3	0	0		12	2, 658	3	4	ŀ		9, 494							
五.	第21項(国際船舶)	3	1	0				1	15										
条	第 22 項 (離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	3	2	0				1	3	3					1	6			_
木	合計	3	3	0		8, 543	3, 794	-	-			2, 254, 171	1, 5	591, 386	-	-			742, 715

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	7	8 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)		(2)		(3)		(4)			(5		(6		(7))			(8)	
			,_			決	定	価 格	課税					準 額	決	定	価 格				(B)		税		額
		区 分	行	番	号		(A)	(T.III	の 特	子 例		(A)		(D)		(A)	(т .п			列率		(A)	×_		(D)
-	第 99 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	9			12	(A)	(千円	(B)	27	(C)	29	(C)	(千円)	42	(A)	(千円	(E		(C)	,	59		(C)	(千円)
	第 40 填	()(村足跃坦争未讓又頁)生)	0	1	0] :	1	2														
N.I.		②(新線構築物)	0	2	0				<u> </u>	1	6								1		3				
法		③(立体交差化施設)		3		1				1	12	1							1		6				
		④(河川事業鉄軌道用資産)		4						1	12								1		6				
		(17) 中未外界(27)		т 5						1	3								5		12				
附										3	8								5		12				
		③(雪朋・洛石寺刈泉設備) ⑥(変・送電用資産)		6						-									9						
		(の(変・		7						3	8								9		20				
則	Mr ou rt	//w.\\\\ + \\ \		8					,	3	10								1		4				
		(鉄道車両安全向上設備)		9						1	2								1		4				
	第 25 頃	(家畜排せつ物管理施設)		0						1	2								2		3	—			
第				1					;	3	4														
		(バリアフリー化改良工事)		2					:	2	3														
		(低床車両)	1	3	0					1	4														
+	第 28 項	(貨物鉄道に対する貸付資産)	1	4	0					1	3								2		3	<u> </u>			
			1	5	0					1	2														
	第 29 項	(新造車両)	1	6	0		7, 6	673, 534	:	1	2		3, 8	36, 767											
五.	第30項	(PFI公共施設)	1	7	0					1	2														
	第31項	(都市利便施設)	1	8	0			4, 927	1	1	2			2, 464											
	第32項	(ICカードを利用するための機械)	1	9	0				;	3	4								4		5				
条	第33項	(成田国際空港㈱)	2	0	0				;	3	4														
	第 34 項	(国立大学校舎)		1						1	2														
		(スーパー中枢港湾)		2			2, 5	565, 223		1	2		1, 28	82, 611											

地	表看	表番号					
1	8	1	0	0	0	7	8 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
	区 分	4-	317.		決定価格	課税			说標準額	決定価格	課税		課税標	
	区分	1 J	番	ラ	(A) (千円)	の特 (B)	例 率 (C)	(A) >	× <u>(B)</u> (D) (千円)	(A) (千円)	(B)	例 率 (C)	$(A) \times (B)$	
	第 36 項(都市鉄道利便増進施設)	9	:		12	25	27	29		42	55	57	59	71
		2	3	0	20, 161	2	3		13, 441					
24.	第37項(次世代通信網構築設備)	2	4	0		3	4			204, 110	4	5		163, 288
法	第 38 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	2	5	0		1	2				3	5		
	第39項(テレワーク電気通信設備)	2	6	0		2	3							
	第 40 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	2	7	0	871, 619	1	2		435, 810					
附	第 41 項(鉄道事業再構築事業)	2	8	0		1	4							
	第42項 (バイオ燃料製造設備)	2	9	0		1	2							
	第 44 項(LGWAN-ASP専用設備)	3	0	0		2	3							
則	第 45 項(事業用太陽光発電設備)		1			2	3							
	第 46 項(指定会社等の特定用途港湾施設)	3	2	0		1	2							
	旧第1項(農山漁村電気施設)		3			2	3							
第	旧第5項(公共危害防止構築物)	_	4			1	3				1	2		
		3	5	0		3	5							
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	3	6	0		1	2				2	3		
+	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)		7		65, 964	2	3		43, 976		5	6		
	旧第10項(特定駐車場)		8			7	8							
	旧第12項(地域エネルギー利用施設)		9			5	6				7	8		
Ħ.	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	_	0			3	5				1	2		
	旧第15項(地方卸売市場)	_	1			4	5				3	4		
	旧第15項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)		2		3, 682, 323	1	2		1, 841, 162	889, 967	1	5		177, 993
条	旧第15項(老人保健施設)	-	3		229	7	8		200					
一木	旧第17項 ①(立体交差化施設)		4			1	6							
	②(旧交納付金法附則第19項)		5			_	-							
	③(旧交納付金法附則第20項)	4	6	0		_	_							

坩	地方公共団体コード													
2	8	1	0	0	0	7	8 5							

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	区分	行	番	号	決	定価格	課税の特	例 率 (C)	課税標準額 (A) × (B) (D)	決定価格	課税の特	例 率 (C)	課税標準額 (A) × (B) (D)
	to be a or (地下 7 to th > 计 体 for > 15 7 () 计 在 for + 1 = 1.1 (t)	0			10	(A) (千円)		(C)	(C) (千円)			(C)	(C) (千円)
	旧 第 18 項 (遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	4	7	0	12	3, 762	25 5	6	3, 135	42	55	57	59 /1
法	旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	4	8	0		2, 457, 991	1	2	1, 228, 996				
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	4	9	0			2	3					
附	旧第20項(電気通信信頼性向上設備)	5	0	0		449, 181	5	6	374, 318	50, 511	4	5	40, 409
	旧第21項(共同研究施設)	5	1	0			1	2			3	4	
H.I	旧第26項(電線類の地中化設備)	5	2	0			9	10					
則	旧第28項(新世代通信網構築設備)	5	3	0		2, 402	3	4	1,802		4	5	
	旧第28項(障害発生防止電気通信設備)	5	4	0			5	6					
第	旧第28項(鉄道事業用駅等大規模改良工事)	5	5	0			2	3			3	4	
	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	5	6	0			-	-					
+	旧第31項(牛処理衛生設備)	5	7	0			1	2					
'	旧第36項(公共荷さばき施設)	5	8	0			1	2					
	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	5	9	0			1	2			1	4	
五.	旧第45項(地下駅火災対策)	6	0	0			2	3					
	旧第46項(地下浸水対策)	6	1	0			2	3			1	2	
条	旧第49項(特定特殊自動車)	6	2	0		10, 187	1	2	5, 093				
	旧第54項(鉄道再生事業)	6	3	0			1	4					
I	合 計	6	4	0		17, 807, 503	-	-	9, 069, 775	1, 144, 588	_	-	381, 690

抴	地方公共団体コード								
2	8	1	0	0	0	7	6		

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(0)	(2)		(4)	(E)	(6)	(7)	(0)	
					泱	(1) : 定 価 格	(2) 課税:	(3) 標準 (B)	韗	(4) 税 標 準 額	(5) 決定価格	(6) 課 税	(7) 標準 (B)	課 税 標	準 額
	区 分		行番号				例率 (C)			八			(A) × (B)	. ,,,,	
			3	11 ⊞ 12		(A) (千円)		(C)	(11)	(C) (千円)	(A) (千円)		(C)	(C)	_
	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	12	(21) (111)	25	27	29		42		57	59	71
法	213	- ^		0 1 0			1	3							
12			①(三島特例)	0 2 0			1	2							
附		=	②(新線構築物)	0 3 0			1	6				1	3		
		三条	③(新線立体交差化施設)	0 4 0			1	12				1	6		
則	第	(/)	④(新造車両)	0 5 0			1	4							
	21.7	特	⑤(新幹線鉄軌道用資産)	0 6 0			1	12				1	6		
第		例三	⑥(青函・本四 鉄道施設)	0 7 0			1	12							
١,		と各	⑦(青函・本四 新線構築物)	0 8 0			1	36				1	18		
+	2	法	⑧(青函・本四 新線立体交差化)	0 9 0			1	72				1	36		
五		項	⑨(青函・本四 変・送電用資産)	1 0 0			1	16				1	20		
11.		第					3	40							
条		三と	⑩(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 2 0			1	6				1	3		
-		百の		1 3 0			1	12				5	12		
Ø	項	四連	①(車庫構築物・立体交差化施設)	1 4 0			1	6							
		· 連 十	⑩(雪崩・落石等対策設備)	1 5 0			3	8				5	12		
=		九 乗	⑬(変・送電用資産)	1 6 0			3	10				3	8		
		儿·		1 7 0			9	20							
法五	第		①(承継特例)	1 8 0			3	5							
附条	承	:と旧金 :三交法 ^連	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	1 9 0			-	ı							
則	維特	ニ父伝 ^へ ・島納と _乗	③(三島特例)	2 0 0			3	10							
第一	例	・ ・ ・ ・ ・	④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 1 0			_	-							
+=	第	2 項 (基盤	盤整備事業)	2 2 0			_	-							
			第2項 (三宅村特例)	2 3 0			1	2							
			第5項 (能登半島地震特例)	2 4 0			1	2							
法附	則第-	十六条の二	第7項 (新潟県中越沖地震特例)	2 5 0			1	2							
			旧第11項 (立体交差化施設)	2 6 0			1	3							
			旧第14項 (新潟県中越地震特例)	2 7 0			1	2							
	合 計		2 8 0		0	-	-		0	0	-	-		0	

地	地方公共団体コード								
2	8	1	0	0	0	7	8		

第78表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

				(1) (2)	
区 分	行	番	号	納税義務者数 (人) 課税標準額 (千	円)
150 万 円 未 満 の も の	90	1	0	21, 769	8, 570, 71 ³³
150 万以上160 万円未満のもの	90	2	0	12 429 21	664, 346
160 万以上170 万円未満のもの	90	3	0	12 356 ²¹	587, 274
170万以上180万円未満のもの	90	4	0	322 21	562, 933
180 万以上190 万円未満のもの	90	5	0	12 293 21	541, 731
190 万以上 200 万円未満のもの	90	6	0	12 282 21	550, 681
200 万以上250万円未満のもの	90	7	0	1, 189	2,660,959
250 万以上300 万円未満のもの	90	8	0	1,029	2, 818, 953
300万以上1,000万円未満のもの	90	9	0	5, 620	31, 114, 482
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	91	0	0	2, 180	31, 171, 682
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	91	1	0	12 862 21 2	21, 018, 528
3,000 万以上1億円未満のもの	91	2	0	1, 636	87, 692, 742
1 億 円 以 上 の も の	91	3	0	1, 099	50, 097, 641
計	91	4	0	12 37, 066 ²¹ 1, 23	38, 052, 669
計 法第389 大臣配分分	⁹ 1	5	0	12 190 21 29	94, 245, 302
の 条 関 係 知事配分分	91	6	0	12 4 21	35, 112, 988
訳 法 第 743 条 関 係	91	7	0	12 21	33

地	方グ	表看	番号				
2	8	1	0	0	0	7	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

				(1) (2)	
区 分	行	番	号	納 税 義 務 者 数 (人) 課 税 標 準 額 (千 円)
150 万 円 未 満 の も の	90	1	0	¹² 7, 275 ²¹	2, 956, 388
150 万以上160 万円未満のもの	90	2	0	135 21	209, 299
160 万以上 170 万円未満のもの	90	3	0	102 21	168, 352
170 万以上 180 万円未満のもの	90	4	0	12 80 21	139, 686
180 万以上 190 万円未満のもの	90	5	0	79 21	145,705
190 万以上 200 万円未満のもの	90	6	0	12 67 21	131, 133
200 万以上 250 万円未満のもの	90	7	0	320 21	716,028
250 万以上300 万円未満のもの	90	8	0	267	730,454
300 万以上1,000 万円未満のもの	90	9	0	1, 085	5, 667, 509
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	91	0	0	231 21	3, 235, 343
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1	1	0	72 21	1,726,488
3,000 万以上1億円未満のもの	91	2	0	12 38 21	1,639,358
1 億 円 以 上 の も の	91	3	0	3 21	532, 392
計	91	4	0	9, 754	17, 998, 135
計 法第389 大臣配分分	91	5	0	12 21	33
の条関係知事配分分	⁹ 1	6	0	12 21	33
訳 法第 743 条 関 係	⁹ 1	7	0	12 21	33

地	地方公共団体コード								
2	8	1	0	0	0	⁷ 8	08		

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			(1)	(2)
区 分	行 番	: 号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	⁹ 0 1	0	12 14, 494	5, 614, 323
150 万以上 160 万円未満のもの	⁹ 0 2	0	294	· ·
160 万以上 170 万円未満のもの	⁹ 0 3	0	12 254	
170 万以上 180 万円未満のもの	⁹ 0 4	0	12 242	
180 万以上 190 万円未満のもの	⁹ 0 5	0	12 214	
190 万以上 200 万円未満のもの	⁹ 0 6	0	12 215	
200 万以上 250 万円未満のもの	⁹ 0 7	0	12 869	
250 万以上300 万円未満のもの	90 8	0	12 762	2, 088, 493
300 万以上1,000 万円未満のもの	90 9	0	4, 535	²¹ 25, 446, 97 ³ 3
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	⁹ 1 0	0	1, 949	
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	⁹ 1 1	0	12 790	19, 292, 040
3,000 万以上1億円未満のもの	⁹ 1 2	0	1, 598	²¹ 86, 053, 38 ³
1 億 円 以 上 の も の	⁹ 1 3	0	1,096	1, 049, 565, 249
計	⁹ 1 4	0	27, 312	
計 法第389 大臣配分分	⁹ 1 5	0	190	³³ 294, 245, 302
の 条 関 係 知事配分分	⁹ 1 6	0	12 4	35, 112, 988
	⁹ 1 7	0	12	21 33

V 市町村交付金に関する概要調書等報告書

地	方を	>共5]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	8	9

平成23年度 市町村交付金の交付額等に関する調

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
						ļ,	, 	国	T		<u>有</u>	資		産	1
	F	/	<i>i</i> —	TF.			<u>計 帳</u> 十:	価		(通 家	価格)		
	区	分	仃	番	方				地			<u>屋</u>	償却資産	行番号	価格計(D)
						件 数	数量	n^2)	価格(A) (千円)	件 数	数 量 (m²)	価格(B) (千円)	価格(C) (千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
			9		:	12	18	**	30	40	46 (m)	56	(十円) 66	9	12 23
貸	法第4条第1項の 特例の適用がある	1/6の適用があるもの	0	1	0	215	134,	431	15, 719, 298					0 1 1	15, 719, 298
付	村内の週市がある	1/3の週用かめるもの	0	2	0	7		966	171, 018					0 2 1	171, 018
資		2/5の適用があるもの		3						56	-	8, 913, 422		0 3 1	8, 913, 422
産	上記以	外のもの		4		200	493,		10, 195, 475	2	-,	399, 384	1, 189, 276	0 4 1	11, 784, 135
生		=		5	•	422	628,	863	26, 085, 791	58	93, 820	9, 312, 806	1, 189, 276	0 5 1	36, 587, 873
空す	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの		6										0 6 1	0
港る	特例の適用がある			7										0 7 1	0
の固	も の	2/5の適用があるもの		8										0 8 1	0
用定	上記以外のもの	1/2の適用があるもの		9	ī									0 9 1	0
に資	工品外/1000	1/4の適用があるもの	1	0	0									1 0 1	
供産		計	1	1	0	0		0	0	0	0	0	0	1 1 1	0
国	有 林 野 (に係る土地	1	2	0	2	4, 148,	700	42, 272					1 2 1	42, 272
発は供電送す	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1	3	0					\setminus				1 3 1	
所電ス	する固定資産	特定多目的ダム法の規定の適用を受 ける 多 目 的 ダ ム に 係 る も の	1	4	0									1 4 1	0
・変電である固定の	変電所又は送電施	- 西設の用に供する固定資産	1	5	0									1 5 1	0
所用資 又に産		計	1	6	0	0		0	0	0	0	0	0	1 6 1	0
水に		のものの用に供する土地	1	7	0									1 7 1	
道供	方係 公会 ダムの用	1/2の適用があるもの	1	8	0									1 8 1	
施す	🚉 に 供 す る	3/4の適用があるもの	1	9	0									1 9 1	
ス	置定資産	特例率の適用がないもの	2	0	0									2 0 1	
設固	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2	1	0									2 1 1	0
等定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	2	0			_						2 2 1	0
の資	ダムに係るもの	特例率の適用がないもの	2	3	0									2 3 1	0
用産		=	2	4	0	0		0	0	0	0	0	0	2 4 1	0
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2	5	0									2 5 1	0
	合	計	2	6	0	424	4, 777,	563	26, 128, 063	58	93, 820	9, 312, 806	1, 189, 276	2 6 1	36, 630, 145

地	方々	K	表番号				
2	8	1	0	0	0	8	9

平成23年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき) —

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

					(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)		(16)
						公			·			産	
					É	. ,,,,		(通 知	価格)		
	区 分	行	番	号		土	地		家	屋	償却資産	行 番 号	価格計(D)
					件 数	数量	価 格 (A)	件 数	数量	価 格 (B)	価格(C)	11 . 11 . 12	
					11 %	$\stackrel{\mathcal{S}}{(m^2)}$	(千円)	11 %	(m^2)	(千円)	(千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	$\mathcal{D} = 0$	1	2	132	¹⁸ 741, 726	55, 826, 826	40	46	56	66 /5	0 1 3	55, 826, 826
付	特例の適用がある 1/3の適用があるもの	D 0	2	2	4	2, 165	396, 715					0 2 3	396, 715
次	も の $\frac{1}{2}$ 5の適用があるもの		3			,	,	130	853, 349	79, 099, 258		0 3 3	79, 099, 258
資	上記以外のもの	_	4	_	11	24, 428	2, 559, 389	3	13, 044	1, 308, 207	37, 025	0 4 3	3, 904, 621
産	計			2	147	768, 319	58, 782, 930	133	866, 393	80, 407, 465	37, 025	0 5 3	139, 227, 420
加上			6		111	100, 313	00, 102, 300	100	000, 093	00, 101, 100	01,020	0 6 3	100, 221, 420
空す	15-20 - 21-20 - 24 -											0 7 3	0
港る	特例の適用がある 1/3の適用があるもの 2/5の適用があるもの		7										0
の固	27 0 12 /2 /11 /1 (27 20 0 1		8									0 8 3	0
用定	上記以外のもの 1/2の適用があるもの		9					L.,				0 9 3	0
に資	エピダイジ 000 1/4の適用があるもの	り 1	0	2								1 0 3	
供産	해 <mark>.</mark>		1		0	0	0	0	0	0	0	1 1 3	0
玉	有林野に係る土地	1	2	2								1 2 3	
発は供	双電形の用と無地方公営企業に係るもの	り 1	3	2								1 3 3	0
電送す所電る		受 1	4	2								1 4 3	0
一・施口		D I	4	2								1 4 3	0
・変電の固定	変電所又は送電施設の用に供する固定資	産 1	5	2								1 5 3	0
形用資													
又に産	計	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	1 6 3	0
水に	地にダム以外のものの用に供する土地	也 1	7	2	3	370, 796	3, 782, 321			/		1 7 3	3, 782, 321
道供	カ係 ダムの用 1/2の適用があるも(ク 1	8	2								1 8 3	0
追す	g に供する 3/4の適用があるもの	り 1	9	2								1 9 3	0
施ったる	金も業の固定資産特例率の適用がないもの		0					1	29	7, 455	8, 887	2 0 3	16, 342
設固	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの		1	2								2 1 3	0
等定	法の規定の適用 3/4の適用があるもの 3/4の適用があるもの 3/4の適用があるもの	D 2	2	2								2 2 3	0
の資	ダムに係るもの 特例率の適用がないもの	D 2	3	2								2 3 3	0
用産	計			2	3	370, 796	3, 782, 321	1	29	7, 455	8, 887	2 4 3	3, 798, 663
石 油	備蓄施設の用に供する固定資産	2	5	2								2 5 3	
	合 計	2	6	2	150	1, 139, 115	62, 565, 251	134	866, 422	80, 414, 920	45, 912	2 6 3	143, 026, 083

地	方グ	K	表番号				
2	8	1	0	0	0	8	9

平成23年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都	道府県	: 名	兵庫県
市	町 村	名	神戸市

						(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
						国 有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増減額
	区	分	行	番号	<u> </u>	算定標準額 (千円)	交付金額 (円)(A) (注: 百円未満の嫌数は生 じないものであること	算定標準額 (千円)	交付金額 (円)(B) (注: 百円未満の端數は生 しないものであること	(A) + (B) (C) (円) (注: 百円未満の締散は生してないものであること	(D) (円) 注:百円未満の端数は生 じないものであること	(C) - (D)
貸	1771 1 71/11 1 7/4/	の適用があるもの	9	1 .	4	2, 619, 880	²² 36, 678, 200	³⁴ 9, 304, 470	⁴⁴ 130, 262, 500	⁵⁶ 166, 940, 700	168, 840, 900	△ 1,900,200
付	特例の適用がある も の 1/3	の適用があるもの	0	2 .	4	57, 006	798, 000	132, 238	1, 851, 300	2, 649, 300	2, 707, 300	△ 58,000
資	2 / 5	の適用があるもの	0	3 .	4	3, 565, 366	49, 914, 900	31, 639, 702	442, 955, 800	492, 870, 700	495, 979, 400	△ 3, 108, 700
産	上記以外	のもの		4		11, 784, 128	164, 977, 000	3, 904, 621	54, 664, 500	219, 641, 500	175, 102, 000	44, 539, 500
	計			5 .		18, 026, 380	252, 368, 100	44, 981, 031	629, 734, 100	882, 102, 200	842, 629, 600	39, 472, 600
空す		の適用があるもの		6						0		0
港る		の適用があるもの		7	_					0		0
の固		の適用があるもの	0		_					0		0
用定		の適用があるもの	-	9 .	_					0		0
に資		の適用があるもの	⊢ i	0								
供産	計		1	1	4	0	0	0	0	0	0	0
玉	有 林 野 に 係	る土地	1	2 .	4	42, 272	591, 800			591, 800	591, 500	300
発は供電送す	発電所の用に供地方公	営企業に係るもの	1	3	4					0		0
所雷 .	する固定資産 特定多目的	カダム法の規定の適用を受 目 的 ダ ム に 係 る も の	1	4	4					0		0
の・変電所を施設の用	変電所又は送電施設の用	に供する固定資産	1	5	4					0		0
対用な	計		1	6	4	0	0	0	0	0	0	0
水に	地にダム以外のものの)用に供する土地	1	7 .	4			3, 782, 321	52, 952, 400	52, 952, 400	39, 906, 500	13, 045, 900
道供	カ係 公 _る ダムの用 1/2	の適用があるもの	1	8	4					0		0
	世 と と と こ こ / 4	の適用があるもの	1	9	4					0		0
施する		の適用がないもの	2	0	_			16, 342	228, 800	228, 800	94, 900	133, 900
設置		の適用があるもの	2		_			, - 1=	,	0	<i>'</i>	0
等定	法の規定の適用 3/4	の適用があるもの	-	2	_					0		0
の資	を気りる多目的	の適用がないもの	2		-					0		0
用産	計		2	4	4	0	0	3, 798, 663	53, 181, 200	53, 181, 200	40, 001, 400	13, 179, 800
石 油	備蓄施設の用に供	する固定資産	-	5	_					0	, , , ,	0
	合	計	2	6	4	18, 068, 652	252, 959, 900	48, 779, 694	682, 915, 300	935, 875, 200	883, 222, 500	52, 652, 700